

西東京市国土強靱化地域計画 (素案)

令和7年●月

西東京市

目次

第1章	本計画の基本的事項	1
第1節	策定の趣旨	1
第2節	計画の位置づけ	1
第3節	策定の流れ	2
第4節	計画の期間	2
第5節	市の概況	2
第6節	想定リスク	8
第2章	本計画の目標と基本的な考え方	15
第1節	基本目標	15
第2節	事前に備えるべき目標	15
第3節	国土強靱化を推進する上での基本的な方針	15
第3章	脆弱性評価	18
第1節	脆弱性評価の考え方	18
第2節	リスクシナリオの設定	19
第3節	施策分野における関係性の整理	21
第4節	脆弱性評価・強靱化のための推進方針	24
目標1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	24
目標2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	58
目標3	必要不可欠な行政機能は確保する	86
目標4	経済活動を機能不全に陥らせない	91
目標5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	100
目標6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	112
第4章	計画の推進	119
第1節	計画の推進	119
第2節	進捗管理	119
第3節	計画の見直し	119

第1章 本計画の基本的事項

本計画の前提となる基本的事項として、計画策定の趣旨や位置づけ、策定の流れ、計画期間を以下に示す。また、本市における国土強靱化の前提として踏まえておくべき、市の概況、市が抱えるリスクを整理した。

第1節 策定の趣旨

我が国は、東日本大震災において、未曾有の大災害を経験した。

国においては、大地震等の発生度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧復興を図る、といった事後対策の繰り返しを避け、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策をまちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施するため、平成 25 年 12 月に強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）を制定した。平成 26 年6月に基本法に基づく国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、平成 30 年 12 月には近年の災害から得られた教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえ基本計画の変更を行うなど、国土強靱化を推進している。

都においては、平成 28 年1月に東京都国土強靱化地域計画を策定し、東京における国土強靱化を推進していくこととしている。

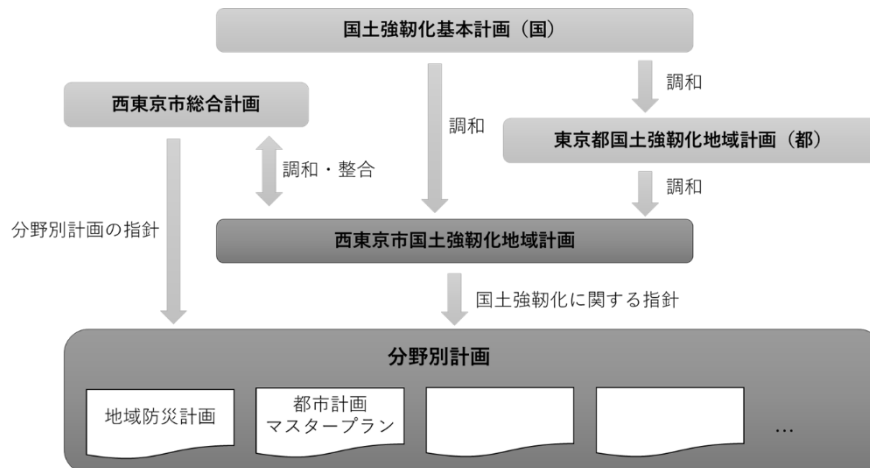
市においても、国や都の国土強靱化の取組と調和を図りながら、強靱な地域づくりを着実に推進していくため、西東京市国土強靱化地域計画を策定する。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定する。市の最上位計画である総合計画と調和・整合を図りながら、各分野別計画の国土強靱化に関する指針となるものである。

基本法第 14 条に基づき国の基本計画との調和を保ちつつ、市域の強靱化に向けた連携・役割分担を図るため、都の地域計画とも調和・連携が保たれたものとする。

【市の国土強靱化地域計画の位置付け】

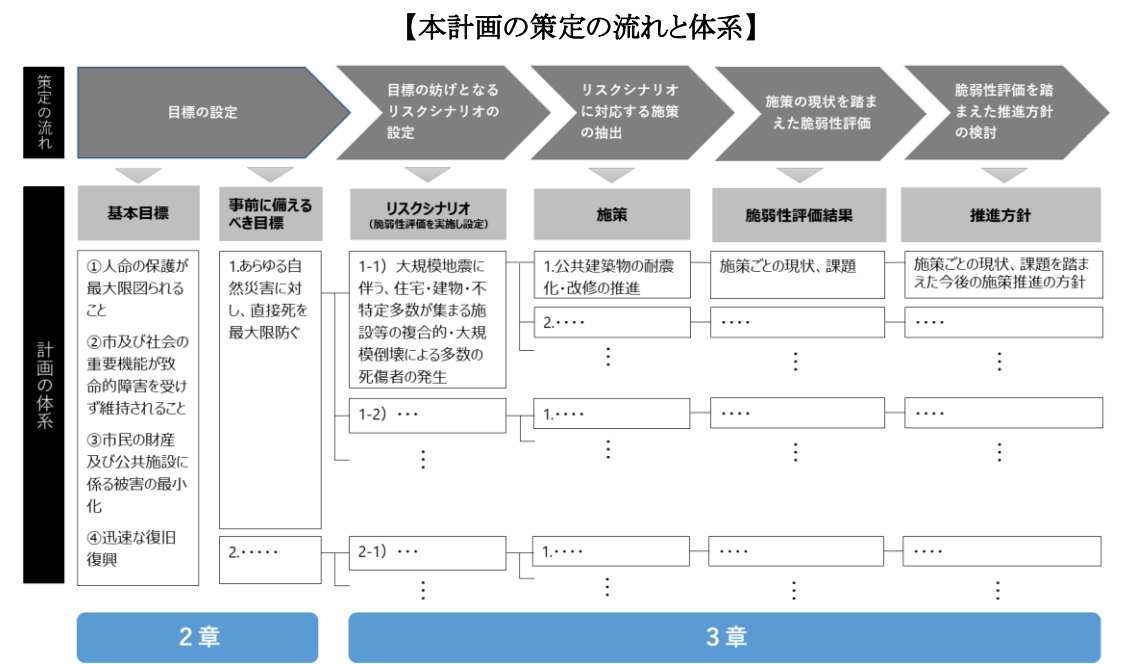


第3節 策定の流れ

本計画の策定の流れと計画の体系の関係は下図のとおりである。

目標の設定においては、国の基本計画に基づき基本目標と事前に備えるべき目標を定めた。内容は第2章で整理している。

目標の妨げとなるリスクシナリオの設定、リスクシナリオに対応する施策の抽出、施策の現状を踏まえた脆弱性の評価、強靱化のための推進方針の検討については、第3章で整理している。



第4節 計画の期間

策定の時点を始期とし、社会情勢の変化や新たな大規模自然災害の発生、国や都の動向、市に多大な影響を及ぼす被害想定の変更、総合計画をはじめとする各種計画や施策の進捗状況、社会情勢の変化等を考慮し、必要に応じて見直しを行う。

第5節 市の概況

1 自然条件

(1) 位置

市は、武蔵野台地のほぼ中央部にあり、都心の西北(北緯 35 度 44 分、東経 139 度 33 分)に位置し、北は埼玉県新座市、南は武蔵野市及び小金井市、東は練馬区、西は小平市及び東久留米市に隣接する。面積は 15.75km²、広がり東西 4.8km、南北 5.6km となっている。

(2) 地形・地質構造

市は、武蔵野台地(武蔵野面)に位置しており、台地上はおおむね平坦で、標高は 46.7m から

67m である。台地を刻み石神井川、田柄川、新川、白子川による谷底平野や浅い谷が分布し緩傾斜の崖線が連なるが、石神井川流域の一部に急斜面がある。

なお、石神井川流域や白子川流域、武蔵野台地の一部は、市街化に伴い土地を平坦化した人工改変地である。

関東平野の地質構造は、地下深部に伏在し、起伏に富んだ半地溝（ハーフグラベン）を呈する岩類を基盤とし、それを上総・下総層群等が厚く埋積する。本市付近の武蔵野台地は、下位から東京層群や武蔵野礫層、関東ローム層（武蔵野ローム層・立川ローム層）で構成される。

(3) 河川・水路

市内南部を一級河川である石神井川が流れ、市内北部及び中部は練馬区内を起点とする一級河川白子川の流域となっている。

これまでの都による河川改修により、石神井川及び白子川（本流）は時間雨量 30mm に対応する改修が完了しているが、近年、市街化が進むにつれて遊水機能を持っていた畑等が減少し、替わってアスファルトの道路やコンクリート舗装の施設が増加してきたため、集中豪雨時に多量の雨水が一気に雨水管へ流れ込み、排水能力を超えた雨水が路上にあふれ出るなど、いわゆる都市型水害の発生が見られるようになった。

石神井川及び白子川では、現在、年超過確率 1/20 の規模の降雨に対応するため、水害対策の強化を図っている。

(4) 気象

本市における気温、年降水量の観測値は以下のとおりである。近年のヒートアイランド現象等起因とする豪雨の頻発化もあり、特に梅雨期、台風、秋雨期の集中豪雨による浸水被害等に配慮する必要がある。

【本市における気温・年降水量】

年次	気温(℃)			降水量 (mm)
	最高極	最低極	平均	
平成 26 年	36.9	-3.3	15.8	1,516.5
平成 27 年	40.3	-2.7	16.4	1,294.5
平成 28 年	37.9	-2.3	16.5	1,155.0
平成 29 年	37.5	-3.7	15.8	1,114.5
平成 30 年	41.2	-4.9	16.7	1,227.5
令和元年	44.1	-1.7	16.2	1,644.0
令和2年	43.2	-3.0	16.3	1,383.0
令和3年	40.1	-3.0	16.3	1,516.5
令和4年	39.9	-3.6	16.1	1,118.0
令和5年	42.0	-3.6	17.3	1,253.0

西東京市防災・保谷保健福祉総合センター観測

出典：西東京市地域防災計画

第1章 本計画の基本的事項

第1節 策定の趣旨

第2節 計画の位置づけ

第3節 策定の流れ

第4節 計画の期間

第5節 市の概況

第6節 想定リスク

第2章 本計画の目標と 基本的な考え方

第1節 基本目標

第2節 事前に備えるべき目標

第3節 国土強靭化を推進する 上での基本的な方針

第3章 脆弱性評価

第1節 脆弱性評価の考え方

第2節 リスクシナリオの設定

第3節 施策分野における関係 性の整理

第4節 脆弱性評価・強靭化の ための推進方針

第4章 計画の推進

2 社会的条件

(1) 人口

令和7年1月1日現在、住民基本台帳による総人口は 206,245 人、総世帯数が 103,012 世帯、1 世帯当たり人口が 2.0 人となっている。

年齢別人口の構成比は、15 歳未満 11.7%、15～64 歳 63.8%、65 歳以上 24.5%となり、特に高齢者人口は平成 30 年に比べ 2,772 人の増加となっている。

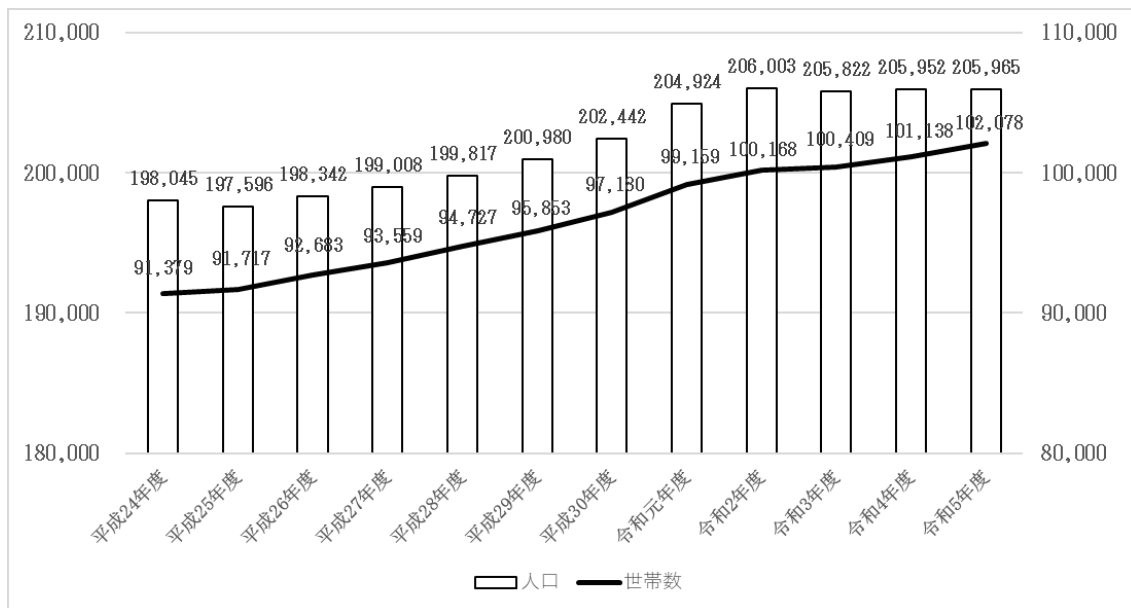
なお、本市の人口密度は、13,095 人/km²となり区部と同程度の過密状況となっている。
市の人口は増加傾向にあり、令和9年までは横ばいの状態が続き、その後は緩やかに減少に転じて、令和 24 年には約 20.1 万人まで減少する見通しである。

年齢階層別で見ると、65 歳以上の高齢者人口は増加を続け、平成 29 年の約 4.7 万人(人口構成比 23.7%)から令和 24 年には約 6.2 万人(人口構成比 31.3%)に達する見込みである。

一方で、15～64 歳の生産年齢人口と 15 歳未満の年少人口は一貫して減少し、生産年齢人口は約 12.8 万人(人口構成比 64.0%)から約 11.7 万人(人口構成比 58.3%)に、年少人口は約 2.5 万人(人口構成比 12.4%)から約 2.1 万人(人口構成比 10.4%)まで減少すると予想されている。

第1章 本計画の基本的事項
第1節 策定の趣旨
第2節 計画の位置づけ
第3節 策定の流れ
第4節 計画の期間
第5節 市の概況
第6節 想定リスク
第2章 本計画の目標と 基本的な考え方
第1節 基本目標
第2節 事前に備えるべき目標
第3節 国土強靱化を推進する 上での基本的な方針
第3章 総務性評価
第1節 総務性評価の考え方
第2節 リスクシナリオの設定
第3節 施策分野における関係 性の整理
第4節 総務性評価・強靱化の ための推進方針
第4章 計画の推進

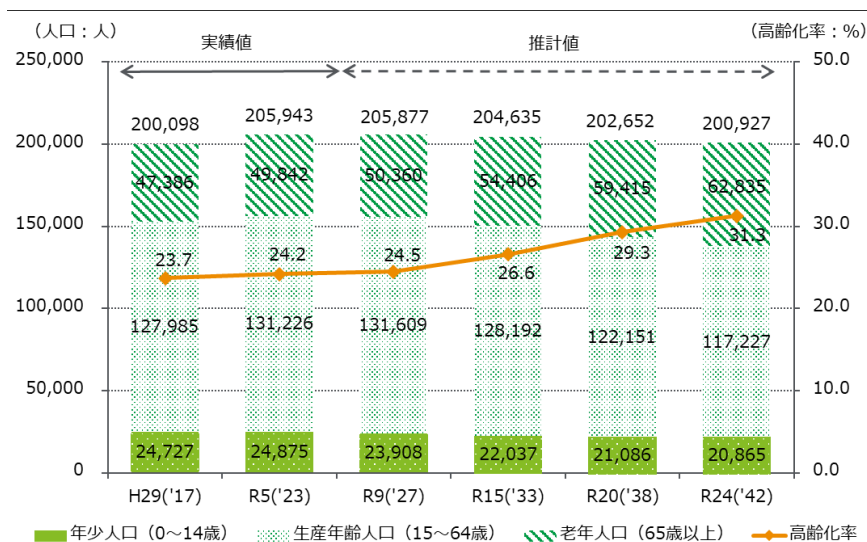
【市の人口及び世帯数の推移(各年12月1日)】



※外国人住民を含む。

出典:住民基本台帳による世帯と人口

【市の将来人口推計】



出典:西東京市公共施設等総合管理計画

第1章 本計画の基本的事項

- 第1節 策定の趣旨
- 第2節 計画の位置づけ
- 第3節 策定の流れ
- 第4節 計画の期間
- 第5節 市の概況
- 第6節 想定リスク

第2章 本計画の目標と基本的な考え方

- 第1節 基本目標
- 第2節 事前に備えるべき目標
- 第3節 国土強靱化を推進する上での基本的な方針

第3章 脆弱性評価

- 第1節 脆弱性評価の考え方
- 第2節 リスクシナリオの設定
- 第3節 施策分野における関係性の整理
- 第4節 脆弱性評価・強靱化のための推進方針

第4章 計画の推進

(2) 産業

市の事業所数は 4,921 事業所、従業者数は 51,672 人となっている。

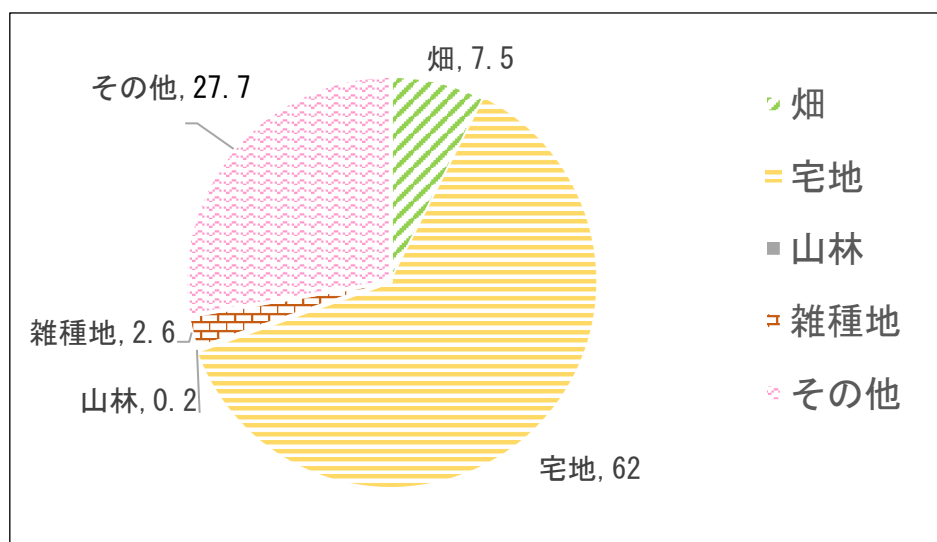
従業者規模別の事業所数では、9人以下が全体の約 76%を占めている。産業別の事業所数構成比は、卸売・小売業 21.6%、医療、福祉 14.7%、宿泊業、飲食サービス業 10.9%、不動産業、物品賃貸業 10.0%である。

従業者数は、田無町 10,009 人、芝久保町 3,914 人、新町 3,763 人である。

(3) 土地利用

令和5年の地目別土地利用は、宅地が 62.0%と過半数を占め、畑は 7.5%となっている。

【本市における地目別土地面積(令和5年1月1日)】(単位: %)



出典: 令和5年版統計にしようきょう

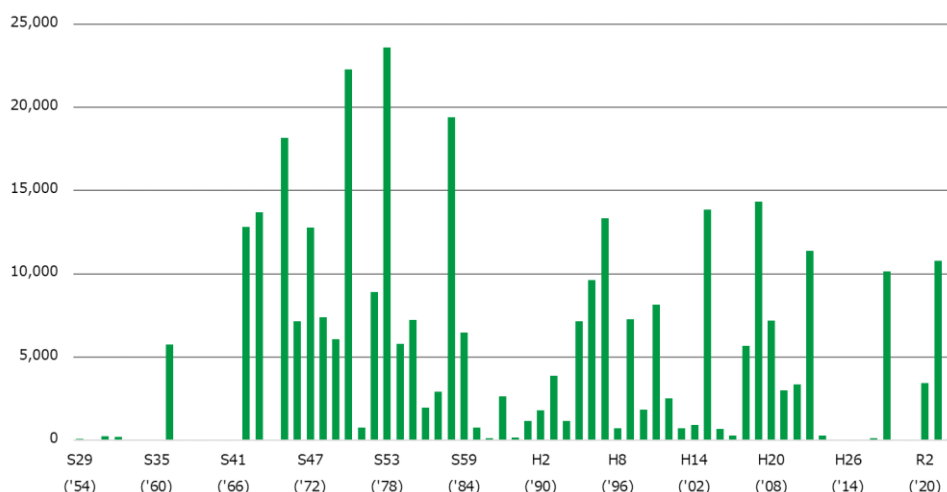
(4) 公共施設

市の公共施設は、高度経済成長期の急激な人口増加により、昭和 40 年代から昭和 50 年代にかけて教育施設を中心に整備が進められ、この頃に整備された公共施設の多くは数年後に更新の時期を迎える。

近年では、平成 13 年度から平成 22 年度までの新市建設計画の期間中に、合併特例債等の活用により、多くの公共施設が整備されている。

特に課題となるのは、高度経済成長期以降に集中的に整備された公共施設の維持管理であり、その約半数が小学校・中学校で占められている。劣化状況からも明らかのように、この頃に整備された公共施設の老朽化が進んでおり、近く抜本的な対応を求められることが予想される。

【築年別施設整備料(総延床面積)】



出典:西東京市公共施設等総合管理計画

(5) 道路・橋梁

市道の延長は 244,434m、面積は 1,399,791m²である。道路ストック点検により、劣化状況や空洞の有無などを調査しているが、老朽化等による傷みが目立つ路線も増えてきている。

市が管理している橋梁(橋長2m 以上)は、42 橋ある。その大半が架設から 45 年程度の年数を経ており、老朽化が進みつつある。

出典:西東京市公共施設等総合管理計画

(6) 下水道

市の下水道は分流式のため、汚水と雨水を別々の管路系統で排除している。下水道の汚水管延長は 397,434.72m、雨水管延長は 9,113.23m である(令和5年3月現在)。総人口に対する水洗化普及率(接続率)は 97.6%(令和5年3月現在)になっている。

本市では、昭和 48 年度から平成4年度にかけて、集中的に下水道管きよの整備を進めた。そして集中的に整備した下水道管きよの布設から 50 年後に当たる、令和6年度から令和 23 年度に改築、更新時期のピークを迎える見込みである。

第1章 本計画の基本的事項

第1節 策定の趣旨

第2節 計画の位置づけ

第3節 策定の流れ

第4節 計画の期間

第5節 市の概況

第6節 想定リスク

第2章 本計画の目標と基本的な考え方

第1節 基本目標

第2節 事前に備えるべき目標

第3節 国土強靱化を推進する上での基本的な方針

第3章 脆弱性評価

第1節 脆弱性評価の考え方

第2節 リスクシナリオの設定

第3節 施策分野における関係性の整理

第4節 脆弱性評価・強靱化のための推進方針

第4章 計画の推進

第6節 想定リスク

本計画では、大規模自然災害に備えるという基本法及び基本計画の趣旨を踏まえ、大規模自然災害を想定する。個別の大規模自然災害リスクについては、以下のとおりである。

1 地震

都心南部直下地震、多摩東部直下地震、大正関東地震地震、立川断層帯地震については、全地区で震度6弱程度が想定される。特に多摩直下地震については、市南西部で震度6強を示す地域が分布しており、人的被害、建物被害、ライフライン被害ともに甚大な被害が発生すると想定される。

【市に被害をもたらすとされる想定地震】

項目	想定地震			
種類	都心南部直下地震	多摩東部直下地震	大正関東地震	立川断層帯地震
震源	東京都 23 区南部	東京都多摩地域	神奈川県西部	東京都多摩地域
規模	マグニチュード(以下「M」と表記する。)7.3		M8クラス	M7.4
震源の深さ	約 49km	約 45km	約 11km	約 17km

出典:東京都地域防災計画(令和6年修正)

第1章 本計画の基本的事項

第1節 策定の趣旨

第2節 計画の位置づけ

第3節 策定の流れ

第4節 計画の期間

第5節 市の概況

第6節 想定リスク

第2章 本計画の目標と基本的な考え方

第1節 基本目標

第2節 事前に備えるべき目標

第3節 国土強靱化を推進する上での基本的な方針

第3章 脆弱性評価

第1節 脆弱性評価の考え方

第2節 リスクシナリオの設定

第3節 施策分野における関係性の整理

第4節 脆弱性評価・強靱化のための推進方針

第4章 計画の推進

【多摩東部直下地震における市の被害想定】

時期及び時刻		冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕方18時	
風速		4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒
要因別	死者数	65 人	66 人	38 人	39 人	98 人	101 人
	ゆれによる建物全壊	41 人	41 人	17 人	17 人	25 人	25 人
	急傾斜地崩壊による建物全壊	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	火災	19 人	20 人	16 人	17 人	66 人	69 人
	ブロック塀	0 人	0 人	1 人	1 人	4 人	4 人
	屋外落下物	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	屋内収容物	5 人	5 人	3 人	3 人	3 人	3 人
	負傷者数	1,028 人	1,032 人	743 人	747 人	1,097 人	1,112 人
要因別	うち重傷者数	106 人	107 人	92 人	93 人	188 人	192 人
	ゆれによる建物全壊	870 人	870 人	581 人	581 人	636 人	636 人
	急傾斜地崩壊による建物全壊	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	火災	34 人	39 人	36 人	40 人	258 人	273 人
	ブロック塀	4 人	4 人	48 人	48 人	121 人	121 人
	屋外落下物	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	屋内収容物	119 人	119 人	78 人	78 人	82 人	82 人
	建物被害棟数	704 棟	704 棟	704 棟	704 棟	704 棟	704 棟
要因別	ゆれなどによる建物全壊	702 棟	702 棟	702 棟	702 棟	702 棟	702 棟
	液状化による建物全壊	2 棟	2 棟	2 棟	2 棟	2 棟	2 棟
	急傾斜地崩壊による建物全壊	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
	出火件数	5 件	5 件	6 件	6 件	11 件	11 件
焼失棟数（倒壊建物を含む）		738 棟	776 棟	880 棟	928 棟	3,364 棟	3,537 棟
焼失棟数（倒壊建物含まない）		724 棟	761 棟	863 棟	910 棟	3,297 棟	3,467 棟
避難者数（最大）		27,783 人	27,947 人	28,400 人	28,656 人	39,186 人	39,935 人
	避難所避難者数	18,522 人	18,632 人	18,934 人	19,104 人	26,124 人	26,624 人
	避難所外避難者	9,261 人	9,315 人	9,466 人	9,552 人	13,062 人	13,311 人
都内滞留者数		- 人	- 人	140,758 人	140,758 人	140,758 人	140,758 人
帰宅困難者数		- 人	- 人	8,504 人	8,504 人	8,504 人	8,504 人
災害時要配慮者死者数		51 人	52 人	30 人	31 人	77 人	80 人
自力脱出困難者数		358 人	358 人	239 人	239 人	260 人	260 人
閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数		156 台	156 台	156 台	173 台	171 台	173 台
災害廃棄物		27 万 t	27 万 t	27 万 t	27 万 t	33 万 t	33 万 t

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わない場合がある。

※避難所避難者数は、「首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月）」における計算式を基に算出

第1章
本計画の基本的事項

第1節
策定の趣旨

第2節
計画の位置づけ

第3節
策定の流れ

第4節
計画の期間

第5節
市の概況

第6節
想定リスク

第2章
本計画の目標と
基本的な考え方

第1節
基本目標

第2節
事前に備えるべき目標

第3節
国土強靱化を推進する
上での基本的な方針

第3章
脆弱性評価

第1節
脆弱性評価の考え方

第2節
リスクシナリオの設定

第3節
施策分野における関係
性の整理

第4節
脆弱性評価・強靱化の
ための推進方針

第4章
計画の推進

第1章 本計画の基本的事項
第6節 想定リスク

第1章 本計画の基本的事項
第1節 策定の趣旨
第2節 計画の位置づけ
第3節 策定の流れ
第4節 計画の期間
第5節 市の概況
第6節 想定リスク
第2章 本計画の目標と 基本的な考え方
第1節 基本目標
第2節 事前に備えるべき目標
第3節 国土強靱化を推進する 上での基本的な方針
第3章 総務性評価
第1節 脆弱性評価の考え方
第2節 リスクシナリオの設定
第3節 施策分野における関係 性の整理
第4節 脆弱性評価・強靱化の ための推進方針
第4章 計画の推進

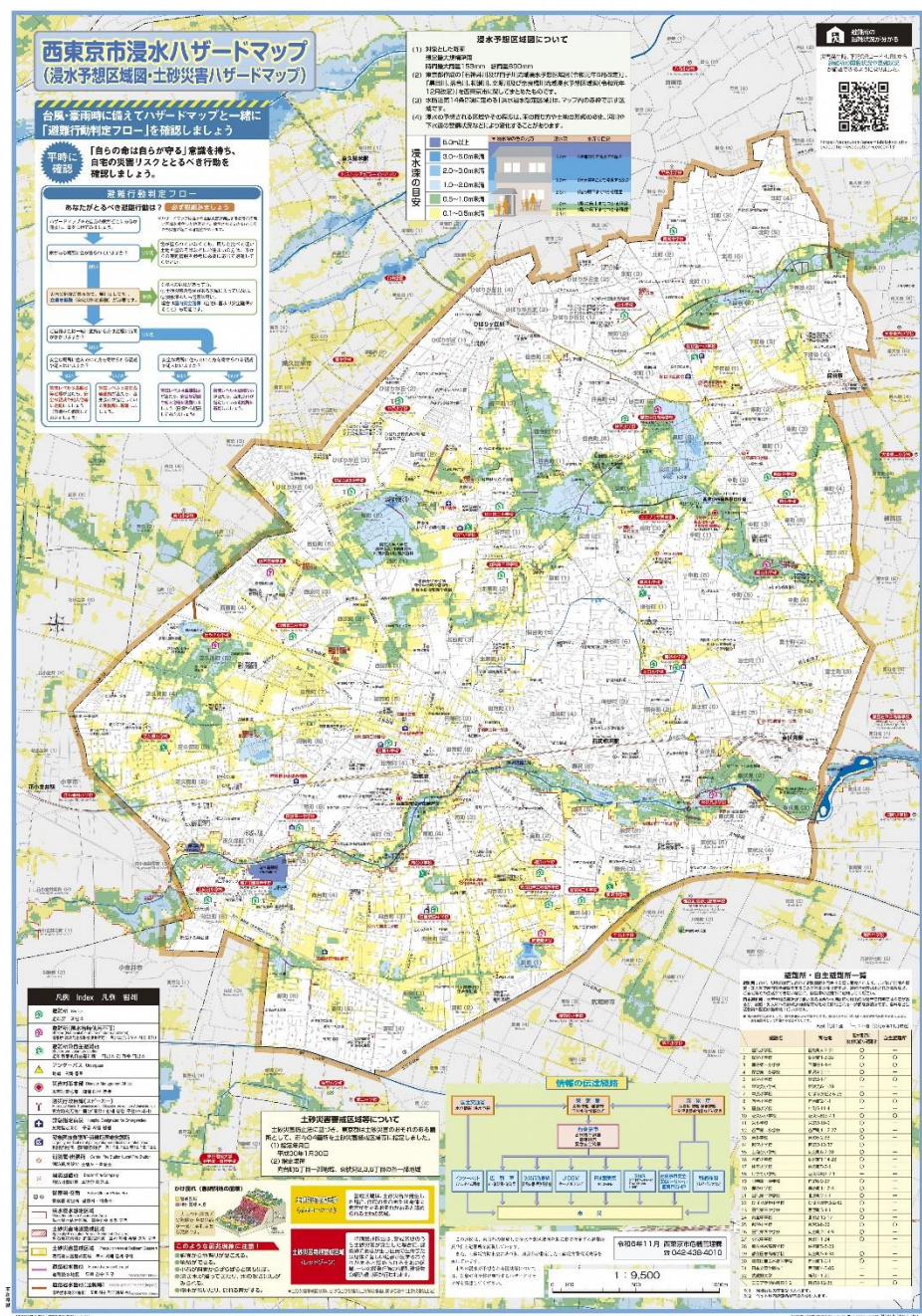
時期及び時刻		冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕方18時	
風速		4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒
電力	停電率（西東京市）	2.0 %	2.1 %	2.2 %	2.2 %	2.7 %	2.8 %
	停電率（多摩）	1.9 %	1.9 %	2.0 %	2.0 %	2.4 %	2.5 %
	停電率（都全体）	9.0 %	9.1 %	9.4 %	9.5 %	11.6 %	11.9 %
固定電話	不通率（西東京市）	0.7 %	0.6 %	0.8 %	0.8 %	1.3 %	1.4 %
	不通率（多摩）	0.5 %	0.4 %	0.5 %	0.6 %	1.0 %	1.1 %
	不通率（都全体）	1.2 %	1.2 %	1.4 %	1.5 %	3.7 %	4.0 %
ガス	供給停止率（西東京市）	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %
	供給停止率（多摩）	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %
	供給停止率（都全体）	24.3 %	24.3 %	24.3 %	24.3 %	24.3 %	24.3 %
上水道	断水率（西東京市）	8.6 %	8.6 %	8.6 %	8.6 %	8.6 %	8.6 %
	断水率（多摩）	9.2 %	9.2 %	9.2 %	9.2 %	9.2 %	9.2 %
	断水率（都全体）	26.4 %	26.4 %	26.4 %	26.4 %	26.4 %	26.4 %
下水道	管きよ被害率（西東京市）	2.8 %	2.8 %	2.8 %	2.8 %	2.8 %	2.8 %
	管きよ被害率（多摩）	2.3 %	2.3 %	2.3 %	2.3 %	2.3 %	2.3 %
	管きよ被害率（都全体）	4.0 %	4.0 %	4.0 %	4.0 %	4.0 %	4.0 %

出典：西東京市地域防災計画

2 風水害

都では、河川や下水道の整備水準を上回る大雨が降った場合を想定し、地域の被害に対する危険性をあらかじめ周知し、自ら避難等の対策を講じることを目的に浸水予想区域図を作成している。本市の区域において、想定される最大規模の降雨により予想される浸水深と浸水箇所を示した「石神井川及び白子川流域浸水予想区域図(令和元年5月改定)」、「黒目川、落合川、柳瀬川、空堀川及び奈良橋川流域浸水予想区域図(令和元年12月改定)」が作成されている。

【想定最大規模の降雨により市で想定される浸水深・浸水箇所】



出典:西東京市浸水ハザードマップ(令和6年11月改訂)

第1章 本計画の基本的事項

第1節 策定の趣旨

第2節 計画の位置づけ

第3節 計画の流れ

第4節 計画の期間

第5節 市の概況

第6節 想定リスク

第2章 本計画の目標と基本的な考え方

第1節 基本目標

第2節 事前に備えるべき目標

第3節 国土強靭化を推進する上での基本的な方針

第3章 脆弱性評価

第1節 脆弱性評価の考え方

第2節 リスクシナリオの設定

第3節 施策分野における関係性の整理

第4節 脆弱性評価・強靭化のための推進方針

第4章 計画の推進

既往風水害としては、昭和 33 年9月の狩野川台風による新川及び石神井川流域、昭和 40 年9月の台風 17 号による石神井川流域での浸水被害があげられる。市が誕生した平成 13 年1月以降の主な被害は以下のとおりである。

【平成 13 年1月以降の主な風水害履歴】

年月日	被害状況	備考
平成 16 年 10 月 9 日	床上浸水 18 件、床下浸水 69 件	台風第 22 号
平成 18 年9月 11 日	床上浸水 10 件、床下浸水 25 件	大雨
平成 26 年6月 7 日	床下浸水1件	大雨
平成 26 年7月 24 日	床上浸水3件、床下浸水8件	大雨
平成 28 年8月 22 日	床下浸水3件	台風第9号
平成 29 年8月 19 日	床上浸水1件、床下浸水 16 件	大雨
平成 29 年 10 月 19 日 ～23 日	床上浸水1件、床下浸水2件	台風第 21 号
平成 30 年3月 9 日	床下浸水1件	大雨
平成 30 年8月 27 日	床上浸水2件	大雨
平成 30 年9月 30 日 ～10 月 1 日	倒木・屋根剥離等 約 200 件	台風第 24 号
令和元年9月 8 日 ～9 日	倒木・屋根剥離等 36 件	台風第 15 号
令和元年 10 月 11 日 ～13 日	床下浸水3件、倒木等 64 件	台風第 19 号
令和5年6月 2 日 ～3 日	床上浸水1件、床下浸水1件	台風第2号

出典：西東京市地域防災計画

3 土砂災害

土砂災害警戒区域が4か所、うち2か所は土砂災害特別警戒区域の指定がされている。

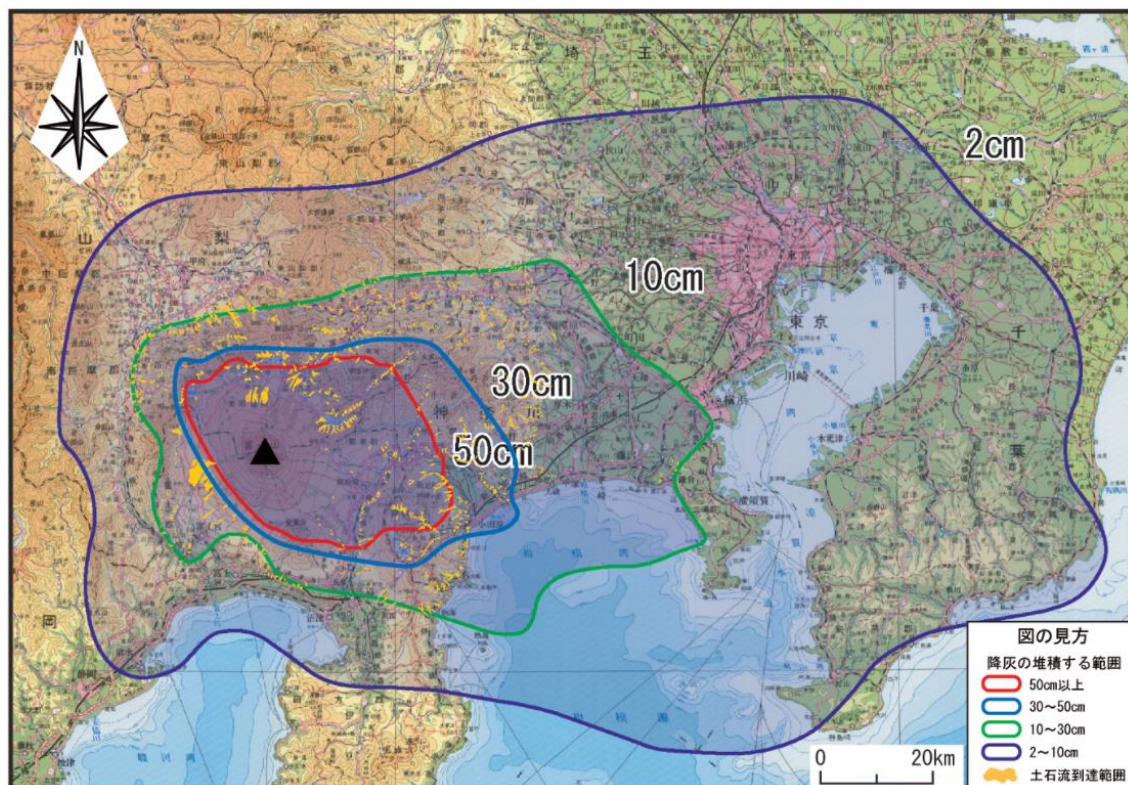
4 火山災害

富士山が大規模噴火した場合は市内でも数 cm の降灰が予想され、降灰による健康被害や事故等が懸念される。

国では、中央防災会議・防災対策実行会議の大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループにおいて、大規模噴火時の首都圏における降灰の影響と対策等が検討されており、富士

山が噴火した場合に、降灰による鉄道の運行停止、停電、道路の通行支障等の影響があることが想定されている。

【富士山の噴火により降灰が堆積する可能性がある範囲】



出典: 富士山火山防災協議会「富士山火山防災マップ」

【富士山の噴火降灰により想定される被害の概要】

	内 容	
噴 火 の 規 模 等	規 模	宝永噴火と同程度
	継 続 期 間	16 日間
	時 期	①梅雨期 ②その他の時期
被 害 の 原 因	降灰	
被 害 の 範 囲	都内全域	
被 害 の 程 度	八王子市及び町田市の一部	10cm 程度
	その他の地域 (具体的範囲は別図のとおり)	2～10cm 程度
被 害 の 概 要	降灰に伴うもの	健康障害、建物被害、交通・ライフライン・農林水産業・商工業・観光業への影響
	降灰後の降雨等に伴うもの	洪水、泥流及び土石流に伴う人的・物的被害

5 複合災害

新型コロナウイルス感染症まん延下での災害経験から、ナショナル・レジリエンス(防災・減災)懇談会の事前防災・複合災害ワーキンググループでは、感染症まん延下で大規模災害が発生した場合の対応について早急に検討する必要があるとし、施策推進の方向性について提言が示された。

こうした国の動向や、今後も感染症と自然災害の複合災害が懸念されることを踏まえ、本計画においても、感染症と自然災害の複合災害を想定する。

第1章 本計画の基本的事項
第1節 策定の趣旨
第2節 計画の位置づけ
第3節 策定の流れ
第4節 計画の期間
第5節 市の概況
第6節 想定リスク
第2章 本計画の目標と 基本的な考え方
第1節 基本目標
第2節 事前に備えるべき目標
第3節 国土強靱化を推進する 上での基本的な方針
第3章 脆弱性評価
第1節 脆弱性評価の考え方
第2節 リスクシナリオの設定
第3節 施策分野における関係 性の整理
第4節 脆弱性評価・強靱化の ための推進方針
第4章 計画の推進

第2章 本計画の目標と基本的な考え方

本計画の目標及び国土強靱化を推進する上での基本的な考え方は、国の基本計画との調和を図り、以下のとおり定める。

第1節 基本目標

基本計画との調和を保つ（基本法第14条）観点から、基本計画の基本目標を踏まえ、本計画の基本目標を以下のとおり定める。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市及び社会の重要機能が致命的障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

第2節 事前に備えるべき目標

基本目標と同様、基本計画に定められた6つの事前に備えるべき目標と調和を図り、本計画の事前に備えるべき目標を以下のとおり定める。

- ① あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑤ 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑥ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

第3節 国土強靱化を推進する上での基本的な方針

基本計画における国土強靱化を推進する上での基本的な方針、地域防災計画の減災目標、公共施設等総合管理計画の公共施設等マネジメント基本方針等を踏まえ、以下の基本的な方針に基づき市の強靱化を推進する。

1 国土強靱化の取組姿勢

(1) 強靱性を損なう本質的原因の検討

市の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取り組むこと。

第1章 本計画の基本的事項

第1節 策定の趣旨

第2節 計画の位置づけ

第3節 策定の流れ

第4節 計画の期間

第5節 市の概況

第6節 想定リスク

第2章 本計画の目標と 基本的な考え方

第1節 基本目標

第2節 事前に備えるべき目標

第3節 国土強靱化を推進する 上での基本的な方針

第3章 脆弱性評価

第1節 脆弱性評価の考え方

第2節 リスクシナリオの設定

第3節 施策分野における関係 性の整理

第4節 脆弱性評価・強靱化の ための推進方針

第4章 計画の推進

(2) 長期的な視点に基づく計画の推進

短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念と EBPM (Evidence-based Policymaking: 証拠に基づく政策立案) 概念の双方を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的に取り組むこと。

(3) 減災目標の達成に向けた取組の推進

死傷者の半減、避難者の3割減、帰宅困難者の安全確保及び帰宅支援といった目標の達成に向けて、施策を推進すること。

2 適切な施策の組み合わせ

(1) ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせによる施策の推進

災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保などのハード対策と訓練・防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。

(2) 「自助」・「共助」・「公助」の適切な組み合わせによる施策の推進

市や都、その他の防災関係機関、事業所、地域の防災組織及び市民の総力を結集し、「自助」、「共助」、「公助」を適切に組み合わせ、適切に連携及び役割分担して施策の推進に取り組むこと。

(3) 平時の有効活用を見据えた対策の工夫

非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

3 効率的な施策の推進

(1) 施策の重点化

これまで市が積み重ねてきた防災・減災対策の進捗状況、人口の減少等に起因する市民の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。

(2) 既存の社会資本の有効活用

既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。

(3) 各種財源の積極的な活用

限られた財源の中で施策を推進していくため、国や都の補助制度活用による特定財源の確保、

財政負担の平準化を目指した適正な基金及び市債の活用、大規模施設整備事業を実施する際のPFI等の民間資金の活用等を積極的に図ること。

(4) 公共施設・インフラの適正な管理

公共施設や行政サービスのあり方を考慮した施設総量の抑制、公共施設の維持管理に係る費用負担の軽減、公共施設・インフラの予防保全型維持管理への転換等による計画的管理等、市が目指している公共施設マネジメントの基本方針に資すること。

(5) 安全な土地利用の促進

人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。

4 地域の特性に応じた施策の推進

(1) 強靱化の担い手が適切に活動できる環境の整備

人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。

(2) 配慮が必要な方への対応

多様性に配慮した施策を講じること。

(3) 自然との共生

都市計画マスタープランやみどりの基本計画等と整合を図りつつ、地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図ること。

第1章 本計画の基本的事項

第1節 策定の趣旨

第2節 計画の位置づけ

第3節 策定の流れ

第4節 計画の期間

第5節 市の概況

第6節 想定リスク

第2章 本計画の目標と 基本的な考え方

第1節 基本目標

第2節 事前に備えるべき目標

第3章 国土強靱化を推進する 上での基本的な方針

第3章 総論性評価

第1節 総論性評価の考え方

第2節 リスクシナリオの設定

第3節 施策分野における関係 性の整理

第4節 脆弱性評価・強靱化の ための推進方針

第4章 計画の推進

第3章 脆弱性評価

第1章
本計画の基本的事項

第1節
策定の趣旨

第2節
計画の位置づけ

第3節
策定の流れ

第4節
計画の期間

第5節
市の概況

第6節
想定リスク

第2章
本計画の目標と
基本的な考え方

第1節
基本目標

第2節
事前に備えるべき目標

第3節
国土強靱化を推進する
上での基本的な方針

第3章
脆弱性評価

第1節
脆弱性評価の考え方

第2節
リスクシナリオの設定

第3節
施策分野における関係
性の整理

第4節
脆弱性評価・強靱化の
ための推進方針

第4章
計画の推進

第1節 脆弱性評価の考え方

脆弱性評価は、大規模自然災害による甚大な被害を回避するため、現在の施策の抜けもれや進捗状況を踏まえ、地域の弱点を明らかにするものであり、国土強靱化における重要なプロセスである。国が実施した手法や、国土強靱化地域計画策定ガイドラインを参考とし、次の手順で行うこととする。

【脆弱性評価の手順】

①リスクシナリオの設定

想定される大規模自然災害に対して、起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)を設定する。

②施策分野の設定

設定したリスクシナリオを回避し、最悪の事態に至らないようにするために必要な施策を念頭に置き、施策分野を設定する。

③脆弱性の分析・評価、課題の検討

リスクシナリオ・施策分野に対して施策の抽出を行い、施策の抜けもれや進捗の遅れ等、脆弱性を分析・評価する。

④リスクへの対応方策の検討

脆弱性評価の結果をもとに、今後必要となる施策を検討し、各リスクシナリオを回避するための対応方策(推進方針)として整理する。

第2節 リスクシナリオの設定

市の想定リスクを踏まえ、6つの事前に備えるべき目標の妨げとなるものとして、30 の起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)を定める。

【リスクシナリオ】

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域的な市街地等の浸水や防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートへの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下及び感染症まん延下の大規模自然災害による感染症の拡大
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	市職員・庁舎等の被災による機能の大幅な低下
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下
		4-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		4-3	金融サービス・郵便等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響
		4-4	食料等の安定供給の停滞
		4-5	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
		4-6	農地・森林等の被害による国土の荒廃
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断やインターネット・SNSの障害等により、災害時に活用する情報サービスや通信インフ

第1章
本計画の基本的事項

第1節
策定の趣旨

第2節
計画の位置づけ

第3節
策定の流れ

第4節
計画の期間

第5節
市の概況

第6節
想定リスク

第2章
本計画の目標と
基本的な考え方

第1節
基本目標

第2節
事前に備えるべき目標

第3節
国土強靱化を推進する
上での基本的な方針

第3章
脆弱性評価

第1節
脆弱性評価の考え方

第2節
リスクシナリオの設定

第3節
施策分野における関係
性の整理

第4節
脆弱性評価・強靱化の
ための推進方針

第4章
計画の推進

第3章 脆弱性評価
第2節 リスクシナリオの設定

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ	
第1章 本計画の基本的事項 第1節 策定の趣旨 第2節 計画の位置づけ 第3節 策定の流れ 第4節 計画の期間 第5節 市の概況 第6節 想定リスク 第2章 本計画の目標と 基本的な考え方 第1節 基本目標 第2節 事前に備えるべき目標 第3節 国土強靱化を推進する 上での基本的な方針 第3章 脆弱性評価 第1節 脆弱性評価の考え方 第2節 リスクシナリオの設定 第3節 施策分野における関係 性の整理 第4節 脆弱性評価・強靱化の ための推進方針 第4章 計画の推進	給関連施設、交通ネット ワーク等の被害を最小限 に留めるとともに、早期に 復旧させる		ラが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動 や救助・支援が遅れる事態
		5-2	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)の長期 間・大規模 にわたる機能の停止
		5-3	都市ガス・石油・LP ガス等の燃料供給施設等の長期間 にわたる機能の停止
		5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-5	地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
		5-6	大規模火山噴火に伴う降灰によるライフラインや交通ネ ットワークの長期間にわたる機能停止
6	社会・経済が迅速かつ従 前より強靱な姿で復興で きる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビ ジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れる 事態
		6-2	復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボラン ティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者 等)の不足等により復興できなくなる事態
		6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が 大幅に遅れる事態
		6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整 備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの 崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		6-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失 業・倒産等による経済等への甚大な影響

第3節 施策分野における関係性の整理

1 個別施策分野

全庁的にリスクシナリオを回避する施策の抽出・評価を行うため、施策の分類基準である個別施策分野を以下のとおり設定する。また、個別施策分野における第2次総合計画の6つのまちづくりの方向との関連事項を整理する。

【6つのまちづくりの方向と個別施策分野】

西東京市総合計画	西東京市国土強靱化地域計画	
6つのまちづくりの方向	施策分野名	関連リスクシナリオ
①みんなでつくるまち	1 地域協働	1-1)、1-2)、1-3)、1-4) 2-1)、2-2)、2-3)、2-5)、2-6) 5-1) 6-1)、6-2)、6-5)
	2 多文化共生	1-1)、1-2)、1-3)、1-4) 2-1)、2-2)、2-3)、2-4) 5-2)、5-3)、5-4)
	3 行政経営	1-1)、1-2)、1-3)、1-4) 2-3)、2-5) 3-2) 5-1) 6-4)
②子どもが健やかに育つまち	4 教育・子育て	1-1)、1-2)、1-3)、1-4) 2-1)、2-2)、2-3)、2-4)、2-5)、2-6) 3-2) 4-1)、4-4) 5-1)、5-5) 6-4)、6-5)
	5 生涯学習	1-1)、1-2)、1-3)、1-4) 2-1)、2-3)、2-4)、2-5) 6-4)
③笑顔で自分らしく暮らせるまち	6 保健医療	1-1)、1-2)、1-3)、1-4) 2-1)、2-2)、2-3)、2-4)、2-6) 3-2) 5-1)
	7 福祉	1-1)、1-2)、1-3)、1-4) 2-1)、2-2)、2-3)、2-4)、2-5)、2-6) 5-2)、5-3)、5-4)、5-5) 6-1)、6-2)、6-4)

第1章
本計画の基本的事項

第1節
策定の趣旨

第2節
計画の位置づけ

第3節
策定の流れ

第4節
計画の期間

第5節
市の概況

第6節
想定リスク

第2章
本計画の目標と
基本的な考え方

第1節
基本目標

第2節
事前に備えるべき目標

第3節
国土強靱化を推進する
上での基本的な方針

第3章
脆弱性評価

第1節
脆弱性評価の考え方

第2節
リスクシナリオの設定

第3節
施策分野における関係
性の整理

第4節
脆弱性評価・強靱化の
ための推進方針

第4章
計画の推進

第3章 脆弱性評価
第3節 施策分野における関係性の整理

西東京市総合計画 6つのまちづくりの方向	西東京市国土強靱化地域計画	
	施策分野名	関連リスクシナリオ
④環境にやさしい持続可能なまち	8 環境	1-1)、1-2)、1-3)、1-4) 2-2)、2-3)、2-4) 3-2) 4-1)、4-2)、4-4)、4-5)、4-6) 5-2)、5-3)、5-4)、5-5) 6-3)、6-4)、6-6)
		1-1)、1-2)、1-3)、1-4) 2-1)、2-2)、2-3)、2-4)、2-5) 3-1) 4-1)、4-2)、4-4)、4-6) 5-1)、5-2)、5-3)、5-4)、5-5) 6-1)、6-2)、6-3)、6-4)
		1-1)、1-2)、1-3)、1-4) 2-1)、2-2)、2-3)、2-4) 4-1)、4-2)、4-4)、4-6) 5-1)、5-2)、5-3)、5-4)、5-5) 6-3)
		1-1)、1-2)、1-3)、1-4) 2-1)、2-2)、2-3)、2-4)、2-5)、2-6) 3-1)、3-2) 4-1)、4-2)、4-3)、4-4)、4-5)、4-6) 5-1)、5-2)、5-3)、5-4)、5-5)、5-6) 6-1)、6-2)、6-3)、6-4)、6-5)、6-6)
⑤安全で安心して快適に暮らせるまち	9 まちづくり	1-1)、1-2)、1-3)、1-4) 2-1)、2-2)、2-3)、2-4)、2-5) 3-1) 4-1)、4-2)、4-4)、4-6) 5-1)、5-2)、5-3)、5-4)、5-5) 6-1)、6-2)、6-3)、6-4)
	10 都市基盤	1-1)、1-2)、1-3)、1-4) 2-1)、2-2)、2-3)、2-4) 4-1)、4-2)、4-4)、4-6) 5-1)、5-2)、5-3)、5-4)、5-5) 6-3)
	11 防災・防犯	1-1)、1-2)、1-3)、1-4) 2-1)、2-2)、2-3)、2-4)、2-5)、2-6) 3-1)、3-2) 4-1)、4-2)、4-3)、4-4)、4-5)、4-6) 5-1)、5-2)、5-3)、5-4)、5-5)、5-6) 6-1)、6-2)、6-3)、6-4)、6-5)、6-6)
⑥活力と魅力あるまち	12 産業(農業・商工業)	1-2) 2-3)、2-4) 4-1)、4-3)、4-4)、4-5)、4-6) 5-2)、5-3)、5-5) 6-4)、6-6)

第1章
本計画の基本的事項

第1節
策定の趣旨

第2節
計画の位置づけ

第3節
策定の流れ

第4節
計画の期間

第5節
市の概況

第6節
想定リスク

第2章
本計画の目標と
基本的な考え方

第1節
基本目標

第2節
事前に備えるべき目標

第3節
国土強靱化を推進する
上での基本的な方針

第3章
脆弱性評価

第1節
脆弱性評価の考え方

第2節
リスクシナリオの設定

第3節
施策分野における関係
性の整理

第4節
脆弱性評価・強靱化の
ための推進方針

第4章
計画の推進

2 横断的分野

国土強靱化と関係の深い部局横断的な取組、市として将来にわたって取り組んでいく長期的な取組を横断的分野として設定する。国の基本計画を踏まえ、下記の6つを横断的分野として定め、該当する施策を推進していく。

【横断的分野】

横断的分野		分野の概要
1	リスクコミュニケーション	国土強靱化の妨げとなるリスクに関する市民等とのコミュニケーションを図る取組
2	人材育成	国土強靱化を推進するうえで重要となる人材の育成を図る取組
3	官民連携	国土強靱化と関係する民間関係者と連携して行う取組
4	老朽化対策	老朽化が進んでいる公共施設及びインフラの維持管理・更新等
5	研究開発	国土強靱化に資する調査研究等
6	デジタル活用	デジタル等新技術の活用し、災害対応力の向上を図る取組等

第1章
本計画の基本的事項

第1節
策定の趣旨

第2節
計画の位置づけ

第3節
策定の流れ

第4節
計画の期間

第5節
市の概況

第6節
想定リスク

第2章
本計画の目標と
基本的な考え方

第1節
基本目標

第2節
事前に備えるべき目標

第3節
国土強靱化を推進する
上での基本的な方針

第3章
脆弱性評価

第1節
脆弱性評価の考え方

第2節
リスクシナリオの設定

第3節
施策分野における関係
性の整理

第4節
脆弱性評価・強靱化の
ための推進方針

第4章
計画の推進

第4節 脆弱性評価・強靱化のための推進方針

本市では、30 のリスクシナリオごとに、国土強靱化に資する施策について整理し、脆弱性評価を実施した。また、リスクシナリオを回避するため、本市が取り組むべき施策ごとの推進方針についてまとめた。

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

リスクシナリオ 1-1

大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

脆弱性評価（概要）	本市では、多摩直下地震において震度6強の揺れが想定されている。住民の生命と財産の確保、建築物等の倒壊による道路閉塞の防止等に向けて、住宅や建築物の耐震化等を引き続き促進していく必要がある。
脆弱性評価（詳細）	1. 公共建築物の耐震化・改修の推進【関連⇒2-3)、2-5)】 ○ 公共施設は、不特定多数が利用する建築物であることから、計画的な耐震化及び改修が必要である。 2. 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化【関連⇒2-2)、2-4)、4-1)、4-4)、5-5)】 ○ 防災上重要な道路の沿道建築物の耐震化を一刻も早く進め、震災発生時においても緊急輸送道路の機能を確保するため、東京都耐震化推進条例により指定された特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。 3. 災害に強いまちづくりに向けた新たな取組【関連⇒1-3)】 ○ 都市計画マスタープランで示す、防災まちづくりをはじめとした目指すべき都市の将来像を実現するため、立地適正化計画に基づき、具体的な取組を推進する必要がある。 4. 市街地の整備・安全化【関連⇒1-2)、2-2)、2-4)、4-1)、4-4)、5-5)】 ○ 駅周辺のまちづくりの推進など災害に強いまちづくりを推進する必要がある。 ○ ひび割れや傾斜しているなど危険なブロック塀等が適切に管理されず、地震により倒壊した場合、通行人や通行車両が被害を受けるおそれがある。また、倒壊による道路

第1章 本計画の基本的事項
第1節 策定の趣旨
第2節 計画の位置づけ
第3節 策定の流れ
第4節 計画の期間
第5節 市の概況
第6節 想定リスク
第2章 本計画の目標と 基本的な考え方
第1節 基本目標
第2節 事前に備えるべき目標
第3節 国土強靱化を推進する 上での基本的な方針
第3章 脆弱性評価
第1節 脆弱性評価の考え方
第2節 リスクシナリオの設定
第3節 施策分野における関係 性の整理
第4節 脆弱性評価の結果
第4章 推進方針
第5章 計画の推進

の閉塞により避難や救急・消火活動に支障を来す可能性もあることから、ブロック塀等の耐震化を促進していく必要がある。

- 震災時において、建築物内の落下物による被害を抑えるため、各設備の安全対策を周知する必要がある。建物等の倒壊だけでなく、窓ガラスなど落下物により通行人等へ危害を及ぼすことがないよう対策が必要である。

5. 防災ネットワークの形成【関連⇒1-2)、1-3)、1-4)】

- 防災ネットワーク上重要な各避難場所（指定緊急避難場所、指定避難所）に通じる幹線道路等の整備及び安全性の向上が必要である。

6. 道路等施設の安全化【関連⇒1-2)、1-3)、1-4)、2-2)、2-4)、4-1)、4-4)、5-5)】

- 震災時は、道路橋の倒壊や道路トンネルの火災が予想されるため、これらの安全対策が必要である。
- 市内の橋梁は全て鉄筋コンクリート造に改修済みであるため、早急な防災対策の必要性は認められないが、その大半が架設から30年程度の年数を経っており、老朽化が進みつつある。
- このまま放置すれば、数十年後には一斉に架け替えが必要となる時期が訪れるが、少子高齢化による投資余力の減少の中、一時期に複数の橋梁の架け替えを行うことは困難であることが想定され、現在の橋梁を定期的に点検し、長寿命化を図ることが必要である。
- 要配慮者が安全かつ迅速に避難するため、避難路のバリアフリー化を進める必要がある。

7. 道路の無電柱化【関連⇒2-2)、2-4)、4-1)、4-4)、5-1)、5-2)、5-3)、5-5)】

- 災害時には、電柱の倒壊による道路の閉塞や電線の切断等により、電力・通信サービスの安定供給が妨げられるだけでなく、避難や救急・消火活動、物資輸送に支障が生じることも予想される。
- これらの被害を未然に防止するため、無電柱化を促進する必要がある。

8. 道路の交通支障の防止対策【関連⇒2-2)、2-4)、4-1)、4-4)、5-5)】

- 災害時において、自動販売機の転倒や屋外広告物の落下、街路樹の倒木による被害を抑えるため、沿道の安全対策が必要である。

9. 耐震改修促進計画の推進

- 地震による住宅の倒壊を防ぐことは、居住者の生命と財産を守るだけでなく、倒壊

第1章 本計画の基本的事項

第1節 策定の趣旨

第2節 計画の位置づけ

第3節 策定の流れ

第4節 計画の期間

第5節 市の概況

第6節 想定リスク

第2章 本計画の目標と 基本的な考え方

第1節 基本目標

第2節 事前に備えるべき目標

第3節 国土強靱化を推進する 上での基本的な方針

第3章 脆弱性評価

第1節 脆弱性評価の考え方

第2節 リスクシナリオの設定

第3節 施策分野における関係 性の整理

第4節 脆弱性評価の結果

第4章 推進方針

第5章 計画の推進

第1章
本計画の基本的事項

第1節
策定の趣旨

第2節
計画の位置づけ

第3節
策定の流れ

第4節
計画の期間

第5節
市の概況

第6節
想定リスク

第2章
本計画の目標と
基本的な考え方

第1節
基本目標

第2節
事前に備えるべき目標

第3節
国土強靱化を推進する
上での基本的な方針

第3章
脆弱性評価

第1節
脆弱性評価の考え方

第2節
リスクシナリオの設定

第3節
施策分野における関係
性の整理

第4節
脆弱性評価の結果

第4章
推進方針

第5章
計画の推進

による道路閉塞を防ぐことで円滑な消火活動や避難が可能となり、市街地の防災性の向上につながる。また、震災による住宅の損傷が軽微であれば、修復により継続して居住することが可能であり、早期の生活再建にも効果的である。このことから、住宅の耐震化を引き続き促進していく必要がある。

- 多数の方が利用する一定規模以上の建築物が倒壊した場合、多くの利用者や居住者が被害を受けるだけでなく、倒壊による道路の閉塞により消火活動や避難に支障を来す可能性がある。また、地震による被害により企業の事業継続が困難になるなど、経済活動へも大きな影響が想定されることから、着実に耐震化を図る必要がある。
- 市内の住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修等を計画的かつ総合的に促進することにより、市民の生命と財産を保護し、災害に強いまちづくりを進めていく必要がある。
- 各種計画に基づいた耐震化を進めるとともに、「耐震マーク表示制度」を普及させ、耐震性に関する情報を提供する必要がある。

10. 住宅・建築物の所有者等に対する耐震化の啓発【関連⇒1-2)、1-3)、1-4)】

- 住宅・建築物の所有者等が、自らの問題、地域の課題として耐震診断や耐震改修を主体的に実施するためには、自分が住んでいる地域の地震に対する危険性を十分に認識していることが必要である。

11. 市民や事業者等に対する耐震に関する情報提供

- 住宅・建築物の耐震化を進めるためには、所有者自らが主体的に取り組むべき課題であるという意識を、所有者自身が持つことが不可欠である。
- 耐震性が不足していると診断された住宅の改修を促すため、相談体制や情報提供の充実を図り、耐震改修等を促進することが必要である。

12. 高層建築物の安全化【関連⇒2-4)】

- 高層建築物において、災害時に起こりうる課題に対応するため、建築物内外での共助の体制づくりが必要である。

13. 長周期地震動対策の強化

- 高層建築物においては、長周期地震動が大きな被害を及ぼす可能性があるため、室内設備に着目した安全対策が必要である。

14. エレベーター及びエスカレーターの安全化

- 平成17年7月に発生した千葉県北西部地震では、エレベーターの閉じ込め事故が多発した。この事故を契機として、平成21年9月に施行された改正建築基準法施行令では、地震時管制運転装置について安全対策が義務付けられた。さらに平成23年3月に

発生した東日本大震災を踏まえ、エレベーターの主要な支持部分の構造やエスカレーターへの脱落防止策などが盛り込まれており、エレベーターの安全対策が求められている。

- 東日本大震災時に発生した、ショッピングセンターなどに設置されていたエスカレーターが落下する事故を受け、平成25年7月にエレベーター及びエスカレーターの脱落防止対策に関する建築基準法施行令が改正されたことから、新たにエスカレーターを設置する者に対し、建築基準法の規定を遵守した構造にするよう指導していく必要がある。

15. 家具類の転倒・落下・移動防止対策

- 震災により、屋内収容物による死傷者が多数発生するおそれがあるため、こうした被害をなくすためには、家具類の固定等の転倒・落下・移動防止等の備えを講じる必要がある。特に、死傷につながりやすい高齢者世帯や障害者世帯を対象とした対策の充実が求められている。

16. 総合防災訓練の参加・実施【関連⇒1-2)、1-3)、1-4)、2-1)、2-2)、2-4)、5-2)、5-3)、5-4)】

- より高度な防災知識を身に着けるため、都が実施する総合防災訓練への参加が必要である。
- 西東京市独自でも総合防災訓練を実施し、災害時へ備える必要がある。

17. 避難所、福祉施設における各種訓練の支援【関連⇒1-2)、1-3)、1-4)、2-3)】

- 避難所の運営上の課題を事前に把握するため、避難所運営訓練の実施が必要である。
- 福祉施設は要配慮者の避難を想定するため、様々な場面を想定した訓練が必要である。

18. 発災時の情報伝達体制の整備【関連⇒1-2)、1-3)、1-4)、5-1)】

- 発災時は市ホームページの不具合が予想されるため、ホームページの負荷軽減や代替手段の整備等が必要である。
- 市民に対して効果的に防災情報を提供するため、情報の精査や事前準備が必要である。
- 災害等の緊急性の高い情報を瞬時に提供するため、全国瞬時警報システムの整備を進める必要がある。

19. 発災時に備えた地域の実情の把握【関連⇒1-2)、1-3)、1-4)】

- 災害時には迅速な避難誘導が必要となることから、地域ごとの避難体制を把握する。

第1章 本計画の基本的事項

第1節 策定の趣旨

第2節 計画の位置づけ

第3節 策定の流れ

第4節 計画の期間

第5節 市の概況

第6節 想定リスク

第2章 本計画の目標と 基本的な考え方

第1節 基本目標

第2節 事前に備えるべき目標

第3節 国土強靱化を推進する 上での基本的な方針

第3章 脆弱性評価

第1節 脆弱性評価の考え方

第2節 リスクシナリオの設定

第3節 施策分野における関係 性の整理

第4節 脆弱性評価の結果

第4章 推進方針

第5章 計画の推進

第1章
本計画の基本的事項

第1節
策定の趣旨

第2節
計画の位置づけ

第3節
策定の流れ

第4節
計画の期間

第5節
市の概況

第6節
想定リスク

第2章
本計画の目標と
基本的な考え方

第1節
基本目標

第2節
事前に備えるべき目標

第3節
国土強靱化を推進する
上での基本的な方針

第3章
脆弱性評価

第1節
脆弱性評価の考え方

第2節
リスクシナリオの設定

第3節
施策分野における関係
性の整理

第4節
脆弱性評価の結果

第4章
推進方針

第5章
計画の推進

- 迅速な避難誘導を可能とするため、地域ごとの避難体制を把握する必要がある。

20. 社会公共施設等の応急危険度判定実施体制の整備

- 余震等による建築物倒壊等の二次災害を防止するため、応急危険度判定の実施体制整備が必要である。

21. 専門技術者の紹介・技術力向上

- 市民が安心して住宅・建築物の耐震化に取り組むためには、建築関係団体等と適切な役割分担のもとに連携を図る必要がある。

22. 駅周辺の放置自転車への対策【関連⇒1-2)、1-3)、1-4)、2-2)、2-4)、4-1)、4-4)、5-5)】

- 駅周辺における放置自転車は、災害時の避難・救助活動等の妨げとなるため、避難路などの円滑な通行を確保するための取組を推進する必要がある。

23. 防災市民組織等の強化【関連⇒1-2)、1-3)、1-4)、2-1)】

- 本市における防災市民組織は、令和6年12月現在、97組織であり目標の150組織に届いていない。各地域の防災力向上のため、防災市民組織の組織化を促進する必要がある。
- 市民の防災意識の高揚と市民生活の安全確保のため、防災市民組織の活動を支援する必要がある。
- 防災に精通した人材を育てるため、防災市民組織に対するリーダー養成講習会等の指導及び市民組織単位での訓練が必要である。
- 誰もが安全・安心に暮らすことができるまちづくりのために、子どもから高齢者まで、また、性別などに関わらず、多様な関係者による防災・減災を推進する必要がある。

24. 消防団の強化【関連⇒1-2)、1-3)、1-4)、2-1)】

- 住民自らによる救出・救護活動を支援するため、消防団員への教育及び体制づくりを促進する必要がある。
- 消防団の活動を強化するため、資器材の整備・強化及び消防団員の確保が必要である。

25. 応急手当装備の充実【関連⇒1-2)、1-3)、1-4)、2-1)】

- 市民自らによる救出・救護活動をサポートするため、救出・救護用資器材の整備・充実が必要である。

26. 福祉施設等の防災力の向上【関連⇒1-2)、1-3)、1-4)、2-1)】

- 施設関係者の防災意識を向上させるため、防災講話、講習会、訓練等のイベントを実施する必要がある。
 - 社会福祉施設の防災力を向上させるため、周辺団体及び周辺地域との協力が必要である。
 - 高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、国の財政支援により、耐震化改修・大規模修繕等のほか、非常用自家発電・給水設備の整備、水害対策に伴う改修等の対策を講じる。
27. 要配慮者の防災行動力の向上【関連⇒1-2)、1-3)、1-4)】
- 要配慮者自身の防災行動力を向上させるため、要配慮者に対する防災情報の提供及び防災訓練が必要である。
28. 戸別受信機の配備【関連⇒1-2)、1-3)、1-4)、5-1)】
- 防災行政無線（同報系）から流れる放送を屋内でも確認することが出来るような環境整備及び市民への周知が必要である。
29. 学校避難所運営協議会の充実【関連⇒1-2)、1-3)、1-4)、2-3)】
- 避難所運営が円滑に行われるようにするため、学校及び地域住民等から構成される避難所運営組織による協議が必要である。
30. 避難所等の周知【関連⇒1-2)、1-3)、1-4)】
- 市民の避難を迅速に行うため、避難所を周知しておく必要がある。
31. 地区防災計画の作成支援【関連⇒1-2)、1-3)、1-4)】
- 大規模災害時には、行政による公助に限りがあるため、地区コミュニティでの相互の助け合いがより重要であることから、本市においても地区コミュニティ単位での防災活動が災害時に機能するよう、地区防災計画の策定を進めていく必要がある。
32. 避難行動要支援者個別計画の作成・災害時要援護者登録制度の推進【関連⇒1-2)、1-3)、1-4)、2-3)】
- 避難行動要支援者の避難行動や避難生活を支援するため、災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿の作成・共有化や、個別計画（避難支援計画）の作成など、平时的な対策の推進が求められる。
33. 事業所と地域との協力体制づくりの推進【関連⇒1-2)、1-3)、1-4)、2-1)】
- 地域一体となった防災体制を整備するため、防災市民組織と事業所の連携を強化す

第1章
本計画の基本的事項

第1節
策定の趣旨

第2節
計画の位置づけ

第3節
策定の流れ

第4節
計画の期間

第5節
市の概況

第6節
想定リスク

第2章
本計画の目標と
基本的な考え方

第1節
基本目標

第2節
事前に備えるべき目標

第3節
国土強靱化を推進する
上での基本的な方針

第3章
脆弱性評価

第1節
脆弱性評価の考え方

第2節
リスクシナリオの設定

第3節
施策分野における関係
性の整理

第4節
脆弱性評価の結果

第4章
推進方針

第5章
計画の推進

る必要がある。

34. 高齢者見守りネットワークの拡大【関連⇒1-2)、1-3)、1-4)】

- 高齢者の見守り活動を充実させるため、訪問協力員の増員や専門家の協力が必要である。

35. 公民館などの社会教育施設等における防災・減災に関する学習講座等の実施【関連⇒1-2)、1-3)、1-4)】

- 社会教育施設として、防災・減災に関する学びの場を設定、継続して啓発、情報提供を推進する必要がある。
- 市民へ防災知識を普及するため、公民館及び地域における防災及び減災に関する講座を行う必要がある。
- 地域と連携した防災機能の構築及び訓練を継続する必要がある。

36. 市民への防災知識の普及・広報活動【関連⇒1-2)、1-3)、1-4)】

- 市民への防災知識普及のため、広報誌やホームページ等による広報活動及び市民向け防災イベントの開催が必要である。

37. 外国人住民等への防災情報の普及【関連⇒1-2)、1-3)、1-4)】

- 外国人は、言葉や習慣の違いにより情報が届きにくいことを認識し、関係機関や地域団体等と連携しながら、外国人等の防災意識向上、災害時の円滑な情報提供、支援を行っていく必要がある。
- 外国人の迅速な防災行動を啓発するため、外国人にも分かり易い防災情報提供が必要である。
- 外国人へ災害情報を提供するため、多言語による災害広報を行うためのシステム及び体制の確立が必要である。

38. 液状化に係る情報提供

- 液状化に適切に対処するため、専門家等からの情報提供を活用する必要がある。

推進方針

1. 公共建築物の耐震化・改修の推進【関連⇒2-3)、2-5)】

- 防災上重要な公共施設については、必要な耐震性を満たしており、耐震化が完了している。その他の公共施設についても、耐震化を進めており、一定の耐震化が完了した。今後は、耐震性の低い公共施設の耐震化や、地震時の落下防止対策、大規模空間の天井落下防止対策など、関連計画を踏まえ、計画的な耐震化及び改修を推進する。なお、こ

これらの耐震化に当たっては、施設の用途や老朽化、利用状況等を検証するとともに、建築物の継続利用の適否も踏まえた検討を行う。

2. 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化【関連⇒2-2)、2-4)、4-1)、4-4)、5-5)】

- 「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」に基づき、特定緊急輸送道路の沿道建築物について、所有者に対し耐震診断を義務付けるとともに、都や関係機関と連携して耐震化を推進する。

3. 災害に強いまちづくりに向けた新たな取組【関連⇒1-3)】

- 都市計画マスタープランの改定に併せ、新たに策定した立地適正化計画の防災指針に基づき、関係課とともに、計画的かつ着実に必要な防災・減災対策に取り組む。

4. 市街地の整備・安全化【関連⇒1-2)、2-2)、2-4)、4-1)、4-4)、5-5)】

- 地区計画制度の活用、用途地域の見直し等による敷地面積の最低限度や壁面の位置の制限などの規制をはじめ、西東京市人にやさしいまちづくり条例、建築基準法における許可基準の制定によるミニ開発・スプロール化の防止、道路幅員の確保、公共空地の確保、消防水利の確保、消防・防災に関する空間の確保等に努める。また、防災性の向上が必要な地区などにおいては、建ぺい率・容積率の見直しとあわせた準防火地域の指定、空き家等の発生を抑制するための対策等による密集市街地における延焼防止に努める。
- 建築物内の落下物やブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、建築物及びブロック塀等の所有者に対し、安全対策の必要性を周知する。

5. 防災ネットワークの形成【関連⇒1-2)、1-3)、1-4)】

- 各避難場所（指定緊急避難場所、指定避難所）に通じる幹線道路等の整備・改良に併せ、道路沿いの各種施設の安全性の向上に努める。
- 避難路となる幹線道路の緑化の推進や生垣造成支援による沿道の安全化に努める。

6. 道路等施設の安全化【関連⇒1-2)、1-3)、1-4)、2-2)、2-4)、4-1)、4-4)、5-5)】

- 道路橋は、「道路橋示方書・同解説」（公益社団法人 日本道路協会：平成 29 年 11 月）に基づき、地質・構造等の状況に応じて落橋や倒壊を生じないように、必要に応じて安全性を強化する計画、対策を検討する。また、一定規模以上のとう道・共同溝及び道路トンネル等については、火災予防条例で消防活動上必要な事項について届出が義務付けられている。届出については、非常用施設の設置、出火防止に関すること等について添付しなければならない。
- 小・中学校の避難所までのバリアフリー化を進める。

第1章 本計画の基本的事項

第1節 策定の趣旨

第2節 計画の位置づけ

第3節 策定の流れ

第4節 計画の期間

第5節 市の概況

第6節 想定リスク

第2章 本計画の目標と 基本的な考え方

第1節 基本目標

第2節 事前に備えるべき目標

第3節 国土強靱化を推進する 上での基本的な方針

第3章 脆弱性評価

第1節 脆弱性評価の考え方

第2節 リスクシナリオの設定

第3節 施策分野における関係 性の整理

第4節 脆弱性評価の結果

第4章 推進方針

第5章 計画の推進

第1章
本計画の基本的事項

第1節
策定の趣旨

第2節
計画の位置づけ

第3節
策定の流れ

第4節
計画の期間

第5節
市の概況

第6節
想定リスク

第2章
本計画の目標と
基本的な考え方

第1節
基本目標

第2節
事前に備えるべき目標

第3節
国土強靱化を推進する
上での基本的な方針

第3章
脆弱性評価

第1節
脆弱性評価の考え方

第2節
リスクシナリオの設定

第3節
施策分野における関係
性の整理

第4節
脆弱性評価の結果

第4章
推進方針

第5章
計画の推進

7. 道路の無電柱化【関連⇒2-2)、2-4)、4-1)、4-4)、5-1)、5-2)、5-3)、5-5)】

- 国及び都と連携し、無電柱化事業を計画的に進めていく。

8. 道路の交通支障の防止対策【関連⇒2-2)、2-4)、4-1)、4-4)、5-5)】

- 道路上にはみ出している自動販売機について、自動販売機所有者等に対する指導を行う。
- 都と連携し、東京都屋外広告物条例（昭和24年東京都条例第100号）に基づき、設置許可申請時などの機会をつうじて適切な指導を行っていく。なお、震災対策の観点から、緊急輸送道路となる道路沿道の屋外広告物設置者に対しては、設置後の維持管理等について一層の指導強化を図っていく。
- 定期的な街路樹剪定等の管理の中で樹木の状態を確認し、有事の際、倒木が避難路の通行を妨げることがないように努める。

9. 耐震改修促進計画の推進

- 住宅・建築物の所有者等が主体的に耐震化に取り組むことができるよう、耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度を構築するなど、必要な施策を講じる。
- 東京都耐震改修促進計画及び西東京市耐震改修促進計画に基づき、公共建築物及び民間の特定建築物の耐震診断・耐震改修を促進する。
- 国・都と協力し、昭和56年以前に建築された木造住宅や分譲マンションに対し、木造住宅耐震無料相談の実施や分譲マンション耐震アドバイザーの派遣、耐震診断・耐震改修費用の一部を助成することで、耐震化を促進する。また、高齢者等迅速な避難が困難な人に対して、住宅の倒壊から生命を守るための耐震シェルター等の設置費用の一部を助成する。
- 要緊急安全確認大規模建築物（耐震診断義務付け建築物）の耐震化率が100%であることから、その他の民間特定建築物について順次耐震化を推進し、令和7年度末までに耐震化率を95%以上とすることを目標とする。

10. 住宅・建築物の所有者等に対する耐震化の啓発【関連⇒1-2)、1-3)、1-4)】

- 災害に対する事前の備えと十分な対策が講じられるよう、都が公表している「地域危険度測定調査」の結果や、市が作成している「浸水ハザードマップ」や「暮らしの便利帳」等を活用し、市民に対して災害に関する地域の危険度等の周知を引き続き図っていく。

11. 市民や事業者等に対する耐震に関する情報提供

- 住宅の耐震改修を促進するため、固定資産税減額等耐震改修に係る税制優遇措置の

周知を図り、耐震化を進めていく。

- 今後も、市民や事業者等に対し、耐震診断及び耐震改修等に関する助成制度等について普及・啓発を図るため、助成制度のパンフレットを作成し市民に配布するほか、広報「西東京」や市ホームページ等を活用し、多様な情報提供を行う。
- 都や関係団体が作成しているパンフレット等を配布するほか、都が実施する耐震に関するイベントの情報についても広報「西東京」や市ホームページ等で市民への周知を図り、耐震化に関する情報提供を充実させていく。

12. 高層建築物の安全化【関連⇒2-4)】

- 市、都、市民、関係機関等が連携し、家具類の転倒・落下・移動防止対策やエレベーター閉込防止対策を推進するとともに、自家発電機の整備や燃料確保、飲料水や食料などの備蓄、発災時の情報伝達、高層建築物内や地域の住民との間の共助の仕組みづくりなど高層建築物の各課題に対する取組を進める。

また、市は建築基準法（昭和25年法律第201号）等に基づく審査及び指導を行う。

13. 長周期地震動対策の強化

- 消防署、関係機関、関係団体等と連携し、長周期地震動の危険性や、家具類の転倒・落下・移動防止措置等の重要性について、広く市民や事業者、建物所有者等に周知し、高層階における室内安全対策の促進を図る。

14. エレベーター及びエスカレーターの安全化

- エレベーターの設置や管理を行う関係団体に対して、都と連携し、閉じ込め防止装置の設置や復旧体制の整備等を働きかけるとともに、建物所有者等に対して、安全対策等に関する情報提供を積極的に行っていく。
- 建築基準法に基づく定期報告制度等により状況把握に努めるとともに、新たにエレベーターやエスカレーターを設置する者に対し、建築基準法の規定を遵守した構造にするよう指導していく。

15. 家具類の転倒・落下・移動防止対策

- 関係機関、関係団体等と連携し、家庭や事業所に対して家具類転倒・落下防止対策の必要性、方法、効果などの普及・啓発を図る。
- 高齢者や障害者世帯を対象に、申請により家具転倒防止器具等の設置制度を実施する。庁舎を含む市保有施設におけるオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策の実施状況調査を行い、家具類の転倒・落下・移動防止対策を推進する。

16. 総合防災訓練の参加・実施【関連⇒1-2)、1-3)、1-4)、2-1)、2-2)、2-4)、5-2)、5-3)、

第1章 本計画の基本的事項

第1節 策定の趣旨

第2節 計画の位置づけ

第3節 策定の流れ

第4節 計画の期間

第5節 市の概況

第6節 想定リスク

第2章 本計画の目標と 基本的な考え方

第1節 基本目標

第2節 事前に備えるべき目標

第3節 国土強靱化を推進する 上での基本的な方針

第3章 脆弱性評価

第1節 脆弱性評価の考え方

第2節 リスクシナリオの設定

第3節 施策分野における関係 性の整理

第4節 脆弱性評価の結果

第4章 推進方針

第5章 計画の推進

第1章
本計画の基本的事項

第1節
策定の趣旨

第2節
計画の位置づけ

第3節
策定の流れ

第4節
計画の期間

第5節
市の概況

第6節
想定リスク

第2章
本計画の目標と
基本的な考え方

第1節
基本目標

第2節
事前に備えるべき目標

第3節
国土強靱化を推進する
上での基本的な方針

第3章
脆弱性評価

第1節
脆弱性評価の考え方

第2節
リスクシナリオの設定

第3節
施策分野における関係
性の整理

第4節
脆弱性評価の結果

第4章
推進方針

第5章
計画の推進

5-4)】

- 都が実施する大地震や風水害を想定した総合防災訓練への参加推進を行うほか、市は、都、防災機関、消防団、東京消防庁、災害時支援ボランティア、協定締結団体等を招致して年1回、全庁的に総合防災訓練を実施する。
- 各防災関係機関及び市民が一体となった実効性のある、有機的及び実践的な訓練を実施する。その際、防災訓練への要配慮者等の参加を支援する。
- 協定を締結している民間等との連携強化に当たっては、防災訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に努める。

17. 避難所、福祉施設における各種訓練の支援【関連⇒1-2)、1-3)、1-4)、2-3)】

- 各避難所の運営主体による避難所運営訓練、福祉施設における要配慮者の避難訓練、情報伝達機器の使用訓練、夜間作業時の訓練や停電時の訓練等を支援する。また、訓練を通じて検証を実施し、新たな課題を発見するよう努める。

18. 発災時の情報伝達体制の整備【関連⇒1-2)、1-3)、1-4)、5-1)】

- 災害発生時には、市ホームページへのアクセスが集中し、動作の遅延やシステムダウン等の不具合が予想されることから、災害協定による市ホームページのキャッシュサイト化での負荷軽減、災害時応援協定に基づく市ホームページの代理掲載に加え、西東京市安全・安心いーなメール(西東京市緊急メール配信サービス)と市ホームページとの連携機能、災害時用トップページへの切替え等機能の総合的な活用により、迅速に情報を伝達する。また、これらの機能の運用・検証のため定期的な訓練の実施に努める。
- 市民に対し、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう、情報内容や様式等の事前準備に努める。
- 国が緊急時の警報伝達等のために設置を促進している「全国瞬時警報システム(Jアラート)」(緊急地震速報を含む。)が導入されたことに伴い、十分な機能を発揮させるための整備を行う。

19. 発災時に備えた地域の実情の把握【関連⇒1-2)、1-3)、1-4)】

- 災害時には迅速な避難誘導が必要となることから、地域ごとの避難体制を把握する。
- 地域又は自治会・町内会単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。
- 幼稚園単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、実情を把握するよう努める。

20. 社会公共施設等の応急危険度判定実施体制の整備

- 市の公共建築物、民間が整備する医療機関、学校、老人ホーム等の建築物のうち社会

公共施設等を対象とし、応急危険度判定の実施体制を整備する。市は東京建築士会が行う講習会等に市職員を参加させ、応急危険度判定の意義及び判定基準についての習熟を図り、確保に努める。

21. 専門技術者の紹介・技術力向上

- （公財）東京都防災・建築まちづくりセンターが指定登録機関となっている東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度の活用による耐震診断技術者の紹介や、木造住宅耐震無料相談事業の協力団体及び（一社）東京都建築士事務所協会などと連携し、建築関連事業者等に関するリストの作成・公表等により情報提供するとともに、改修事業者講習会の実施による建築関連事業者の技術力向上を図ることなどにより、市民が安心して耐震診断や耐震改修等を行うことができる環境整備を進めていく。

22. 駅周辺の放置自転車への対策【関連⇒1-2)、1-3)、1-4)、2-2)、2-4)、4-1)、4-4)、5-5)】

- 駅周辺の放置自転車への対策として、随時、整理指導員による警告票の貼付や、違法駐車車両の撤去を行うとともに、必要な自転車駐車を整備することで、放置自転車を削減し、安全な道路環境の確保を図る。併せて、駅前放置自転車クリーンキャンペーン等の機会を利用し、自転車利用者への駐車マナーに関する意識啓発も図っていく。

23. 防災市民組織等の強化【関連⇒1-2)、1-3)、1-4)、2-1)】

- 自治会・町内会に積極的な指導・助言を行い、防災市民組織の組織化を進める。
- 市民の防災意識の高揚と市民生活の安全確保を図るため、「防災市民組織補助金制度」等により、地域における防災市民組織の活動を支援する。
- 防災市民組織の効果的な活動に資するため、活動に使用する資器材等の整備をはじめ、各種訓練を行うための広場、資器材、消防水利の確保等、環境条件の整備に努める。
- また、防災知識や消火・救護などの技術、実践的な行動力を身につけるために、「東京マイ・タイムライン」及び都民防災教育センター（防災館）を活用するとともに、各種訓練などが実施できる環境の整備に努める。
- 防災市民組織等に対し、救出・救護訓練、初期消火訓練及び応急救護訓練の実施、リーダー養成講習会、防災講習会の開催、各種防災訓練の技術指導等を通じて、地域の防災を担う人材を育成するとともに、組織の活性化を図る。
- 防災市民組織、避難所運営協議会及び自治会・町内会を単位とした防災訓練や要配慮者・家族・地域市民等による合同避難訓練を実施する。また、防災訓練を支援するほか、訓練を通じて各家庭における地震時の身体防護・出火防止等の徹底を図るための防災教育の推進を行う。
- 災害は昼夜を問わずいつ発生するか分からないものであり、女性防火組織の結成や、

第1章
本計画の基本的事項

第1節
策定の趣旨

第2節
計画の位置づけ

第3節
策定の流れ

第4節
計画の期間

第5節
市の概況

第6節
想定リスク

第2章
本計画の目標と
基本的な考え方

第1節
基本目標

第2節
事前に備えるべき目標

第3節
国土強靱化を推進する
上での基本的な方針

第3章
脆弱性評価

第1節
脆弱性評価の考え方

第2節
リスクシナリオの設定

第3節
施策分野における関係
性の整理

第4節
脆弱性評価の結果

第4章
推進方針

第5章
計画の推進

第1章
本計画の基本的事項

第1節
策定の趣旨

第2節
計画の位置づけ

第3節
策定の流れ

第4節
計画の期間

第5節
市の概況

第6節
想定リスク

第2章
本計画の目標と
基本的な考え方

第1節
基本目標

第2節
事前に備えるべき目標

第3節
国土強靱化を推進する
上での基本的な方針

第3章
脆弱性評価

第1節
脆弱性評価の考え方

第2節
リスクシナリオの設定

第3節
施策分野における関係
性の整理

第4節
脆弱性評価の結果

第4章
推進方針

第5章
計画の推進

消防少年団等の育成など、多様な人材の防災への参画を推進する。特に、昨今の大規模地震の教訓から女性の参画について推進する。

24. 消防団の強化【関連⇒1-2)、1-3)、1-4)、2-1)】

- 消防署と連携し、応急手当普及員を養成するとともに、地域住民に救出・救護知識及び技術を習得させるための教育訓練を計画的に行う。また、無線通信訓練や東京都消防訓練所及び消防署との連携による教育訓練を実施し、技術の習熟を図る。さらに、各消防団員が自らの業務上有する資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できる体制を整備する。
- 消防団と連携し、広く市民へ消防団入団を呼びかけるとともに、事業所職員や市職員、学生、女性等にも入団を促すことで消防団員の安定確保に努める。また、消防団員等の増員による各個分担任務の軽減を図るほか、災害時の避難誘導等に係る行動ルールを作成し、消防団の安全確保に努める。
- 消防団の応急救護・救助資器材の増強を図るほか、老朽化した分団詰所の建替え、消防ポンプ車の買替え、消防資器材・救助資器材の整備、車載用自動体外式除細動器（AED）の整備、携帯通信機器の充実等を計画的に進める。
- 消防団を退職した者に対し、大規模災害時に消防活動等に従事する災害時支援協力員への登録を推奨する。

25. 応急手当装備の充実【関連⇒1-2)、1-3)、1-4)、2-1)】

- 簡易救助器具、応急手当普及用資器材及び自動体外式除細動器（AED）の整備・充実を図るとともに、民間施設及び市内医療機関等に設置された自動体外式除細動器（AED）についても、設置場所に係る情報公開の承諾を得て市民に広報する。

26. 福祉施設等の防災力の向上【関連⇒1-2)、1-3)、1-4)、2-1)】

- 社会福祉施設の自衛消防隊等による防災行動力の向上や、事業所、自治会・町内会等との間及び施設相互間での災害時応援協定の締結を促進し、共助のまちづくりに向けて相互協力体制の構築に努める。
- 福祉施設等において、防災講話等の啓発事業を実施する。
- 要配慮者利用施設等と連携し、要配慮者を支援するための講習会や訓練の実施に努める。
- 福祉施設等において、応急救命講習会等を実施する。

27. 要配慮者の防災行動力の向上【関連⇒1-2)、1-3)、1-4)】

- 関係機関と連携し、要配慮者に対する防災情報の提供及び防災訓練を実施する。
- 要配慮者自身の備えに関する情報を周知する。また、「地震その時 10 のポイント」

における「確かな避難」に係る知識を普及する。

28. 戸別受信機の配備【関連⇒1-2)、1-3)、1-4)、5-1)】

- 防災行政無線（同報系）から流れる放送を屋内でも確認することが出来るよう、戸別受信機の配備に努める。

29. 学校避難所運営協議会の充実【関連⇒1-2)、1-3)、1-4)、2-3)】

- 災害時に西東京市立小学校及び中学校を避難所として円滑に開設・運営できるよう、また、地域の防災意識等の向上を図るため、学校及び地域住民等による協議や訓練を行う。

30. 避難所等の周知【関連⇒1-2)、1-3)、1-4)】

- 避難所等へ標識板を設置するとともに、市民マップ、浸水ハザードマップ、暮らしの便利帳、市ホームページなどにより市民に周知を行う。

31. 地区防災計画の作成支援【関連⇒1-2)、1-3)、1-4)】

- 地域コミュニティの地区居住者等が、地区防災計画の素案を作成して市防災会議に対して提案を行い、その提案を受けて市防災会議が必要であると認めた場合、地域防災計画に地区防災計画を定めることができる。地区コミュニティの醸成に努めるとともに、地区防災計画の作成に当たり、必要に応じて支援する。

32. 避難行動要支援者個別計画の作成・災害時要援護者登録制度の推進【関連⇒1-2)、1-3)、1-4)、2-3)】

- 特に支援を要する高齢者、障害者等に関する必要な情報を集約し、災害時要援護者名簿及び避難行動要支援者名簿を作成して、災害時に自ら避難することが困難な方の円滑かつ迅速な避難体制の確保を図る。
- 市では、避難行動要支援者を対象とした避難行動要支援者個別計画や、災害時要援護者登録制度の推進をしており、そのために、防災知識等の啓発に努める必要がある。今後も引き続き、地域の実情を勘案しつつ、災害時における安全対策やその心身の状況に応じた適切な対策の検討を行う。

33. 事業所と地域との協力体制づくりの推進【関連⇒1-2)、1-3)、1-4)、2-1)】

- 事業所と防災市民組織等との連携を強めるなど、地域の主体者が一体となった防災協働社会を構築するための協力体制づくりを推進する。また、店舗併用住宅等の防火管理義務のない小規模事業所について、地域の防災市民組織等と連携して活動するよう指導する。

第1章
本計画の基本的事項

第1節
策定の趣旨

第2節
計画の位置づけ

第3節
策定の流れ

第4節
計画の期間

第5節
市の概況

第6節
想定リスク

第2章
本計画の目標と
基本的な考え方

第1節
基本目標

第2節
事前に備えるべき目標

第3節
国土強靱化を推進する
上での基本的な方針

第3章
脆弱性評価

第1節
脆弱性評価の考え方

第2節
リスクシナリオの設定

第3節
施策分野における関係
性の整理

第4節
脆弱性評価の結果

第4章
推進方針

第5章
計画の推進

34. 高齢者見守りネットワークの拡大【関連⇒1-2)、1-3)、1-4)】

- ささえあいネットワーク、ほっとするまちネットワークシステムや地域協力ネットワーク等、複数のネットワークを活用し住民同士の支え合いの意識を強化する。

35. 公民館などの社会教育施設等における防災・減災に関する学習講座等の実施【関連⇒1-2)、1-3)、1-4)】

- 公民館において防災・減災に関する講座を実施する。
- 近隣施設、住民との機能分担連携を継続して取り組む。

36. 市民への防災知識の普及・広報活動【関連⇒1-2)、1-3)、1-4)】

- 防災関係機関等と連携し、防災啓発情報の放送及び講演会・講習会等、市民への防災知識普及のための事業を開催する。
- 従来から実施してきた防災訓練の実施に加え、地域の実情にあった防災訓練・防災講座等の充実を図る。また、地域で活動する団体による日常的な活動に防災要素を取り入れるなど、平時からの環境構築、福祉、青少年育成等との融合を図る。
- 防災知識の普及を図るため、広報紙、パンフレットやホームページ等を通して定期的に防災情報を広報する。

37. 外国人住民等への防災情報の普及【関連⇒1-2)、1-3)、1-4)】

- NPO 等と連携し、外国人に対して防災意識の高揚と防災行動力の向上を図るため、多言語にてくらしの情報や生活便利帳などを作成、配布しており、今後も継続していく。
- 都が作成する防災に関する動画を活用し、外国人が多く集まる場所等で、情報提供を行う。
- 避難等の情報確認のため、NPO 法人等と連携したシステムづくり、防災訓練、避難所看板の多言語表記等を計画的に実施する。

38. 液状化に係る情報提供

- 市民からの相談に対し地域の状況に則して適切に対応していくため、液状化対策に関し必要な知識を有するアドバイザーの紹介や、「液状化による建物被害に備えるための手引」（東京都都市整備局）の活用などについて、都と連携し取り組んでいく。

リスクシナリオ 1-2

地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

脆弱性評価（概要）

市内には木造住宅密集地域や消火活動困難区域がいくつか存在する。地震に伴う大規模火災や死傷者の発生を防止するため、火災延焼の防止、円滑な避難、消火活動困難地域等における消火活動の実施等に向けて、延焼防止対策や消火活動の体制強化等を図る必要がある。

脆弱性評価（詳細）

1. 市街地の整備・安全化【再掲⇒1-1)、2-2)、2-4)、4-1)、4-4)、5-5)】
2. 防火地域等の指定の検討
 - 地域の特性を踏まえ、防火地域・準防火地域等の指定について検討し、まちの不燃化を促進する必要がある。
3. 消火活動困難地域の防災・減災対策
 - 市内には消火活動困難地域が存在する。
 - 消火活動困難地域は、災害時に大きな被害が予想されるため、道路の拡幅や通行可能区域の確認、消防体制の強化等を実施し、消火活動の障壁を取り除く必要がある。
4. 防災まちづくりを目指す各種基本計画の推進
 - 延焼遮断機能の形成を促進する取組等、各種基本計画へ防災の視点を反映し、防災まちづくりの推進が必要である。
5. 骨格防災軸・延焼遮断帯の整備促進【関連⇒2-4)、5-5)】
 - 地域防災の要となる骨格防災軸や延焼遮断帯として西3・3・14号線、西3・3・3号線、西3・4・26号線を位置付けており、緊急輸送道路や延焼遮断帯の役目を果たすため、早期の整備が必要である。
6. 防災ネットワークの形成【再掲⇒1-1)、1-3)、1-4)】
7. 幹線道路の整備
 - 幹線道路である市内の都市計画道路の整備率は、令和5年3月末時点で、48.4 %と区部に比べ低い水準にある。

第1章
本計画の基本的事項

第1節
策定の趣旨

第2節
計画の位置づけ

第3節
策定の流れ

第4節
計画の期間

第5節
市の概況

第6節
想定リスク

第2章
本計画の目標と
基本的な考え方

第1節
基本目標

第2節
事前に備えるべき目標

第3節
国土強靱化を推進する
上での基本的な方針

第3章
脆弱性評価

第1節
脆弱性評価の考え方

第2節
リスクシナリオの設定

第3節
施策分野における関係
性の整理

第4節
脆弱性評価の結果

第4章
推進方針

第5章
計画の推進

第1章
本計画の基本的事項

第1節
策定の趣旨

第2節
計画の位置づけ

第3節
策定の流れ

第4節
計画の期間

第5節
市の概況

第6節
想定リスク

第2章
本計画の目標と
基本的な考え方

第1節
基本目標

第2節
事前に備えるべき目標

第3節
国土強靱化を推進する
上での基本的な方針

第3章
脆弱性評価

第1節
脆弱性評価の考え方

第2節
リスクシナリオの設定

第3節
施策分野における関係
性の整理

第4節
脆弱性評価の結果

第4章
推進方針

第5章
計画の推進

- 都市計画道路は、交通を安全で円滑に処理するだけでなく、延焼遮断帯機能や沿道環境を保全するための環境空間、ライフラインの収容空間といった多様な機能を担っており、早期の整備が必要である。

8. 道路等施設の安全化【再掲⇒1-1)、1-3)、1-4)、2-2)、2-4)、4-1)、4-4)、5-5)】

9. 街路空間の整備

- 「防災都市づくり推進計画の基本方針 令和2年3月改訂 東京都」では、市街地の整備方針において道路幅員6m以上が防災上有効な幅員としている。
- 延焼遮断帯や環境空間の創出のため、新設道路の沿道において積極的な緑化が必要である。

10. 避難広場及び広域避難場所の確保

- 市民の安全を確保するため、避難広場及び広域避難場所の整備が必要である。
- 公園は、延焼防止や避難広場としての機能を持ち防災上の拠点となるため、積極的な整備や機能強化が必要である。

11. 緑地・農地の保全【関連⇒4-4)、4-6)】

- 緑地・農地は、避難場所や延焼遮断帯など防災機能を有するため、保全及び住民への周知が必要である。
- 減少傾向にある農地は、減少を抑制するための保全に向けた手法や制度を検討する必要がある。

12. 水辺空間の整備【関連⇒1-3)、1-4)】

- 流域の保水機能を向上させるため、緑地等の整備を進める必要がある。
- 火災の消火を効果的に行うため、水辺空間の防火用水としての活用方法を検討する必要がある。

13. 住宅・建築物の所有者等に対する耐震化の啓発【再掲⇒1-1)、1-3)、1-4)】

14. 消防水利の整備

- 消防水利は、消防活動において重要な役割を持っており、延焼危険度に応じて計画的に整備する必要がある。

15. 発災時の情報伝達体制の整備【再掲⇒1-1)、1-3)、1-4)、5-1)】

16. 発災時に備えた地域の実情の把握【再掲⇒1-1)、1-3)、1-4)】
17. 総合防災訓練の参加・実施【再掲⇒1-1)、1-3)、1-4)、2-1)、2-2)、2-4)、5-2)、5-3)、5-4)】
18. 避難所、福祉施設における各種訓練の支援【再掲⇒1-1)、1-3)、1-4)、2-3)】
19. 駅周辺の放置自転車への対策【再掲⇒1-1)、1-3)、1-4)、2-2)、2-4)、4-1)、4-4)、5-5)】
20. 初期消火体制の強化
 - 住宅からの火災を未然に防ぐため、初期消火体制を整備する必要がある。
21. 消防団の強化【再掲⇒1-1)、1-3)、1-4)、2-1)】
22. 防災市民組織等の強化【再掲⇒1-1)、1-3)、1-4)、2-1)】
23. 応急手当装備の充実【再掲⇒1-1)、1-3)、1-4)、2-1)】
24. 福祉施設等の防災力の向上【再掲⇒1-1)、1-3)、1-4)、2-1)】
25. 要配慮者の防災行動力の向上【再掲⇒1-1)、1-3)、1-4)】
26. 戸別受信機の配備【再掲⇒1-1)、1-3)、1-4)、5-1)】
27. 学校避難所運営協議会の充実【再掲⇒1-1)、1-3)、1-4)、2-3)】
28. 避難所等の周知【再掲⇒1-1)、1-3)、1-4)】
29. 地区防災計画の作成支援【再掲⇒1-1)、1-3)、1-4)】
30. 避難行動要支援者個別計画の作成・災害時要援護者登録制度の推進【再掲⇒1-1)、1-3)、1-4)、2-3)】
31. 事業所と地域との協力体制づくりの推進【再掲⇒1-1)、1-3)、1-4)、2-1)】

第1章
本計画の基本的事項

第1節
策定の趣旨

第2節
計画の位置づけ

第3節
策定の流れ

第4節
計画の期間

第5節
市の概況

第6節
想定リスク

第2章
本計画の目標と
基本的な考え方

第1節
基本目標

第2節
事前に備えるべき目標

第3節
国土強靱化を推進する
上での基本的な方針

第3章
脆弱性評価

第1節
脆弱性評価の考え方

第2節
リスクシナリオの設定

第3節
施策分野における関係
性の整理

第4節
脆弱性評価の結果

第4章
推進方針

第5章
計画の推進

第1章
本計画の基本的事項

第1節
策定の趣旨

第2節
計画の位置づけ

第3節
策定の流れ

第4節
計画の期間

第5節
市の概況

第6節
想定リスク

第2章
本計画の目標と
基本的な考え方

第1節
基本目標

第2節
事前に備えるべき目標

第3節
国土強靱化を推進する
上での基本的な方針

第3章
脆弱性評価

第1節
脆弱性評価の考え方

第2節
リスクシナリオの設定

第3節
施策分野における関係
性の整理

第4節
脆弱性評価の結果

第4章
推進方針

第5章
計画の推進

32. 高齢者見守りネットワークの拡大【再掲⇒1-1)、1-3)、1-4)】

33. 公民館などの社会教育施設等における防災・減災に関する学習講座等の実施【再掲⇒1-1)、1-3)、1-4)】

34. 市民への防災知識の普及・広報活動【再掲⇒1-1)、1-3)、1-4)】

35. 外国人住民等への防災情報の普及【再掲⇒1-1)、1-3)、1-4)】

推進方針

1. 市街地の整備・安全化【再掲⇒1-1)、2-2)、2-4)、4-1)、4-4)、5-5)】

2. 防火地域等の指定の検討

- 都市の不燃化の促進を図るため、適切に防火地域・準防火地域等の指定を行う。
- 都市の不燃化の促進を図るため、防火地域・準防火地域等の指定について検討する。

3. 消火活動困難地域の防災・減災対策

- 消防活動路を確保するため幹線道路の整備、道路ネットワークの形成、狭幅員道路の広幅員化、U字溝等の暗きょ化、無電柱化、コーナー部分の隅きり整備、消防水利の確保、延焼遮断路等焼け止まり線の確保、部隊集結等を考慮したオープンスペースの確保、消防・防災関係施設の設置などについて、消防署の意見を参考にまちづくりを検討する。また、消火活動の阻害要因の把握・分析や延焼火災に関する調査研究結果を活用し、防災まちづくり事業等に対して消防活動の立場からの意見を反映し、消火活動が困難な地域の解消に努める。

4. 防災まちづくりを目指す各種基本計画の推進

- オープンスペース（公園・農地・道路・鉄道・河川等）が有する延焼遮断機能の活用等、都市計画マスタープランやみどりの基本計画等に防災の視点を反映し、推進する。

5. 骨格防災軸・延焼遮断帯の整備促進【関連⇒2-4)、5-5)】

- 地域防災の要となる骨格防災軸や延焼遮断帯である西3・3・14号線の着実な事業の推進及び未着手となっている西3・3・3号線の早期事業化を施行主体である都に要請する。また、西3・4・26号線については、西3・5・4号線より南側についても、都に対し早期事業化を要請する。

6. 防災ネットワークの形成【再掲⇒1-1)、1-3)、1-4)】

7. 幹線道路の整備【関連⇒2-2)、2-4)、4-1)、4-4)、5-5)】
- 市の財政状況を踏まえ、都市計画道路の計画的な整備を推進する。
8. 道路等施設の安全化【再掲⇒1-1)、1-3)、1-4)、2-2)、2-4)、4-1)、4-4)、5-5)】
9. 街路空間の整備
- 防災上有効な幅員とされている6mが確保されていない道路では、中心線から3mのセットバックを誘導する仕組みなどを検討する。
 - 新たに整備する都市計画道路の沿道では、建物の耐震化・不燃化にとどまらず、積極的な緑化を進め、延焼遮断帯等の機能向上を図る。
10. 避難広場及び広域避難場所の確保
- 災害対策基本法及び施行令等に基づき、避難広場及び広域避難場所を指定する。また、避難広場及び広域避難場所の周辺には、避難者の安全を確保するため、消防署との協議により防火水槽等の整備を図っていく。
 - みどりの基本計画に沿って、緑化を推進するとともに、公園の整備を進め、市全体の防災性の向上を図る。また、広域避難場所及び避難広場として位置付けられている公園については、その機能の保全に努める。
11. 緑地・農地の保全【関連⇒4-4)、4-6)】
- 市は、延焼遮断帯等として重要な役割を担う緑地を確保し、その保全に努める。また、農地の生産・環境・防災機能を保全するため、特定生産緑地の指定や持続可能な農業経営に向けた振興施策を展開していく。災害時は市民の生命及び身体の安全を確保するため、避難広場・広域避難場所として使用できることから、平常時から近隣住民への周知を図る。
12. 水辺空間の整備【関連⇒1-3)、1-4)】
- 流域での保水・遊水機能を向上するため、緑地などの整備を促進する。
 - 調節池や池、水の流れなども、防火用水としての活用を考える。
13. 住宅・建築物の所有者等に対する耐震化の啓発【再掲⇒1-1)、1-3)、1-4)】
14. 消防水利の整備
- 消防署との連携を図りながら、延焼危険度が高い地域及び震災対策上重要な地域を中心に消火栓、防火水槽等の消防水利を計画的に整備するとともに、耐震性貯水槽の整備、防火水槽の耐震化を図る。この場合、公共施設及び特殊建築物の整備の機会や宅地

第1章
本計画の基本的事項

第1節
策定の趣旨

第2節
計画の位置づけ

第3節
策定の流れ

第4節
計画の期間

第5節
市の概況

第6節
想定リスク

第2章
本計画の目標と
基本的な考え方

第1節
基本目標

第2節
事前に備えるべき目標

第3節
国土強靱化を推進する
上での基本的な方針

第3章
脆弱性評価

第1節
脆弱性評価の考え方

第2節
リスクシナリオの設定

第3節
施策分野における関係
性の整理

第4節
脆弱性評価の結果

第4章
推進方針

第5章
計画の推進

第1章
本計画の基本的事項

第1節
策定の趣旨

第2節
計画の位置づけ

第3節
策定の流れ

第4節
計画の期間

第5節
市の概況

第6節
想定リスク

第2章
本計画の目標と
基本的な考え方

第1節
基本目標

第2節
事前に備えるべき目標

第3節
国土強靱化を推進する
上での基本的な方針

第3章
脆弱性評価

第1節
脆弱性評価の考え方

第2節
リスクシナリオの設定

第3節
施策分野における関係
性の整理

第4節
脆弱性評価の結果

第4章
推進方針

第5章
計画の推進

開発の機会をとらえるとともに、市有地等売却に際し、既存の消防水利や代替水利の確保を図る。

- 西東京市人にやさしいまちづくり条例により、一定規模以上の宅地を開発する場合には防火水槽の設置を推進するとともに、消防署及び防災市民組織等による初期消火用の水源として排水栓等の活用を図る。

15. 発災時の情報伝達体制の整備【再掲⇒1-1)、1-3)、1-4)、5-1)】

16. 発災時に備えた地域の実情の把握【再掲⇒1-1)、1-3)、1-4)】

17. 総合防災訓練の参加・実施【再掲⇒1-1)、1-3)、1-4)、2-1)、2-2)、2-4)、5-2)、5-3)、5-4)】

18. 避難所、福祉施設における各種訓練の支援【再掲⇒1-1)、1-3)、1-4)、2-3)】

19. 駅周辺の放置自転車への対策【再掲⇒1-1)、1-3)、1-4)、2-2)、2-4)、4-1)、4-4)、5-5)】

20. 初期消火体制の強化

- 各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器等の普及・啓発を図る。消防用設備等が地震時にも機能を十分に発揮し、火災を初期のうちに消火できるよう、市民及び事業者に耐震措置を指導する。

21. 消防団の強化【再掲⇒1-1)、1-3)、1-4)、2-1)】

22. 防災市民組織等の強化【再掲⇒1-1)、1-3)、1-4)、2-1)】

23. 応急手当装備の充実【再掲⇒1-1)、1-3)、1-4)、2-1)】

24. 福祉施設等の防災力の向上【再掲⇒1-1)、1-3)、1-4)、2-1)】

25. 要配慮者の防災行動力の向上【再掲⇒1-1)、1-3)、1-4)】

26. 戸別受信機の配備【再掲⇒1-1)、1-3)、1-4)、5-1)】

27. 学校避難所運営協議会の充実【再掲⇒1-1)、1-3)、1-4)、2-3)】

28. 避難所等の周知【再掲⇒1-1)、1-3)、1-4)】
29. 地区防災計画の作成支援【再掲⇒1-1)、1-3)、1-4)】
30. 避難行動要支援者個別計画の作成・災害時要援護者登録制度の推進【再掲⇒1-1)、1-3)、1-4)、2-3)】
31. 事業所と地域との協力体制づくりの推進【再掲⇒1-1)、1-3)、1-4)、2-1)】
32. 高齢者見守りネットワークの拡大【再掲⇒1-1)、1-3)、1-4)】
33. 公民館などの社会教育施設等における防災・減災に関する学習講座等の実施【再掲⇒1-1)、1-3)、1-4)】
34. 市民への防災知識の普及・広報活動【再掲⇒1-1)、1-3)、1-4)】
35. 外国人住民等への防災情報の普及【再掲⇒1-1)、1-3)、1-4)】

第1章
本計画の基本的事項

第1節
策定の趣旨

第2節
計画の位置づけ

第3節
策定の流れ

第4節
計画の期間

第5節
市の概況

第6節
想定リスク

第2章
本計画の目標と
基本的な考え方

第1節
基本目標

第2節
事前に備えるべき目標

第3節
国土強靱化を推進する
上での基本的な方針

第3章
脆弱性評価

第1節
脆弱性評価の考え方

第2節
リスクシナリオの設定

第3節
施策分野における関係
性の整理

第4節
脆弱性評価の結果

第4章
推進方針

第5章
計画の推進

リスクシナリオ 1-3

突発的又は広域的な市街地等の浸水や防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生

脆弱性評価（概要）

本市は石神井川や白子川等による浸水被害が想定されている。台風、洪水、内水氾濫による被害を抑止・軽減するため、雨水の流出抑制や下水道の対策等、水防活動や避難行動の円滑化に向けた対策等を実施する必要がある。また、防災インフラの損壊やそれによる死傷者の発生を防止するため、住民への適切な災害情報の提供体制の強化、防災インフラの安全化を図る必要がある。

脆弱性評価（詳細）

1. 流出抑制施設の整備

- 豪雨時の浸水を抑制するため、浸水箇所に応じた雨水貯留浸透施設や住宅への雨水浸透施設の設置が必要である。

2. 下水道及び雨水溢水対策事業の促進

- 降雨による浸水被害を抑制するため、雨水排水機能の強化及び溢水対策事業の推進が必要である。
- 白子川の氾濫を抑制するため、白子川流域の雨水管きょの整備が必要である。

3. 汚水管きょにおける雨天時浸入水対策の推進

- 雨天時浸入水対策では、都が流域下水道幹線の接続点ごとに実施した流入水量調査結果を基に、雨天時浸入水量が多い処理分区を抽出している。
- 下水道施設からの溢水を防止するため、これらのデータを生かした浸入水対策が必要である。

4. 下水道の維持管理、復旧対策の迅速化【関連⇒5-4】

- 浸水対策や復旧対策を迅速に行うため、下水道管きょ台帳の充実化を図る必要がある。
- 持続的かつ安定的な下水道機能確保のため、ストックマネジメント計画に基づいた予防保全型の維持管理が必要である。

5. 水辺空間の整備【再掲⇒1-2)、1-4)】

6. 災害に強いまちづくりに向けた新たな取組【再掲⇒1-1)】
7. 防災ネットワークの形成【再掲⇒1-1)、1-2)、1-4)】
8. 道路等施設の安全化【再掲⇒1-1)、1-2)、1-4)、2-2)、2-4)、4-1)、4-4)、5-5)】
9. 地下空間の浸水対策
 - 地下空間における浸水被害を抑えるため、被害予想箇所を特定し、その情報提供を行う必要がある。
10. 住宅・建築物の所有者等に対する耐震化の啓発【再掲⇒1-1)、1-2)、1-4)】
11. 水防活動の準備
 - 水防活動を十分に行うため、資器材や施設等を確保しておく必要がある。
12. 水防訓練の実施
 - 的確な水防活動を行うため、関係機関の協力のもと、水防訓練を実施する必要がある。
13. 監視警戒の強化【関連⇒1-4)】
 - 河川の現状を正確に把握するため、河川のパトロール体制を強化する必要がある。
14. タイムライン（事前防災行動計画）【関連⇒1-4)】
 - 台風接近時を想定した、時系列による防災行動項目を示すタイムライン（事前防災行動計画）を作成し、市報やホームページでの掲載により市民に周知し、防災行動力の向上に努めている。
 - 災害発生 of 事前予測がある程度可能な台風について、とるべき防災対策を時系列に沿ってまとめたタイムライン（事前防災行動計画）の運用により、被害の最小化を図る必要がある。
15. 発災時の情報伝達体制の整備【再掲⇒1-1)、1-2)、1-4)、5-1)】
16. 発災時に備えた地域の実情の把握【再掲⇒1-1)、1-2)、1-4)】
17. 総合防災訓練の参加・実施【再掲⇒1-1)、1-2)、1-4)、2-1)、2-2)、2-4)、5-2)、5-3)、5-4)】

第1章
本計画の基本的事項

第1節
策定の趣旨

第2節
計画の位置づけ

第3節
策定の流れ

第4節
計画の期間

第5節
市の概況

第6節
想定リスク

第2章
本計画の目標と
基本的な考え方

第1節
基本目標

第2節
事前に備えるべき目標

第3節
国土強靱化を推進する
上での基本的な方針

第3章
脆弱性評価

第1節
脆弱性評価の考え方

第2節
リスクシナリオの設定

第3節
施策分野における関係
性の整理

第4節
脆弱性評価の結果

第4章
推進方針

第5章
計画の推進

第1章
本計画の基本的事項

第1節
策定の趣旨

第2節
計画の位置づけ

第3節
策定の流れ

第4節
計画の期間

第5節
市の概況

第6節
想定リスク

第2章
本計画の目標と
基本的な考え方

第1節
基本目標

第2節
事前に備えるべき目標

第3節
国土強靱化を推進する
上での基本的な方針

第3章
脆弱性評価

第1節
脆弱性評価の考え方

第2節
リスクシナリオの設定

第3節
施策分野における関係
性の整理

第4節
脆弱性評価の結果

第4章
推進方針

第5章
計画の推進

18. 避難所、福祉施設における各種訓練の支援【再掲⇒1-1)、1-2)、1-4)、2-3)】
19. 駅周辺の放置自転車への対策【再掲⇒1-1)、1-2)、1-4)、2-2)、2-4)、4-1)、4-4)、5-5)】
20. 防災市民組織、ボランティア等の活動能力の充実・強化
 - 都市型水害による被害を抑えるため、防災市民組織やボランティアの資器材等を整備し活動能力を強化する必要がある。
21. 避難情報を発令するいとまがない場合の対応の検討【関連⇒1-4)】
 - 避難情報が間に合わない場合を想定し、地域の実情に応じた避難方法を検討する必要がある。
22. 消防団の強化【再掲⇒1-1)、1-2)、1-4)、2-1)】
23. 防災市民組織等の強化【再掲⇒1-1)、1-2)、1-4)、2-1)】
24. 応急手当装備の充実【再掲⇒1-1)、1-2)、1-4)、2-1)】
25. 福祉施設等の防災力の向上【再掲⇒1-1)、1-2)、1-4)、2-1)】
26. 要配慮者の防災行動力の向上【再掲⇒1-1)、1-2)、1-4)】
27. 戸別受信機の配備【再掲⇒1-1)、1-2)、1-4)、5-1)】
28. 学校避難所運営協議会の充実【再掲⇒1-1)、1-2)、1-4)、2-3)】
29. 避難所等の周知【再掲⇒1-1)、1-2)、1-4)】
30. 地区防災計画の作成支援【再掲⇒1-1)、1-2)、1-4)】
31. 避難行動要支援者個別計画の作成・災害時要援護者登録制度の推進【再掲⇒1-1)、1-2)、1-4)、2-3)】
32. 事業所と地域との協力体制づくりの推進【再掲⇒1-1)、1-2)、1-4)、2-1)】

33. 高齢者見守りネットワークの拡大【再掲⇒1-1)、1-2)、1-4)】

34. 風水害対策に関する防災教育の充実

- 風水害による被害を防止するため、市民や事業所への防災意識の啓発が必要である。

35. 西東京市浸水ハザードマップの更新、周知・啓発

- 国による法令等の改正や都により浸水想定が変更になる場合に速やかにハザードマップを更新させる必要がある。
- 防災意識を高めるために、浸水ハザードマップ（令和元年に都が改定した石神井川及び白子川流域浸水予想区域図に基づき作成したもの）を公開している。また、要避難区域における浸水深、情報伝達や避難方法、指定避難所等の必要な情報を市民にわかりやすく示している。今後もこれらの対応を継続するとともに、市民や企業等への啓発を工夫することで促進させる必要がある。

36. 公民館などの社会教育施設等における防災・減災に関する学習講座等の実施【再掲⇒1-1)、1-2)、1-4)】

37. 市民への防災知識の普及・広報活動【再掲⇒1-1)、1-2)、1-4)】

38. 外国人住民等への防災情報の普及【再掲⇒1-1)、1-2)、1-4)】

39. がけ・よう壁等の安全化【関連⇒1-4)】

- 土砂災害の被害を抑えるため、土砂災害警戒区域等の安全化対策が必要である。

推進方針

1. 流出抑制施設の整備

- 局地的な豪雨に伴う道路冠水などの市内の浸水地域の軽減を図るため、浸水箇所に応じた雨水貯留浸透施設の設置や既設雨水管きょの改修工事などの浸水対策事業を推進する。また、雨水流出抑制の一環として、宅地開発に対する雨水流出抑制の指導や、個人住宅への雨水浸透施設設置工事に対する助成事業についても推進する。

2. 下水道及び雨水溢水対策事業の促進

- 降雨による浸水被害を防止するため、雨水を排水する管きょ能力の向上と雨水ポンプ能力の増強に努める。併せて、河川への集中的な流出の抑制、溢水防止のため雨水貯留・浸透方式の改善、雨水溢水対策事業を促進する。
- 白子川流域の雨水流出先となる白子川一号幹線などの下水道整備の取組について

第1章
本計画の基本的事項

第1節
策定の趣旨

第2節
計画の位置づけ

第3節
策定の流れ

第4節
計画の期間

第5節
市の概況

第6節
想定リスク

第2章
本計画の目標と
基本的な考え方

第1節
基本目標

第2節
事前に備えるべき目標

第3節
国土強靱化を推進する
上での基本的な方針

第3章
脆弱性評価

第1節
脆弱性評価の考え方

第2節
リスクシナリオの設定

第3節
施策分野における関係
性の整理

第4節
脆弱性評価の結果

第4章
推進方針

第5章
計画の推進

第1章
本計画の基本的事項

第1節
策定の趣旨

第2節
計画の位置づけ

第3節
策定の流れ

第4節
計画の期間

第5節
市の概況

第6節
想定リスク

第2章
本計画の目標と
基本的な考え方

第1節
基本目標

第2節
事前に備えるべき目標

第3節
国土強靱化を推進する
上での基本的な方針

第3章
脆弱性評価

第1節
脆弱性評価の考え方

第2節
リスクシナリオの設定

第3節
施策分野における関係
性の整理

第4節
脆弱性評価の結果

第4章
推進方針

第5章
計画の推進

は、東京都総合治水対策協議会において策定された「白子川流域豪雨対策計画」（平成21年11月）及び「白子川流域豪雨対策計画（改定）」（令和元年11月）に示されている。今後は、流出先の関係都区と連携し、白子川上流第二排水区を中心に白子川上流六号雨水幹線など、雨水管きょの整備を推進する。

3. 汚水管きょにおける雨天時浸入水対策の推進

- 雨天時浸入水対策では、都が流域下水道幹線の接続点ごとに実施した流入水量調査結果を基に、雨天時浸入水量が多い処理分区を抽出している。今後は、雨天時浸入水量が多いと判断された区域に対し、流量計により雨天時浸入水流入箇所への絞り込み調査を実施し、テレビカメラ調査などにより汚水管きょへ流入する浸入水を削減するための効果的な対策を検討し、雨天時浸入水による下水道施設からの溢水、宅内への逆流などの被害を低減する。

4. 下水道の維持管理、復旧対策の迅速化【関連⇒5-4）】

- 下水道管きょ台帳情報システムに維持管理情報と改築・更新情報などを蓄積し、下水道管きょ情報を一元管理することにより施設の適正な管理に役立てる。さらに、下水道管きょ台帳のデータ化により浸水対策の検討や震災時の被災調査における復旧対策の迅速化を図る。
- 本市では定期的に下水道管きょ内の清掃を行い、下水道管きょ内の状態を点検・調査している。これらの点検・調査結果を基に行う効果的な修繕などにより、持続的な施設機能維持を図る。また、下水道施設の建設・管理・修繕・改築を一体的にとらえ、安定的な機能確保を図るため、ストックマネジメント計画に基づいた予防保全型の維持管理に取り組んでいく。

5. 水辺空間の整備【再掲⇒1-2）、1-4）】

6. 災害に強いまちづくりに向けた新たな取組【再掲⇒1-1）】

7. 防災ネットワークの形成【再掲⇒1-1）、1-2）、1-4）】

8. 道路等施設の安全化【再掲⇒1-1）、1-2）、1-4）、2-2）、2-4）、4-1）、4-4）、5-5）】

9. 地下空間の浸水対策

- 集中豪雨等による冠水のおそれがある箇所について把握し、冠水箇所に関する情報提供及び当該箇所への対応を検討する。

10. 住宅・建築物の所有者等に対する耐震化の啓発【再掲⇒1-1)、1-2)、1-4)】
11. 水防活動の準備
- 管内における水防活動を十分に行うことができるよう、水防資器材及び施設の整備並びに輸送の確保に努める。また、管内の水防活動に直ちに対応できるよう、車両等の確保、輸送経路等を確認しておく。
 - 河川管理者と連携し、水防用資器材の備蓄の充実に努めるとともに、建設業協会等と災害時の資器材等の提供について協定を締結するなど、緊急の補給に備え、万全の体制を整えておく。
12. 水防訓練の実施
- 水防法（昭和24年法律第193号）及び東京都水防計画に基づき、風水害等の災害に際しての水防部隊の合理的運用と水防工法の完全な習熟等、適正かつ能率的な水防活動を行うため、関係機関の協力により水防訓練を実施する。
13. 監視警戒の強化【関連⇒1-4)】
- 水害、土砂災害の可能性のある箇所について、状況の的確な把握のためパトロールを強化する。
14. タイムライン（事前防災行動計画）【関連⇒1-4)】
- 災害発生 of 事前予測がある程度可能な台風について、とるべき防災対策を時系列に沿ってまとめたタイムライン（事前防災行動計画）の作成・運用により、被害の最小化を図る。
15. 発災時の情報伝達体制の整備【再掲⇒1-1)、1-2)、1-4)、5-1)】
16. 発災時に備えた地域の実情の把握【再掲⇒1-1)、1-2)、1-4)】
17. 総合防災訓練の参加・実施【再掲⇒1-1)、1-2)、1-4)、2-1)、2-2)、2-4)、5-2)、5-3)、5-4)】
18. 避難所、福祉施設における各種訓練の支援【再掲⇒1-1)、1-2)、1-4)、2-3)】
19. 駅周辺の放置自転車への対策【再掲⇒1-1)、1-2)、1-4)、2-2)、2-4)、4-1)、4-4)、5-5)】

第1章
本計画の基本的事項

第1節
策定の趣旨

第2節
計画の位置づけ

第3節
策定の流れ

第4節
計画の期間

第5節
市の概況

第6節
想定リスク

第2章
本計画の目標と
基本的な考え方

第1節
基本目標

第2節
事前に備えるべき目標

第3節
国土強靱化を推進する
上での基本的な方針

第3章
脆弱性評価

第1節
脆弱性評価の考え方

第2節
リスクシナリオの設定

第3節
施策分野における関係
性の整理

第4節
脆弱性評価の結果

第4章
推進方針

第5章
計画の推進

第1章
本計画の基本的事項

第1節
策定の趣旨

第2節
計画の位置づけ

第3節
策定の流れ

第4節
計画の期間

第5節
市の概況

第6節
想定リスク

第2章
本計画の目標と
基本的な考え方

第1節
基本目標

第2節
事前に備えるべき目標

第3節
国土強靱化を推進する
上での基本的な方針

第3章
脆弱性評価

第1節
脆弱性評価の考え方

第2節
リスクシナリオの設定

第3節
施策分野における関係
性の整理

第4節
脆弱性評価の結果

第4章
推進方針

第5章
計画の推進

20. 防災市民組織、ボランティア等の活動能力の充実・強化

- 防災市民組織、災害時支援ボランティア等の活動資器材、訓練資器材の整備を図りつつ、都市型水害等を想定した訓練を推進する。

21. 避難情報を発令するいとまがない場合の対応の検討【関連⇒1-4)】

- 避難情報を発令するいとまがない場合の市民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。

22. 消防団の強化【再掲⇒1-1)、1-2)、1-4)、2-1)】

23. 防災市民組織等の強化【再掲⇒1-1)、1-2)、1-4)、2-1)】

24. 応急手当装備の充実【再掲⇒1-1)、1-2)、1-4)、2-1)】

25. 福祉施設等の防災力の向上【再掲⇒1-1)、1-2)、1-4)、2-1)】

26. 要配慮者の防災行動力の向上【再掲⇒1-1)、1-2)、1-4)】

27. 戸別受信機の配備【再掲⇒1-1)、1-2)、1-4)、5-1)】

28. 学校避難所運営協議会の充実【再掲⇒1-1)、1-2)、1-4)、2-3)】

29. 避難所等の周知【再掲⇒1-1)、1-2)、1-4)】

30. 地区防災計画の作成支援【再掲⇒1-1)、1-2)、1-4)】

31. 避難行動要支援者個別計画の作成・災害時要援護者登録制度の推進【再掲⇒1-1)、1-2)、1-4)、2-3)】

32. 事業所と地域との協力体制づくりの推進【再掲⇒1-1)、1-2)、1-4)、2-1)】

33. 高齢者見守りネットワークの拡大【再掲⇒1-1)、1-2)、1-4)】

34. 風水害対策に関する防災教育の充実

- 市民や事業所、自治会・町内会、児童・生徒等を対象に、震災対策同様、風水害対策に関する防災意識や市事前防災行動計画（タイムライン）の啓発及び防災知識の普及を

図る。

35. 西東京市浸水ハザードマップの更新、周知・啓発

- 国による法令等の改正や都における想定最大規模降雨による河川の浸水想定区域が示された場合には、速やかに浸水ハザードマップを更新する。
- 作成した浸水ハザードマップが有効に活用されるよう、市のいくつかの公共施設窓口にて無料配布、インターネット等への掲載を通じて地域住民に周知・活用する。

36. 公民館などの社会教育施設等における防災・減災に関する学習講座等の実施【再掲⇒1-1)、1-2)、1-4)】

37. 市民への防災知識の普及・広報活動【再掲⇒1-1)、1-2)、1-4)】

38. 外国人住民等への防災情報の普及【再掲⇒1-1)、1-2)、1-4)】

39. がけ・よう壁等の安全化【関連⇒1-4)】

- がけ地に建築物やよう壁等を設ける場合、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び東京都建築安全条例（昭和 25 年東京都条例第 89 号）に基づき、指導を行う。また、市内の「土砂災害警戒区域等」は令和 3 年 6 月時点で 4 箇所あり、都と連携し緑地機能の保全を基本に安全化対策を実施する。

第1章
本計画の基本的事項

第1節
策定の趣旨

第2節
計画の位置づけ

第3節
策定の流れ

第4節
計画の期間

第5節
市の概況

第6節
想定リスク

第2章
本計画の目標と
基本的な考え方

第1節
基本目標

第2節
事前に備えるべき目標

第3節
国土強靱化を推進する
上での基本的な方針

第3章
脆弱性評価

第1節
脆弱性評価の考え方

第2節
リスクシナリオの設定

第3節
施策分野における関係
性の整理

第4節
脆弱性評価の結果

第4章
推進方針

第5章
計画の推進

リスクシナリオ 1-4 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生

第1章 本計画の基本的事項

第1節 策定の趣旨

第2節 計画の位置づけ

第3節 策定の流れ

第4節 計画の期間

第5節 市の概況

第6節 想定リスク

第2章 本計画の目標と 基本的な考え方

第1節 基本目標

第2節 事前に備えるべき目標

第3節 国土強靱化を推進する 上での基本的な方針

第3章 脆弱性評価

第1節 脆弱性評価の考え方

第2節 リスクシナリオの設定

第3節 施策分野における関係 性の整理

第4節 脆弱性評価の結果

第4章 推進方針

第5章 計画の推進

脆弱性評価（概要）

本市には土砂災害警戒区域は4箇所存在し、そのうち2箇所が土砂災害特別警戒区域に指定されている。警戒避難体制の整備、安全化対策等を進める必要がある。

脆弱性評価（詳細）

1. がけ・よう壁等の安全化【再掲⇒1-3)】
2. 住宅・建築物の所有者等に対する耐震化の啓発【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)】
3. 防災ネットワークの形成【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)】
4. 道路等施設の安全化【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、2-2)、2-4)、4-1)、4-4)、5-5)】
5. 監視警戒の強化【再掲⇒1-3)】
6. タイムライン（事前防災行動計画）【再掲⇒1-3)】
7. 発災時の情報伝達体制の整備【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、5-1)】
8. 発災時に備えた地域の実情の把握【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)】
9. 総合防災訓練の参加・実施【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、2-1)、2-2)、2-4)、5-2)、5-3)、5-4)】
10. 避難所、福祉施設における各種訓練の支援【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、2-3)】
11. 駅周辺の放置自転車への対策【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、2-2)、2-4)、4-1)、4-4)、5-5)】
12. 土砂災害警戒区域への対策

○ 本市には、土砂災害警戒区域は4箇所存在し、そのうち2箇所が土砂災害特別警戒区

域に指定されている。

- この区域の被害を抑制するため、市民への危険性の周知及び開発行為の抑制等の指導が必要である。

13. 避難情報を発令するいとまがない場合の対応の検討【再掲⇒1-3)】

14. 消防団の強化【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、2-1)】

15. 防災市民組織等の強化【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、2-1)】

16. 応急手当装備の充実【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、2-1)】

17. 福祉施設等の防災力の向上【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、2-1)】

18. 要配慮者の防災行動力の向上【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)】

19. 戸別受信機の配備【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、5-1)】

20. 学校避難所運営協議会の充実【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、2-3)】

21. 避難所等の周知【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)】

22. 地区防災計画の作成支援【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)】

23. 避難行動要支援者個別計画の作成・災害時要援護者登録制度の推進【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、2-3)】

24. 事業所と地域との協力体制づくりの推進【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、2-1)】

25. 高齢者見守りネットワークの拡大【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)】

26. 公民館などの社会教育施設等における防災・減災に関する学習講座等の実施【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)】

27. 市民への防災知識の普及・広報活動【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)】

第1章
本計画の基本的事項

第1節
策定の趣旨

第2節
計画の位置づけ

第3節
策定の流れ

第4節
計画の期間

第5節
市の概況

第6節
想定リスク

第2章
本計画の目標と
基本的な考え方

第1節
基本目標

第2節
事前に備えるべき目標

第3節
国土強靱化を推進する
上での基本的な方針

第3章
脆弱性評価

第1節
脆弱性評価の考え方

第2節
リスクシナリオの設定

第3節
施策分野における関係
性の整理

第4節
脆弱性評価の結果

第4章
推進方針

第5章
計画の推進

第1章
本計画の基本的事項

第1節
策定の趣旨

第2節
計画の位置づけ

第3節
策定の流れ

第4節
計画の期間

第5節
市の概況

第6節
想定リスク

第2章
本計画の目標と
基本的な考え方

第1節
基本目標

第2節
事前に備えるべき目標

第3節
国土強靱化を推進する
上での基本的な方針

第3章
脆弱性評価

第1節
脆弱性評価の考え方

第2節
リスクシナリオの設定

第3節
施策分野における関係
性の整理

第4節
脆弱性評価の結果

第4章
推進方針

第5章
計画の推進

28. 外国人住民等への防災情報の普及【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)】

29. 水辺空間の整備【再掲⇒1-2)、1-3)】

推進方針

1. がけ・よう壁等の安全化【再掲⇒1-3)】

2. 住宅・建築物の所有者等に対する耐震化の啓発【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)】

3. 防災ネットワークの形成【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)】

4. 道路等施設の安全化【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、2-2)、2-4)、4-1)、4-4)、5-5)】

5. 監視警戒の強化【再掲⇒1-3)】

6. タイムライン（事前防災行動計画）【再掲⇒1-3)】

7. 発災時の情報伝達体制の整備【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、5-1)】

8. 発災時に備えた地域の実情の把握【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)】

9. 総合防災訓練の参加・実施【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、2-1)、2-2)、2-4)、5-2)、5-3)、5-4)】

10. 避難所、福祉施設における各種訓練の支援【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、2-3)】

11. 駅周辺の放置自転車への対策【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、2-2)、2-4)、4-1)、4-4)、5-5)】

12. 土砂災害警戒区域への対策

- 事業者等が用途地域などの調査を実施する際に、適切に情報を提供する。
- 警戒区域ごとに、ハザードマップによる市民への周知や警戒避難体制の整備を行う。

13. 避難情報を発令するいとまがない場合の対応の検討【再掲⇒1-3)】

14. 消防団の強化【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、2-1)】

15. 防災市民組織等の強化【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、2-1)】
16. 応急手当装備の充実【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、2-1)】
17. 福祉施設等の防災力の向上【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、2-1)】
18. 要配慮者の防災行動力の向上【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)】
19. 戸別受信機の配備【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、5-1)】
20. 学校避難所運営協議会の充実【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、2-3)】
21. 避難所等の周知【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)】
22. 地区防災計画の作成支援【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)】
23. 避難行動要支援者個別計画の作成・災害時要援護者登録制度の推進【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、2-3)】
24. 事業所と地域との協力体制づくりの推進【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、2-1)】
25. 高齢者見守りネットワークの拡大【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)】
26. 公民館などの社会教育施設等における防災・減災に関する学習講座等の実施【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)】
27. 市民への防災知識の普及・広報活動【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)】
28. 外国人住民等への防災情報の普及【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)】
29. 水辺空間の整備【再掲⇒1-2)、1-3)】

第1章
本計画の基本的事項

第1節
策定の趣旨

第2節
計画の位置づけ

第3節
策定の流れ

第4節
計画の期間

第5節
市の概況

第6節
想定リスク

第2章
本計画の目標と
基本的な考え方

第1節
基本目標

第2節
事前に備えるべき目標

第3節
国土強靱化を推進する
上での基本的な方針

第3章
脆弱性評価

第1節
脆弱性評価の考え方

第2節
リスクシナリオの設定

第3節
施策分野における関係
性の整理

第4節
脆弱性評価の結果

第4章
推進方針

第5章
計画の推進

目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

第1章 本計画の基本的事項

第1節 策定の趣旨

第2節 計画の位置づけ

第3節 策定の流れ

第4節 計画の期間

第5節 市の概況

第6節 想定リスク

第2章 本計画の目標と 基本的な考え方

第1節 基本目標

第2節 事前に備えるべき目標

第3節 国土強靱化を推進する 上での基本的な方針

第3章 脆弱性評価

第1節 脆弱性評価の考え方

第2節 リスクシナリオの設定

第3節 施策分野における関係 性の整理

第4節 脆弱性評価の結果

第4章 推進方針

第5章 計画の推進

リスクシナリオ 2-1

自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

脆弱性評価（概要）

災害時に応急対策を迅速に実施するため、活動体制や防災関係機関等との連携の強化を図る必要がある。

脆弱性評価（詳細）

1. 災害活動体制の整備【関連⇒2-2)、2-3)、3-2)、5-1)】
 - 災害対応を迅速かつ的確に行うため、災害活動体制を整備し、庁内向けの研修及び訓練を実施する必要がある。
2. 災害応急対策に要する緊急車両等の確保
 - 応急対策を迅速に行うため、緊急車両等の確保が必要である。
3. 救助の実施に必要な関係帳票の整備
 - 救助業務を円滑に行うため、関係帳票の作成方法習熟等の事前準備が必要である。
4. 総合防災訓練の参加・実施【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-2)、2-4)、5-2)、5-3)、5-4)】
5. 災害応援に係る連携体制の強化【関連⇒2-3)、3-2)】
 - 災害応援のネットワークを強化するため、関係機関との連携を強化する必要がある。
6. 官公庁との連携強化【関連⇒3-1)】
 - 災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る必要がある。
 - 災害時における治安悪化や交通事故の多発等を防止するため、平常時から警察と情報交換などを行い、連携強化を図る必要がある。
7. 災害時受援応援計画の作成【関連⇒2-3)、3-2)】
 - 災害応援の活動をサポートするため、応援者の役割や体制を取り決めた災害時受援

応援計画の作成が必要である。

8. 緊急輸送ネットワーク整備【関連⇒2-2)、2-4)、5-2)、5-3)、5-4)】

- 震災時の輸送路を確保するため、指定拠点や施設間の道路を整備する必要がある。

9. 航空機による災害対応のための環境整備【関連⇒2-4)】

- ヘリサインは、各施設の被害状況を上空から確認することに有用であり、防災拠点において整備が必要である。
- ヘリポートは救助活動及び物資輸送の拠点となるため、指定を進める必要がある。

10. 消防団の強化【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)】

11. 防災市民組織等の強化【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)】

12. 応急手当装備の充実【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)】

13. ボランティア人材の確保【関連⇒6-1)、6-2)】

- ボランティア活動を効率的に行うため、リーダー格の人材育成、登録ボランティアの受援体制強化や連携を進める必要がある。

14. ボランティアの活動体制の整備【関連⇒6-1)、6-2)】

- 近年の災害では、多くの災害ボランティアが被災地の復旧・復興のために大きな役割を果たした。市社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアの確保、リーダーやコーディネーターの育成、必要な実践的な訓練や講座の開催、ボランティアセンターの整備など、より一層のボランティアの活動体制の向上に取り組む必要がある。
- 外部からのボランティアが効果的に行動できるようにするため、地域情報の整理等の取組が必要である。

15. 地域の受援力を強化するための柔軟な地域環境づくりの強化

- 防災市民組織の防災行動力向上のため、活動内容を明確にする必要がある。
- 救援を柔軟に行うため、地域コミュニティを活性化させる必要がある。

16. 事業所と地域との協力体制づくりの推進【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)】

17. 福祉施設等の防災力の向上【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)】

第1章
本計画の基本的事項

第1節
策定の趣旨

第2節
計画の位置づけ

第3節
策定の流れ

第4節
計画の期間

第5節
市の概況

第6節
想定リスク

第2章
本計画の目標と
基本的な考え方

第1節
基本目標

第2節
事前に備えるべき目標

第3節
国土強靱化を推進する
上での基本的な方針

第3章
脆弱性評価

第1節
脆弱性評価の考え方

第2節
リスクシナリオの設定

第3節
施策分野における関係
性の整理

第4節
脆弱性評価の結果

第4章
推進方針

第5章
計画の推進

推進方針

1. 災害活動体制の整備【関連⇒2-2)、2-3)、3-2)、5-1)】
 - 地域防災計画に基づき、所属ごとにマニュアルを整備する。避難所については、避難所運営協議会等がマニュアル等の整備を行う。
 - 新たに作成したアクションカードや既存のマニュアル等の随時修正を加えるとともに、机上型訓練や防災訓練を通じた災害活動体制の整備に努める。
 - 危機管理課は、状況に応じた適切な防災活動が行われるよう、災害対策組織・配備基準の見直し等を適宜実施する。
 - 「西東京市危機管理基本ガイドライン」に基づき、研修・訓練を実施し、庁内における危機管理体制の強化を図る。
 - 災害時に防災センターに設置する災害対策本部の設備等の充実を図り、災害時の迅速な情報収集及び体制づくりを進める。
2. 災害応急対策に要する緊急車両等の確保
 - 警察署を窓口として東京都公安委員会に緊急車両確保の事前届出を行う。
3. 救助の実施に必要な関係帳票の整備
 - 救助の実施に当たっては、救助ごとに帳票の作成が義務付けられている。災害時に遅滞なく救助業務を実施できるよう、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法等について習熟しておく。
4. 総合防災訓練の参加・実施【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-2)、2-4)、5-2)、5-3)、5-4)】
5. 災害応援に係る連携体制の強化【関連⇒2-3)、3-2)】
 - 関係機関等との応援体制のネットワーク化を図るとともに、新たな災害で得た教訓や社会環境の変化への対応を図りつつ、災害活動体制を強化・充実していく。
6. 官公庁との連携強化【関連⇒3-1)】
 - 災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る。
 - 災害時の治安悪化や交通事故の多発等を防止するとともに、広域支援をより効果的に受け入れるため、警察と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る。

7. 災害時受援応援計画の作成【関連⇒2-3)、3-2)】
- 東京都災害時受援応援計画等との整合性をはかりつつ、災害時受援応援計画を作成し、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、その他宿泊・食事提供・送迎等について必要な準備を整える。
8. 緊急輸送ネットワーク整備【関連⇒2-2)、2-4)、5-2)、5-3)、5-4)】
- 救助、医療、消火活動、ライフラインの応急復旧、緊急物資輸送等を円滑に行うため、応急対策活動の中心施設と他県及び指定拠点相互間を結ぶ輸送路を、緊急輸送ネットワークとしてあらかじめ整備する。
9. 航空機による災害対応のための環境整備【関連⇒2-4)】
- 災害時におけるヘリコプターからの識別を容易にし、被害状況の把握や救助・救急活動、緊急輸送活動等の迅速化を図るため、小・中学校等の屋上にヘリサインを計画的に整備していく。
 - 救出・救助、消防活動、物資輸送等に資するヘリコプター発着可能地点として、ヘリコプター発着場の基準から、学校の校庭及び避難場所等の指定を進める。
10. 消防団の強化【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)】
11. 防災市民組織等の強化【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)】
12. 応急手当装備の充実【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)】
13. ボランティア人材の確保【関連⇒6-1)、6-2)】
- 都防災ボランティア（被災建築物応急危険度判定員、被災宅地危険度判定士、語学ボランティア、建設防災ボランティア）の専門性を活かし、協力を得るための準備を進める。消防署と連携し、震度6弱以上の地震や大規模な自然災害が発生した場合、あらかじめ登録した消防署へ自主的に参集し、消防隊に協力する東京消防庁災害時支援ボランティア（以下「西東京消防ボランティア」という。）との連携を図る。また、減災に向けた効果的な活動を行うため、ボランティア活動を統率するリーダー及びコーディネーターの育成を継続的に実施するとともに、元東京消防庁職員の登録者を積極的に活用し、西東京消防ボランティアの一層の充実強化を図る。併せて、震災時に消防隊と連携した活動能力向上を図る。さらに、日赤東京都支部（赤十字ボランティア）と連携し、日頃から市民を対象に防災思想の普及・啓発に努め、安全かつ効果的な活動が展開できるよう、体制づくりやボランティア養成計画等の整備を図る。

第1章
本計画の基本的事項

第1節
策定の趣旨

第2節
計画の位置づけ

第3節
策定の流れ

第4節
計画の期間

第5節
市の概況

第6節
想定リスク

第2章
本計画の目標と
基本的な考え方

第1節
基本目標

第2節
事前に備えるべき目標

第3節
国土強靱化を推進する
上での基本的な方針

第3章
脆弱性評価

第1節
脆弱性評価の考え方

第2節
リスクシナリオの設定

第3節
施策分野における関係
性の整理

第4節
脆弱性評価の結果

第4章
推進方針

第5章
計画の推進

第1章
本計画の基本的事項

第1節
策定の趣旨

第2節
計画の位置づけ

第3節
策定の流れ

第4節
計画の期間

第5節
市の概況

第6節
想定リスク

第2章
本計画の目標と
基本的な考え方

第1節
基本目標

第2節
事前に備えるべき目標

第3節
国土強靱化を推進する
上での基本的な方針

第3章
脆弱性評価

第1節
脆弱性評価の考え方

第2節
リスクシナリオの設定

第3節
施策分野における関係
性の整理

第4節
脆弱性評価の結果

第4章
推進方針

第5章
計画の推進

- 都、日赤東京都支部、都社会福祉協議会、市社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関と相互に連携して、活動リーダー、ボランティアコーディネーターの養成に努める。また、市及び民間で行う様々な研修の場や広報等を活用し、平常時からボランティアの社会的意識等についての啓発を行う。
- 市社会福祉協議会と連携し、市内のボランティア活動を強化及び活性化するため、人材育成や業務マニュアル作成等の支援を実施する。

14. ボランティアの活動体制の整備【関連⇒6-1)、6-2)】

- 市社会福祉協議会と連携し、東京ボランティア・市民活動センターやボランティア団体と行政、あるいはボランティア団体相互間での連携を図り、相互ネットワークを形成するほかボランティア団体との災害時の応援協定を締結し体制の強化に努める。
- 市社会福祉協議会が設置・運営する市災害ボランティアセンターが関係機関を含む市のボランティア活動拠点として総合調整機能を果たすような体制づくりや、必要な資器材の調達など、活動しやすい環境づくり等の条件整備を検討する。
- 市災害ボランティアセンターは、市社会福祉協議会内に設置する。被害状況等から設置が困難な場合は、代替地に設置する。市災害ボランティアセンターの分室的な機能を持つ現地ボランティアセンターの設置が必要と判断したときの設置場所を検討する。
- 市及び民間で行う様々な研修の場や広報等を活用し、ボランティアを地域で受け入れる環境・知恵などの受援力（支援を受ける力）を高めるために地域情報の整理等の取組を行う。

15. 地域の受援力を強化するための柔軟な地域環境づくりの強化

- 防災市民組織への助言・支援をはじめ、避難行動要支援者個別計画、避難所管理運営マニュアル等に基づく防災市民組織の活動内容の明確化を図り、平時及び震災時の防災行動力の向上に結び付ける。

16. 事業所と地域との協力体制づくりの推進【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)】

17. 福祉施設等の防災力の向上【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)】

リスクシナリオ 2-2

医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

脆弱性評価（概要）

災害時の医療提供を十分に行うため、医療体制の整備、資器材及びエネルギーの確保等が必要である。

脆弱性評価（詳細）

1. 医療体制の整備

- 発災時の効果的な医療提供及び在宅患者等への継続的な医療サービス提供のため、医療体制の整備や医師会等との連携強化が必要である。

2. 医薬品・医療資器材の確保

- 発災時の医療提供を十分に行うため、避難所等に医薬品及び医療資器材の備蓄を行う必要がある。

3. 避難所等への医療サービス提供【関連⇒2-3)】

- 避難住民の健康を維持するため、避難所及び仮設住宅への巡回健康相談体制を整備する必要がある。
- 避難所や避難先での児童の心身の健康のため、遊びを通じた巡回の実施が必要である。

4. 災害活動体制の整備【再掲⇒2-1)、2-3)、3-2)、5-1)】

5. 総合防災訓練の参加・実施【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-1)、2-4)、5-2)、5-3)、5-4)】

6. 遺体収容体制の整備

- 被害者が多数発生した場合の遺体収容に備え、総合体育館を遺体収容所として指定している。
- 被害者が多数発生した場合の遺体収容や葬儀に備えるため、葬儀業者との協定締結が必要である。

7. 障害物除去用資器材の整備【関連⇒2-4)、4-1)、4-4)、5-5)】

第1章
本計画の基本的事項

第1節
策定の趣旨

第2節
計画の位置づけ

第3節
策定の流れ

第4節
計画の期間

第5節
市の概況

第6節
想定リスク

第2章
本計画の目標と
基本的な考え方

第1節
基本目標

第2節
事前に備えるべき目標

第3節
国土強靱化を推進する
上での基本的な方針

第3章
脆弱性評価

第1節
脆弱性評価の考え方

第2節
リスクシナリオの設定

第3節
施策分野における関係
性の整理

第4節
脆弱性評価の結果

第4章
推進方針

第5章
計画の推進

第1章
本計画の基本的事項

第1節
策定の趣旨

第2節
計画の位置づけ

第3節
策定の流れ

第4節
計画の期間

第5節
市の概況

第6節
想定リスク

第2章
本計画の目標と
基本的な考え方

第1節
基本目標

第2節
事前に備えるべき目標

第3節
国土強靱化を推進する
上での基本的な方針

第3章
脆弱性評価

第1節
脆弱性評価の考え方

第2節
リスクシナリオの設定

第3節
施策分野における関係
性の整理

第4節
脆弱性評価の結果

第4章
推進方針

第5章
計画の推進

○ 災害時の輸送ネットワークを確保するため、障害物撤去用資器材の整備が必要である。

8. 駅周辺の放置自転車への対策【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-4)、4-1)、4-4)、5-5)】

9. 放置自転車対策の推進【関連⇒2-4)、4-1)、4-4)、5-5)】

○ 道路に置かれた自転車等は、歩行者の通行を妨げるだけでなく、交通事故の原因や救急・防災活動の際の障害にもなるため、駐輪場の整備等の対策が必要である。

10. 幹線道路の整備【再掲⇒1-2)、2-4)、4-1)、4-4)、5-5)】

11. 主要生活道路の整備【関連⇒2-4)、4-1)、4-4)、5-5)】

○ 幹線道路に囲まれた居住環境地区内の生活道路については、日常的な交通利便性や安全性、快適性を確保するため、幹線道路の整備に合わせ、体系的な整備を進めることが重要である。その実現のためには、居住地区ごとに地区内集散機能を有し、地区内交通の軸となる主要生活道路を整備することが必要である。

12. 区画道路の整備【関連⇒2-4)、4-1)、4-4)、5-5)】

○ 市内に点在する幅員4m未満の狭隘道路については、防災性の強化を目的とする拡幅整備が必要であり、それ以外の区画道路については、最低限の交通機能は満たされているものの、防災面や歩行者系道路等の利用目的の面から拡幅整備が必要である。

13. 踏切除却推進、交通結節点整備等【関連⇒2-4)、4-1)、4-4)、5-5)】

○ 緊急自動車等の通行ルートを確保・充実させるため、踏切除却を推進し、交通結節点機能を強化する必要がある。

14. 緊急輸送ネットワーク整備【再掲⇒2-1)、2-4)、5-2)、5-3)、5-4)】

15. 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化【再掲⇒1-1)、2-4)、4-1)、4-4)、5-5)】

16. 道路・下水道施設の液状化対策【関連⇒2-4)、4-1)、4-4)、5-4)、5-5)】

○ 液状化によるマンホール浮上は道路及び下水施設に被害を及ぼすため、マンホールの浮上抑制対策等を進める必要がある。

17. 道路等施設の安全化【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-4)、4-1)、4-4)、5-5)】

18. 道路の交通支障の防止対策【再掲⇒1-1)、2-4)、4-1)、4-4)、5-5)】
19. 道路の無電柱化【再掲⇒1-1)、2-4)、4-1)、4-4)、5-1)、5-2)、5-3)、5-5)】
20. 市街地の整備・安全化【再掲⇒1-1)、1-2)、2-4)、4-1)、4-4)、5-5)】
21. 再生可能エネルギーの導入拡大【関連⇒2-4)、3-2)、5-2)、5-3)】
- 再生可能エネルギーの導入拡大を国や都などの関係機関と連携を図りながら推進することが必要である。
22. 災害時の交通に関する広報啓発活動【関連⇒2-4)、4-1)、4-4)、5-5)】
- 災害時の緊急輸送ネットワークを維持するため、震災発生時の運転手の対応を周知する必要がある。

推進方針

1. 医療体制の整備

- 市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、柔道整復師会との連携を密にし、医療救護班の編成、派遣及び医療救護活動の円滑な実施に努めるため、市内医療機関との連絡体制の構築や、医療カテゴリー別の医療救護班を編成しておくなど事前に態勢を整備する。市内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う市災害医療コーディネーターを設置する。また、市災害医療コーディネーターが市内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、情報伝達をスムーズに行えるように努める。その他、緊急医療救護所や避難所医療救護所、医療救護活動拠点の設置場所を事前に確保する。
- 緊急時の透析患者・在宅難病者等専門医療を必要とする患者への対応として、都や多摩小平保健所等の関係機関及び近隣県との連携により、医療体制の整備等を多角的に研究・検討する。

2. 医薬品・医療資器材の確保

- 市医師会及び市歯科医師会と協議し、医療救護班が使用する医薬品・医療資器材の備蓄に努めるとともに、市薬剤師会との連携による医薬品の確保を行う。また、避難所等に救急医薬品を備蓄する。医薬品の備蓄量は、東京都地域防災計画に準じ、発災から3日間で必要な量を目安とする。

3. 避難所等への医療サービス提供【関連⇒2-3)】

第1章 本計画の基本的事項

第1節 策定の趣旨

第2節 計画の位置づけ

第3節 策定の流れ

第4節 計画の期間

第5節 市の概況

第6節 想定リスク

第2章 本計画の目標と 基本的な考え方

第1節 基本目標

第2節 事前に備えるべき目標

第3節 国土強靱化を推進する 上での基本的な方針

第3章 脆弱性評価

第1節 脆弱性評価の考え方

第2節 リスクシナリオの設定

第3節 施策分野における関係 性の整理

第4節 脆弱性評価の結果

第4章 推進方針

第5章 計画の推進

第1章
本計画の基本的事項

第1節
策定の趣旨

第2節
計画の位置づけ

第3節
策定の流れ

第4節
計画の期間

第5節
市の概況

第6節
想定リスク

第2章
本計画の目標と
基本的な考え方

第1節
基本目標

第2節
事前に備えるべき目標

第3節
国土強靱化を推進する
上での基本的な方針

第3章
脆弱性評価

第1節
脆弱性評価の考え方

第2節
リスクシナリオの設定

第3節
施策分野における関係
性の整理

第4節
脆弱性評価の結果

第4章
推進方針

第5章
計画の推進

- 健康維持や在宅療養者等への対応を行うため、避難所・仮設住宅等への巡回健康相談体制及びメンタルヘルスケア体制の整備を図る。
- 避難所や避難先での児童の心身の健康のため、遊びを通した巡回を実施する。
- 4. 災害活動体制の整備【再掲⇒2-1)、2-3)、3-2)、5-1)】
- 5. 総合防災訓練の参加・実施【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-1)、2-4)、5-2)、5-3)、5-4)】
- 6. 遺体収容体制の整備
 - 葬儀業者等との協定締結を推進し、ドライアイスや棺おけ等の遺体の収容や葬儀等に必要な資器材の確保に努める。
- 7. 障害物除去用資器材の整備【関連⇒2-4)、4-1)、4-4)、5-5)】
 - 平常時から障害物除去用資器材の整備を行うとともに、市建災防協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。
- 8. 駅周辺の放置自転車への対策【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-4)、4-1)、4-4)、5-5)】
- 9. 放置自転車対策の推進【関連⇒2-4)、4-1)、4-4)、5-5)】
 - 関係機関と連携し、放置自転車対策に関する広報等を実施する。また、自転車等放置禁止区域において、放置されている自転車や原動機付自転車に対し、指導、警告及び移送撤去等を実施する。さらに、市内の駅周辺で、特に自転車駐車場が不足している地域に、新たな自転車駐車場確保に向けた検討を行う。
- 10. 幹線道路の整備【再掲⇒1-2)、2-4)、4-1)、4-4)、5-5)】
- 11. 主要生活道路の整備【関連⇒2-4)、4-1)、4-4)、5-5)】
 - 居住地と幹線道路を連絡し、通勤・通学、買物等の日常的に利用する主要な道路を「主要生活道路」として都市計画マスタープランにおいて位置付け、地区の骨格形成、防災対策上の骨格的道路等、多様な機能を有する道路として整備を進める。
- 12. 区画道路の整備【関連⇒2-4)、4-1)、4-4)、5-5)】
 - 区画道路に関して、面整備に併せた拡幅改良や地区計画等の事業実施を契機とするほか、必要に応じた整備を検討する。なお、舗装の損傷が激しい箇所については、その

損傷度合いの高い箇所から補修を進め、積極的に改良していく。

13. 踏切除却推進、交通結節点整備等【関連⇒2-4)、4-1)、4-4)、5-5)】

- 物資供給ルートの確保・充実に向けて、鉄道連続立体交差化の推進及び付属街路整備等により、踏切除却を推進し、交通結節点機能を強化する。

14. 緊急輸送ネットワーク整備【再掲⇒2-1)、2-4)、5-2)、5-3)、5-4)】

15. 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化【再掲⇒1-1)、2-4)、4-1)、4-4)、5-5)】

16. 道路・下水道施設の液状化対策【関連⇒2-4)、4-1)、4-4)、5-4)、5-5)】

- マンホールの浮上抑制対策などの液状化対策を進める。

17. 道路等施設の安全化【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-4)、4-1)、4-4)、5-5)】

18. 道路の交通支障の防止対策【再掲⇒1-1)、2-4)、4-1)、4-4)、5-5)】

19. 道路の無電柱化【再掲⇒1-1)、2-4)、4-1)、4-4)、5-1)、5-2)、5-3)、5-5)】

20. 市街地の整備・安全化【再掲⇒1-1)、1-2)、2-4)、4-1)、4-4)、5-5)】

21. 再生可能エネルギーの導入拡大【関連⇒2-4)、3-2)、5-2)、5-3)】

- 太陽光発電や太陽熱利用設備、小型風力発電の利用及び家庭用燃料電池や蓄電池、蓄電池として利用できる電気自動車等の推進等、本市の特性に配慮した再生可能エネルギーの導入を推進する。

22. 災害時の交通に関する広報啓発活動【関連⇒2-4)、4-1)、4-4)、5-5)】

- 災害時は緊急交通路においては車両を絶対使用しないこと、走行中の車両は道路の左側に直ちに止めること等、大震災発生時の対処について、各種広報媒体を活用し周知していく。

第1章
本計画の基本的事項

第1節
策定の趣旨

第2節
計画の位置づけ

第3節
策定の流れ

第4節
計画の期間

第5節
市の概況

第6節
想定リスク

第2章
本計画の目標と
基本的な考え方

第1節
基本目標

第2節
事前に備えるべき目標

第3節
国土強靱化を推進する
上での基本的な方針

第3章
脆弱性評価

第1節
脆弱性評価の考え方

第2節
リスクシナリオの設定

第3節
施策分野における関係
性の整理

第4節
脆弱性評価の結果

第4章
推進方針

第5章
計画の推進

リスクシナリオ 2-3

劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

第1章 本計画の基本的事項

第1節 策定の趣旨

第2節 計画の位置づけ

第3節 策定の流れ

第4節 計画の期間

第5節 市の概況

第6節 想定リスク

第2章 本計画の目標と 基本的な考え方

第1節 基本目標

第2節 事前に備えるべき目標

第3節 国土強靱化を推進する 上での基本的な方針

第3章 脆弱性評価

第1節 脆弱性評価の考え方

第2節 リスクシナリオの設定

第3節 施策分野における関係 性の整理

第4節 脆弱性評価の結果

第4章 推進方針

第5章 計画の推進

脆弱性評価（概要）

避難所等の生活環境・衛生環境を確保するため、運営体制の強化、必要な設備・資器材の整備等を図る必要がある。

脆弱性評価（詳細）

1. 公共建築物の耐震化・改修の推進【再掲⇒1-1)、2-5)】

2. 避難所・資器材の整備【関連⇒2-4)、5-1)】

- 避難者の安全な避難生活を確保するため、避難所に指定されている学校施設等の安全性を確保する必要がある。
- 避難所が備えるべき設備の整備や、避難所の備蓄品及び救助用資機材等の確保などに努める必要がある。
- 非常時にも最低限のエネルギーを確保できるよう、公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を進めるなど、自立・分散型エネルギーの整備を促進していく必要がある。

3. ごみ処理の環境・体制の整備

- 災害時のごみ処理を円滑に行うため、処理に必要な資器材やマンパワーの確保及び窓口の設置、都と連携した処理計画の見直しが必要である。

4. 避難所の管理運営体制の整備【関連⇒2-6)】

- 避難所運営を円滑に行うため、運営マニュアルの作成及び訓練を通じた習熟度の向上が必要である。
- 車中泊等によりエコノミークラス症候群の発症が懸念されるため、防止体制の強化を図る必要がある。また、被害後の精神疾患に伴う自殺や急性心筋梗塞などの地震関連死が懸念されることから、十分なケアができる体制を構築する必要がある。

5. 避難所、福祉施設における各種訓練の支援【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)】

6. 学校における施設の整備【再掲⇒2-4)】

- 児童・職員の安全及び避難所としての機能を確保するため、学校の物資の備蓄が必要である。
- 7. 避難所等への医療サービス提供【再掲⇒2-2)】
- 8. 学校における発災時の対応準備
 - 学校における発災時の初期対応を迅速に行うため、訓練やマニュアルの習熟を行う必要がある。
- 9. 避難所等におけるトイレの確保
 - 避難場所等の衛生環境を維持するため、災害用トイレを確保する必要がある。
 - 避難所における仮設トイレの設置及び管理を円滑に行うため、仮設トイレに関するマニュアルの整備が必要である。
- 10. 食料及び生活必需品の確保【関連⇒2-4)、4-4)】
 - 長期の避難生活に備えるため、食料及び生活必需品を十分に確保する必要がある。
 - 備蓄物資を迅速に供給するため、備蓄倉庫を分散して設置することが必要である。
- 11. 燃料の確保【関連⇒2-4)、4-1)、4-4)、5-2)、5-3)、5-5)】
 - 緊急時の発電や車両運行には、燃料が不可欠である。発災時に迅速に燃料を確保するため、燃料の受入れ及び搬送体制を整備する必要がある。
- 12. 福祉避難所の指定
 - 避難所生活に特別の配慮を要する高齢者、障害者及びこれらに準ずる方のために、二次的な福祉避難所の確保が必要である。
- 13. 要配慮者に配慮した避難所の環境整備
 - 要配慮者が問題なく避難生活を送るため、生活に必要な資器材の整備や、避難先のバリアフリー化等の安全確保が必要である。
 - 避難所や避難先での児童の心身の健康のため遊びを通した巡回の実施や、遊具等の貸出を実施する必要がある。
- 14. 重度身体障害者緊急通報システム等の整備
 - 要配慮者の安全を確保するため、緊急通報システム等の整備が必要である。
- 15. 避難対策等における女性への配慮

第1章
本計画の基本的事項

第1節
策定の趣旨

第2節
計画の位置づけ

第3節
策定の流れ

第4節
計画の期間

第5節
市の概況

第6節
想定リスク

第2章
本計画の目標と
基本的な考え方

第1節
基本目標

第2節
事前に備えるべき目標

第3節
国土強靱化を推進する
上での基本的な方針

第3章
脆弱性評価

第1節
脆弱性評価の考え方

第2節
リスクシナリオの設定

第3節
施策分野における関係
性の整理

第4節
脆弱性評価の結果

第4章
推進方針

第5章
計画の推進

第1章
本計画の基本的事項

第1節
策定の趣旨

第2節
計画の位置づけ

第3節
策定の流れ

第4節
計画の期間

第5節
市の概況

第6節
想定リスク

第2章
本計画の目標と
基本的な考え方

第1節
基本目標

第2節
事前に備えるべき目標

第3節
国土強靱化を推進する
上での基本的な方針

第3章
脆弱性評価

第1節
脆弱性評価の考え方

第2節
リスクシナリオの設定

第3節
施策分野における関係
性の整理

第4節
脆弱性評価の結果

第4章
推進方針

第5章
計画の推進

- 災害時に女性が安心して避難生活を送るため、防災会議や避難所運営組織への女性の参画促進、避難所における資器材等の整備を実施する必要がある。

16. 避難所における飼育動物の受入体制の整備

- 飼育動物の避難受入を円滑に行うため、避難所における同行避難の体制づくりを進める必要がある。

17. 災害活動体制の整備【再掲⇒2-1)、2-2)、3-2)、5-1)】

18. 災害応援に係る連携体制の強化【再掲⇒2-1)、3-2)】

19. 災害時受援計画の作成【再掲⇒2-1)、3-2)】

20. 避難所や家庭における保健衛生活動の準備、避難所における衛生管理

- 避難所や各家庭において、手洗いの徹底や生活用品・調理器具を衛生的に取り扱う等健康管理を行い、健康状態の悪化・死者の発生を防ぐ必要がある。

21. 学校避難所運営協議会の充実【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)】

22. 避難行動要支援者個別計画の作成・災害時要援護者登録制度の推進【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)】

23. 地域における防災連携体制の整備

- 大規模災害発生時に避難所運営が円滑に行われるよう、対応事項等を事前に協議しておく地域の場合として、避難所運営協議会を設置している。各協議会では、避難所運営マニュアル等を定め、定期的な訓練を行い、防災連携体制の整備に努めている。

24. 社会福祉施設間の協力体制構築

- 社会福祉施設の被災時に入居者の安全を確保するため、施設間の共助体制を構築する必要がある。

推進方針

1. 公共建築物の耐震化・改修の推進【再掲⇒1-1)、2-5)】

2. 避難所・資器材の整備【関連⇒2-4)、5-1)】

- 設置基準に基づき避難所を指定する。また、避難所建物は安全性を確保するととも

に、食料の備蓄や必要な資器材、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図る。また、公共施設において自立・分散型のエネルギーの確保を図る。

- 避難所等における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、無線等の通信機器等のほか、空調、簡易ベッド、洋式トイレなど要配慮者のニーズにも対応した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。また、テレビ、ラジオ、インターネット等被災者による情報の入手に資する機器の整備を図る。
- 避難所には、受け入れた避難者が安否確認や情報収集を行いやすくするため、災害時用公衆電話（特設公衆電話）や Wi-Fi アクセスポイント等の整備のほか、発災時の速やかな設置や利用者の適切な利用への誘導が可能な体制整備に努める。
- 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の災害用安否確認サービス等の使い方を説明できる体制整備に努める。

3. ごみ処理の環境・体制の整備

- 所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や、不足が想定されるマンパワーや資器材に対する備えを検証、確保する。
- 災害時のごみ処理に関する窓口設置のための体制を整備する。
- 都環境局と協力して、処理機能の確保策に関して災害廃棄物処理計画に示すなどを行うことで、ごみ処理体制の構築を促進する。

4. 避難所の管理運営体制の整備【関連⇒2-6)】

- 避難所・福祉避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、「避難所管理運営の指針（区市町村向け）」及び「避難所の防火安全対策」等に基づいた、「避難所管理運営マニュアル」等の作成を支援する。また、マニュアルの作成を踏まえ、訓練を実施し、習熟度の向上を図る。
- 避難所運営組織の中に衛生管理担当・防火担当責任者を設置するなど、避難所の衛生管理対策及び防火安全対策を促進するよう、避難所管理運営ガイドラインに記載する。
- 避難所生活の長期化による生活環境の悪化に対応するため、避難所の運営等においては、子ども、女性、高齢者、障害者等の要配慮者を含めた全ての避難者の健康管理や心のケア、車中泊等によるエコノミークラス症候群患者への対応等のきめ細かい対策の充実を図る。

5. 避難所、福祉施設における各種訓練の支援【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)】

6. 学校における施設の整備【関連⇒2-4)】

- 職員及び児童・生徒用の食料・生活必需品等の備蓄を推進する。

第1章 本計画の基本的事項

第1節 策定の趣旨

第2節 計画の位置づけ

第3節 策定の流れ

第4節 計画の期間

第5節 市の概況

第6節 想定リスク

第2章 本計画の目標と 基本的な考え方

第1節 基本目標

第2節 事前に備えるべき目標

第3節 国土強靱化を推進する 上での基本的な方針

第3章 脆弱性評価

第1節 脆弱性評価の考え方

第2節 リスクシナリオの設定

第3節 施策分野における関係 性の整理

第4節 脆弱性評価の結果

第4章 推進方針

第5章 計画の推進

第1章
本計画の基本的事項

第1節
策定の趣旨

第2節
計画の位置づけ

第3節
策定の流れ

第4節
計画の期間

第5節
市の概況

第6節
想定リスク

第2章
本計画の目標と
基本的な考え方

第1節
基本目標

第2節
事前に備えるべき目標

第3節
国土強靱化を推進する
上での基本的な方針

第3章
脆弱性評価

第1節
脆弱性評価の考え方

第2節
リスクシナリオの設定

第3節
施策分野における関係
性の整理

第4節
脆弱性評価の結果

第4章
推進方針

第5章
計画の推進

7. 避難所等への医療サービス提供【再掲⇒2-2)】

8. 学校における発災時の対応準備

- 発災時に素早い対応ができるよう、「西東京市立学校災害時対応マニュアル」の習熟に努めるとともに、防災訓練等を実施する。

9. 避難所等におけるトイレの確保

- 携帯トイレ、組立てトイレ（マンホール用）など災害用トイレを確保する。また、要配慮者用トイレ（洋式トイレ等）の備蓄に務める。
- 仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを各避難所に用意する。

10. 食料及び生活必需品の確保【関連⇒2-4)、4-4)】

- 食料の備蓄目標は、想定避難所避難者数及び想定帰宅困難者数の3日分とする。また、懐中電灯（電池を含む。）、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、災害用トイレ等の備蓄を推進する。
- 弁当、おにぎりなど加工食品、野菜等の調達体制を整備する。また、毛布、カーペット等の備蓄を進めるとともに、生活必需品等の調達計画をあらかじめ定め、大規模小売店やスーパーなどと生活必需品に関する協定締結を進める。
- 食料、生活必需品等の備蓄物資を迅速に供給するため小・中学校及び公園等に備蓄倉庫を設置し、分散備蓄を進める。広域的な物資輸送道路に面した地域、人口集中地域等の地域特性を考慮した整備を行う。

11. 燃料の確保【関連⇒2-4)、4-1)、4-4)、5-2)、5-3)、5-5)】

- 石油関連団体等と「大規模災害時における石油燃料の安定供給に関する協定」等の協定締結を推進する。平時における燃料のストック状況、発災後の連絡体制、燃料の搬送体制、燃料供給を受ける施設の受入体制及び優先供給先（災害対応車両、自家発電施設、地域包括支援センター、高齢者配食サービス事業所、公設通所介護事業所、障害者送迎業務の事業所等）の決定、燃料輸送用タンクの確保など実効ある体制の構築を図る。

12. 福祉避難所の指定

- 自宅や避難所で生活している要配慮者、乳幼児又は妊婦のいる世帯等に対し、介護等必要なサービスを提供するため、社会福祉施設や保育園等を福祉避難所として指定する。福祉避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造及びバリアフリーの建物等を利用する。

13. 要配慮者に配慮した避難所の環境整備
 - 要配慮者が避難所等で必要となる生活用品等を計画的に備蓄するとともに、福祉機器を確保するため、協定先を拡充するなど、調達先等について更に検討する。
 - 避難所や避難先での児童の心身の健康のため遊びを通した巡回の実施や、遊具等の貸出を実施する。
 - 避難先でのバリアフリー化の確認・整備を行うとともに、障害特性等に配慮し、障害のある人等が安心して避難生活を送ることができる福祉避難所の充実を検討する。
14. 重度身体障害者緊急通報システム等の整備
 - 要配慮者を対象とし、都と連携した緊急通報システム等を整備する。
15. 避難対策等における女性への配慮
 - 避難所においては、避難物資の整備やトイレの配置、着替え場所の確保等、妊婦や子育て家庭を含めた女性への配慮が必要となることから、避難所運営組織への女性の参画を図るよう、西東京市避難所運営管理マニュアルに盛り込む。
 - 防災市民組織に女性の登用を促し、女性の意見が適正に反映させられるように努め、防災市民組織における女性のリーダーの育成に努める。
 - 災害時の避難、避難所の設置・運営、避難所の備品等に女性の意見が反映されるように、防災会議に女性委員を増やす仕組みを検討する。
16. 避難所における飼育動物の受入体制の整備
 - 都・市獣医師会等と連携し、飼育動物の同行避難の体制づくりを進めるとともに、都、関係団体が行う動物救護活動への協力体制を整備する。
17. 災害活動体制の整備【再掲⇒2-1)、2-2)、3-2)、5-1)】
18. 災害応援に係る連携体制の強化【再掲⇒2-1)、3-2)】
19. 災害時受援計画の作成【再掲⇒2-1)、3-2)】
20. 避難所や家庭における保健衛生活動の準備、避難所における衛生管理
 - 手洗いの徹底を図り、食品・調理器具・生活用品等を衛生的に取り扱う周知内容を事前に定めるとともに、使い捨て手袋や消毒薬（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム等）を準備する。
21. 学校避難所運営協議会の充実【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)】

第1章
本計画の基本的事項

第1節
策定の趣旨

第2節
計画の位置づけ

第3節
策定の流れ

第4節
計画の期間

第5節
市の概況

第6節
想定リスク

第2章
本計画の目標と
基本的な考え方

第1節
基本目標

第2節
事前に備えるべき目標

第3節
国土強靱化を推進する
上での基本的な方針

第3章
脆弱性評価

第1節
脆弱性評価の考え方

第2節
リスクシナリオの設定

第3節
施策分野における関係
性の整理

第4節
脆弱性評価の結果

第4章
推進方針

第5章
計画の推進

第1章
本計画の基本的事項

第1節
策定の趣旨

第2節
計画の位置づけ

第3節
策定の流れ

第4節
計画の期間

第5節
市の概況

第6節
想定リスク

第2章
本計画の目標と
基本的な考え方

第1節
基本目標

第2節
事前に備えるべき目標

第3節
国土強靱化を推進する
上での基本的な方針

第3章
脆弱性評価

第1節
脆弱性評価の考え方

第2節
リスクシナリオの設定

第3節
施策分野における関係
性の整理

第4節
脆弱性評価の結果

第4章
推進方針

第5章
計画の推進

22. 避難行動要支援者個別計画の作成・災害時要援護者登録制度の推進【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)】

23. 地域における防災連携体制の整備

- 自治会・町内会、防災市民組織、事業所、学校などの地域で活動する団体や、ボランティア等が相互に連携するため、避難所単位等の運営協議会の設置を進めるほか、地域で活動する団体同士を繋ぐ仕組みづくりや人材の活躍の場の設置に努める。また、情報連絡体制の確保等、協力体制の推進を図る。男女平等推進センター「パリテ」についても、都や地域との連携を図る。

24. 社会福祉施設間の協力体制構築

- 社会福祉施設等の被災に備え、施設入居者の受入れ等、施設間の相互応援の共助体制づくりを推進する。

リスクシナリオ 2-4

被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

脆弱性評価（概要）

災害時の輸送、物資やエネルギーの供給を確保するため、道路の整備、避難所等における設備・物資の整備等を行う必要がある。

脆弱性評価（詳細）

1. 幹線道路の整備【再掲⇒1-2)、2-2)、4-1)、4-4)、5-5)】
2. 主要生活道路の整備【再掲⇒2-2)、4-1)、4-4)、5-5)】
3. 区画道路の整備【再掲⇒2-2)、4-1)、4-4)、5-5)】
4. 踏切除却推進、交通結節点整備等【再掲⇒2-2)、4-1)、4-4)、5-5)】
5. 緊急輸送ネットワーク整備【再掲⇒2-1)、2-2)、5-2)、5-3)、5-4)】
6. 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化【再掲⇒1-1)、2-2)、4-1)、4-4)、5-5)】
7. 道路等施設の安全化【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-2)、4-1)、4-4)、5-5)】
8. 道路の無電柱化【再掲⇒1-1)、2-2)、4-1)、4-4)、5-1)、5-2)、5-3)、5-5)】
9. 道路の交通支障の防止対策【再掲⇒1-1)、2-2)、4-1)、4-4)、5-5)】
10. 道路・下水道施設の液状化対策【再掲⇒2-2)、4-1)、4-4)、5-4)、5-5)】
11. 骨格防災軸・延焼遮断帯の整備促進【再掲⇒1-2)、5-5)】
12. 市街地の整備・安全化【再掲⇒1-1)、1-2)、2-2)、4-1)、4-4)、5-5)】
13. 避難所・資器材の整備【再掲⇒2-3)、5-1)】

第1章
本計画の基本的事項

第1節
策定の趣旨

第2節
計画の位置づけ

第3節
策定の流れ

第4節
計画の期間

第5節
市の概況

第6節
想定リスク

第2章
本計画の目標と
基本的な考え方

第1節
基本目標

第2節
事前に備えるべき目標

第3節
国土強靱化を推進する
上での基本的な方針

第3章
脆弱性評価

第1節
脆弱性評価の考え方

第2節
リスクシナリオの設定

第3節
施策分野における関係
性の整理

第4節
脆弱性評価の結果

第4章
推進方針

第5章
計画の推進

第1章
本計画の基本的事項

第1節
策定の趣旨

第2節
計画の位置づけ

第3節
策定の流れ

第4節
計画の期間

第5節
市の概況

第6節
想定リスク

第2章
本計画の目標と
基本的な考え方

第1節
基本目標

第2節
事前に備えるべき目標

第3節
国土強靱化を推進する
上での基本的な方針

第3章
脆弱性評価

第1節
脆弱性評価の考え方

第2節
リスクシナリオの設定

第3節
施策分野における関係
性の整理

第4節
脆弱性評価の結果

第4章
推進方針

第5章
計画の推進

14. 航空機による災害対応のための環境整備【再掲⇒2-1)】

15. 施設の停電対策【関連⇒3-2)】

- 公共施設における停電に対応するため、非常用発電設備及び燃料調達体制を整備する必要がある。

16. 再生可能エネルギーの導入拡大【再掲⇒2-2)、3-2)、5-2)、5-3)】

17. 地域内輸送の体制・環境整備【関連⇒4-1)、4-4)、5-5)】

- 物資輸送を円滑に行うため、輸送拠点の整備や車両の調達、輸送ルートを選定など、輸送体制を整備する必要がある。

18. 支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備

- 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しているが、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う必要がある。
- 大規模災害発生に備え、応急・復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点などの機能を持つ防災拠点について、防災関係機関等と連携のもと整備を進める必要がある。
- 大規模災害が発生した場合に、市外からの支援物資を市内の被災者へ円滑に供給するため、物資集積拠点を設置する必要がある。

19. 支援物資に係る民間事業者の活用

- 支援物資の供給を迅速に行うため、支援物資の輸送等に関する取り決めに民間事業者と締結する必要がある。

20. 給水に関する訓練【関連⇒5-4)】

- 迅速な給水を実現するため、給水に関する訓練の実施が必要である。

21. 給水資器材の整備【関連⇒5-4)】

- 迅速な給水を実現するため、飲料水の備蓄や給水資器材の整備が必要である。

22. 食料及び生活必需品の確保【再掲⇒2-3)、4-4)】

23. 燃料の確保【再掲⇒2-3)、4-1)、4-4)、5-2)、5-3)、5-5)】

24. 災害対応職員用物資の備蓄【関連⇒3-2)】

- 発災初期に職員が継続的に対応できるようにするため、食料等の物資を備蓄しておく必要がある。
- 25. 障害物除去用資器材の整備【再掲⇒2-2)、4-1)、4-4)、5-5)】
- 26. 学校における施設の整備【再掲⇒2-3)】
- 27. オープンスペースの把握と活用【関連⇒6-4)】
 - オープンスペースは防災上の拠点となるため、その把握を進める必要がある。
- 28. 総合防災訓練の参加・実施【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-1)、2-2)、5-2)、5-3)、5-4)】
- 29. 放置自転車対策の推進【再掲⇒2-2)、4-1)、4-4)、5-5)】
- 30. 駅周辺の放置自転車への対策【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-2)、4-1)、4-4)、5-5)】
- 31. 高層建築物の安全化【再掲⇒1-1)】
- 32. 物資確保の周知
 - 物資不足を防止するため、家庭及び事業所における物資の確保を周知する必要がある。
- 33. 生活用水の確保【関連⇒4-5)、5-4)】
 - 給水停止に備えるため、家庭及び事業所における生活用水の確保を啓発する必要がある。
 - 生活用水を確保するため、受水槽の設置及び震災用井戸の活用が必要である。
- 34. 事業者の事業継続力の強化【関連⇒4-1)、4-3)、4-4)、4-5)、5-2)、5-3)、5-5)、6-6)】
 - 被災後に、企業が早期に事業活動を復旧するため、BCP の作成を周知する必要がある。
 - 中小企業の自然災害に対する事前対策防災・減災対策を促進するため令和元年7月16日に施行された「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律」中小企業強靱化法に基づいた事業継続力強化計画について、関係団体と連携しながら策定を促す仕組みを検討し、中小企業の事業継続力の強化を

第1章
本計画の基本的事項

第1節
策定の趣旨

第2節
計画の位置づけ

第3節
策定の流れ

第4節
計画の期間

第5節
市の概況

第6節
想定リスク

第2章
本計画の目標と
基本的な考え方

第1節
基本目標

第2節
事前に備えるべき目標

第3節
国土強靱化を推進する
上での基本的な方針

第3章
脆弱性評価

第1節
脆弱性評価の考え方

第2節
リスクシナリオの設定

第3節
施策分野における関係
性の整理

第4節
脆弱性評価の結果

第4章
推進方針

第5章
計画の推進

支援していく必要がある。

35. 災害時の交通に関する広報啓発活動【再掲⇒2-2)、4-1)、4-4)、5-5)】

推進方針

1. 幹線道路の整備【再掲⇒1-2)、2-2)、4-1)、4-4)、5-5)】

2. 主要生活道路の整備【再掲⇒2-2)、4-1)、4-4)、5-5)】

3. 区画道路の整備【再掲⇒2-2)、4-1)、4-4)、5-5)】

4. 踏切除却推進、交通結節点整備等【再掲⇒2-2)、4-1)、4-4)、5-5)】

5. 緊急輸送ネットワーク整備【再掲⇒2-1)、2-2)、5-2)、5-3)、5-4)】

6. 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化【再掲⇒1-1)、2-2)、4-1)、4-4)、5-5)】

7. 道路等施設の安全化【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-2)、4-1)、4-4)、5-5)】

8. 道路の無電柱化【再掲⇒1-1)、2-2)、4-1)、4-4)、5-1)、5-2)、5-3)、5-5)】

9. 道路の交通支障の防止対策【再掲⇒1-1)、2-2)、4-1)、4-4)、5-5)】

10. 道路・下水道施設の液状化対策【再掲⇒2-2)、4-1)、4-4)、5-4)、5-5)】

11. 骨格防災軸・延焼遮断帯の整備促進【再掲⇒1-2)、5-5)】

12. 市街地の整備・安全化【再掲⇒1-1)、1-2)、2-2)、4-1)、4-4)、5-5)】

13. 避難所・資器材の整備【再掲⇒2-3)、5-1)】

14. 航空機による災害対応のための環境整備【再掲⇒2-1)】

15. 施設の停電対策【関連⇒3-2)】

- 非常用発電設備用など各種燃料を調達するため、事業者と災害時における優先供給に関する協定の締結などを行う。自家発電施設を定期的に整備するとともに、ポータブ

- ル発電機の導入を検討する。自家発電設備施設以外は、非常用電源の確保を促進する。
- 都市機能の維持に向けたエネルギーの確保を推進するため、発電設備を備えた防災拠点の整備、公共施設や拠点施設の機能を維持するための自立・分散型電源の整備などにより電力の確保を図るとともに、コージェネレーションの導入やLPガスの活用を促進するなど、事業者と連携して発災時のエネルギーの確保につなげる。
16. 再生可能エネルギーの導入拡大【再掲⇒2-2)、3-2)、5-2)、5-3)】
17. 地域内輸送の体制・環境整備【関連⇒4-1)、4-4)、5-5)】
- 避難所等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ保谷庁舎・田無庁舎を地域内輸送拠点として選定し、都福祉局に報告する。
 - 物資輸送車両を調達するため、協定に基づき、事前に東京都トラック協会等との連携体制を構築する。
 - 地域内輸送拠点から各避難所等への物資輸送ルートについて、あらかじめ選定しておく。
18. 支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備
- 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しており、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う。
 - 大規模災害発生に備え、応急・復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点などの機能を持つ広域防災拠点について、防災関係機関等と連携のもと整備を進める。
 - 大規模災害が発生した場合に、市外からの支援物資を市内の被災者へ円滑に供給するため、物資集積拠点の設置を進める。
19. 支援物資に係る民間事業者の活用
- 食料、生活必需品等の支援物資を迅速に供給するため、民間事業者と支援物資の管理、輸送の方法についての協定締結を検討し、民間事業者の知識、技能の活用を図る。
20. 給水に関する訓練【関連⇒5-4)】
- 災害時の給水について、西東京市水友会との連携態勢を確立し、平常時から連絡方法の確認及び合同訓練を実施する。
21. 給水資器材の整備【関連⇒5-4)】
- ペットボトル飲料水の備蓄、給水拠点における給水に必要な資器材を平常時より整備することで、速やかに給水できるようにする。

第1章
本計画の基本的事項

第1節
策定の趣旨

第2節
計画の位置づけ

第3節
策定の流れ

第4節
計画の期間

第5節
市の概況

第6節
想定リスク

第2章
本計画の目標と
基本的な考え方

第1節
基本目標

第2節
事前に備えるべき目標

第3節
国土強靱化を推進する
上での基本的な方針

第3章
脆弱性評価

第1節
脆弱性評価の考え方

第2節
リスクシナリオの設定

第3節
施策分野における関係
性の整理

第4節
脆弱性評価の結果

第4章
推進方針

第5章
計画の推進

22. 食料及び生活必需品の確保【再掲⇒2-3)、4-4)】

23. 燃料の確保【再掲⇒2-3)、4-1)、4-4)、5-2)、5-3)、5-5)】

24. 災害対応職員用物資の備蓄【関連⇒3-2)】

- 災害対応のうち、特に初動期は長時間にわたり継続して対応にあたらなければならない場合がある。その際、必要となる物資や寝具、活動中の食料等についてあらかじめ備蓄しておく。また、備品については定期点検を実施する。

25. 障害物除去用資器材の整備【再掲⇒2-2)、4-1)、4-4)、5-5)】

26. 学校における施設の整備【再掲⇒2-3)】

27. オープンスペースの把握と活用【関連⇒6-4)】

- 救出・救助、広域支援部隊等の受入れ・ベースキャンプ、医療搬送、ボランティア参集、ライフライン復旧などの応急対策活動を行うため、避難場所、物資輸送拠点、応援部隊の集結・活動拠点、資材置場、ヘリコプター臨時離着陸場、応急仮設住宅用地等に活用する公園、グラウンド、農地、大学敷地等のオープンスペースの把握に努める。
- 発災時の使用に係るマニュアル等について、災害時受援応援計画に定める。

28. 総合防災訓練の参加・実施【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-1)、2-2)、5-2)、5-3)、5-4)】

29. 放置自転車対策の推進【再掲⇒2-2)、4-1)、4-4)、5-5)】

30. 駅周辺の放置自転車への対策【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-2)、4-1)、4-4)、5-5)】

31. 高層建築物の安全化【再掲⇒1-1)】

32. 物資確保の周知

- 各家庭における備蓄品の確保について啓発を行う。また、事業所における物資の確保について周知を行う。

33. 生活用水の確保【関連⇒4-5)、5-4)】

- 事業所及び家庭においては、水道の復旧には時間を要するので、平時から水の汲み置

き等による生活用水の確保について啓発を行う。

- 「震災用井戸」の指定及び水質検査を継続し、生活用水確保・給水活動の具体的な対策を定める。

34. 事業者の事業継続力の強化【関連⇒4-1)、4-3)、4-4)、4-5)、5-2)、5-3)、5-5)、6-6)】

- 震災時に企業等の事業活動を早期に復旧するため、事業者が事業継続計画（BCP）の作成するよう周知していく。
- 国や県、商工会議所等の関係団体、民間保険会社等と連携しながら、中小企業強靱化法に基づく事業継続力強化計画や BCP の普及・啓発及び策定を促し、中小企業の防災力強化を促進する。

35. 災害時の交通に関する広報啓発活動【再掲⇒2-2)、4-1)、4-4)、5-5)】

第1章
本計画の基本的事項

第1節
策定の趣旨

第2節
計画の位置づけ

第3節
策定の流れ

第4節
計画の期間

第5節
市の概況

第6節
想定リスク

第2章
本計画の目標と
基本的な考え方

第1節
基本目標

第2節
事前に備えるべき目標

第3節
国土強靱化を推進する
上での基本的な方針

第3章
脆弱性評価

第1節
脆弱性評価の考え方

第2節
リスクシナリオの設定

第3節
施策分野における関係
性の整理

第4節
脆弱性評価の結果

第4章
推進方針

第5章
計画の推進

リスクシナリオ 2-5

想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

第1章 本計画の基本的事項

第1節 策定の趣旨

第2節 計画の位置づけ

第3節 策定の流れ

第4節 計画の期間

第5節 市の概況

第6節 想定リスク

第2章 本計画の目標と 基本的な考え方

第1節 基本目標

第2節 事前に備えるべき目標

第3節 国土強靱化を推進する 上での基本的な方針

第3章 脆弱性評価

第1節 脆弱性評価の考え方

第2節 リスクシナリオの設定

第3節 施策分野における関係 性の整理

第4節 脆弱性評価の結果

第4章 推進方針

第5章 計画の推進

脆弱性評価（概要）

帰宅困難者の抑制、混乱防止に向けて、市民や事業者に対する啓発、一時滞在施設の確保等を行う必要がある。

脆弱性評価（詳細）

1. 帰宅困難者のための一時滞在施設の確保

- 帰宅困難者を一時的に受け入れるため、一時滞在施設の確保が必要となる。膨大な数の帰宅困難者を受け入れるためには、市が保有する施設だけでなく、民間企業等とも連携して一時滞在施設を確保していくことが必要である。

2. 駅等の混乱防止策

- 発災時の駅周辺の混乱を防止するため、関係機関ごとの滞留者対策を定める必要がある。

3. 帰宅困難者の帰宅支援の準備

- 本市では、帰宅支援対象道路として、青梅・新青梅街道と五日市街道が定められている。
- 帰宅困難者の帰宅を支援するため、これらの情報を市民へ周知する必要がある。

4. 都帰宅困難者対策条例の周知徹底

- 帰宅困難者による混乱を防ぐため、事業者等への帰宅困難者対策の普及が必要である。

5. 事業所における従業員の保護、一斉帰宅抑制の推進【関連⇒5-1）】

- 大規模地震発生時等において、帰宅困難者を極力発生させないため、各事業者に対し従業員を社内等に留めることができるよう、食料、飲料水等の企業内備蓄について啓発等を行っていく必要がある。
- 事業所において、帰宅困難者や従業員への対処を定める必要がある。

6. 災害に対する市民による準備の啓発【関連⇒5-1）】

- 外出時の災害に備えるため、連絡手段や避難経路の確認等を啓発する必要がある。

7. 公共建築物の耐震化・改修の推進【再掲⇒1-1)、2-3)】

推進方針

1. 帰宅困難者のための一時滞在施設の確保

- 屋外で被災した外出者のうち、企業や学校などに所属していない行き場のない帰宅困難な者を一時的に受け入れる施設として、公民館等を一時滞在施設として充当するとともに、その他の公共施設に対しても一時滞在施設の確保を要請する。また、民間事業所に対して災害時における一時滞在施設の開設、帰宅困難者の受入れに関する協定の締結に努める。

2. 駅等の混乱防止策

- 駅周辺に滞留する外出者の一時滞留場所となる誘導先を確保するとともに、あらかじめ、都、市、警察署、消防署、西武鉄道(株)、駅周辺事業者等と災害時の各機関の役割を定め、滞留者対策の諸事項を所掌する。

3. 帰宅困難者の帰宅支援の準備

- 混乱収拾後、帰宅困難者の帰宅を支援するため、鉄道運行状況や帰宅道路に関する情報の提供の方法や、徒歩帰宅者に対する帰宅支援道路等の沿道における帰宅支援体制を整備する。また、徒歩帰宅者に対する支援を効率的に行うための徒歩帰宅ルートである帰宅支援対象道路について市民へ周知する。

4. 都帰宅困難者対策条例の周知徹底

- 市民や事業者、そして行政機関が取り組むべき基本的事項について定めた、東京都帰宅困難者対策条例や市内の一時帰宅困難者用の施設について、ホームページ、パンフレットの配布等により普及・啓発を図る。

5. 事業所における従業員の保護、一斉帰宅抑制の推進【関連⇒5-1)】

- 大規模災害発生時には駅等に多数の人を集中させないように、むやみに帰宅しないことを原則とし、学校・事業所等の食料や飲料水等の備蓄の重要性を周知する。
- 事業所防災計画又は事業継続計画（BCP）において、「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に従業員等の施設内待機に係る計画や、「大規模な集客施設や駅等における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に利用者の保護に係る計画をあらかじめ定めるよう事業所に対し啓発に努める。また、災害時の情報収集手段として、緊急メール配信サービス（西東京市安全・安心いーなメール）の利用を広報する。

6. 災害に対する市民による準備の啓発【関連⇒5-1)】

第1章
本計画の基本的事項

第1節
策定の趣旨

第2節
計画の位置づけ

第3節
策定の流れ

第4節
計画の期間

第5節
市の概況

第6節
想定リスク

第2章
本計画の目標と
基本的な考え方

第1節
基本目標

第2節
事前に備えるべき目標

第3節
国土強靱化を推進する
上での基本的な方針

第3章
脆弱性評価

第1節
脆弱性評価の考え方

第2節
リスクシナリオの設定

第3節
施策分野における関係
性の整理

第4節
脆弱性評価の結果

第4章
推進方針

第5章
計画の推進

- 外出時の災害に備え、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機又は避難する場所、徒歩による帰宅経路の確認、歩きやすい靴など、その他必要な備えについて市民への啓発を行う。また、災害時の情報収集手段として、緊急メール配信サービス（西東京市安全・安心いーなメール）の利用を広報する。

7. 公共建築物の耐震化・改修の推進【再掲⇒1-1）、2-3）】

リスクシナリオ 2-6

大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下及び感染症まん延下の大規模自然災害による感染者の拡大

脆弱性評価（概要）

災害後の感染症予防のため、下水道機能の確保、保健衛生活動の体制や資器材の整備、防疫対策の普及・啓発等が必要である。また、感染症まん延下における災害対応に備えるため、新型コロナウイルス感染拡大を契機とし、感染防止を図る被災者対応の検討が必要である。

脆弱性評価（詳細）

1. 防疫用資器材の整備

- 発災時の感染症予防のため、防疫用資器材の整備が必要である。

2. 避難所の管理運営体制の整備【再掲⇒2-3】

3. 防疫対策の普及・啓発

- 発災時の感染症予防のため、防災拠点等に対する防疫対策の普及・啓発が必要である。

4. 感染防止に資する避難行動の周知

- 避難所の過密化によって収容できない人の発生や物資の不足等が起きないよう、避難所以外への避難も推進する必要がある。そのため、避難指示等発令時に安全が確保された在宅避難や安全な親戚・知人宅等の避難所以外への避難を含む適切な避難行動をとることの重要性など、住民一人ひとりの「自らの命は自らが守る」という自助の心構えに繋がる防災意識の普及・啓発を、引き続き行う必要がある。

5. 感染症を考慮した防災に関する各種計画の見直し

- 感染症がまん延した場合は、災害対応要員の確保が困難となる等、災害対応への影響が生じる可能性がある。

6. 西東京市避難施設管理運営ガイドライン別冊（感染症流行時版）に基づいた感染症対策の実施

- 本市では、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、西東京市避難施設管理運営ガイドライン別冊（感染症流行時版）を作成し、避難所運営協議会に周知し、各避難所における避難所運営マニュアルへの反映を依頼している。

7. 在宅避難の検討・家庭での備えに関する周知

- 新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、在宅避難の検討、在宅避難のための備えについて、周知を実施している。
- 感染症まん延下での災害発生に備え、継続して周知を図る必要がある。

推進方針

1. 防疫用資器材の整備

- 保健所から必要な情報等の提供を受ける等、市は震災時の防疫に必要な資器材の整備を行い、定期的に点検及び補充を行う。

2. 避難所の管理運営体制の整備【再掲⇒2-3】

3. 防疫対策の普及・啓発

- 感染症予防のため、高齢者関係施設、学校、医療関係施設等への普及・啓発を目的とした広報紙の発行及び講演会の開催を行う。

4. 感染防止に資する避難行動の周知

- 避難所において感染症が拡大するリスクを避けるため、在宅避難や縁故避難など、多様な避難要領の普及に努める。

5. 感染症を考慮した防災に関する各種計画の見直し

- 感染症を考慮し、地域防災計画や業務継続計画の見直しを検討し、災害対応体制の強化を図る。

6. 西東京市管理運営ガイドライン別冊（感染症流行時版）に基づいた感染症対策の実施

- 西東京市避難施設管理運営ガイドライン別冊（感染症流行時版）については、避難所

第1章
本計画の基本的事項

第1節
策定の趣旨

第2節
計画の位置づけ

第3節
策定の流れ

第4節
計画の期間

第5節
市の概況

第6節
想定リスク

第2章
本計画の目標と
基本的な考え方

第1節
基本目標

第2節
事前に備えるべき目標

第3節
国土強靱化を推進する
上での基本的な方針

第3章
脆弱性評価

第1節
脆弱性評価の考え方

第2節
リスクシナリオの設定

第3節
施策分野における関係
性の整理

第4節
脆弱性評価の結果

第4章
推進方針

第5章
計画の推進

運営協議会に周知し、各避難所における避難所運営マニュアルへの反映を依頼する。

7. 在宅避難の検討・家庭での備えに関する周知

○ 在宅避難の検討、在宅避難のための備えについて市民への周知を図り、感染症まん延下での災害発生に備える。

目標3 必要不可欠な行政機能は確保する

リスクシナリオ 3-1
被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

脆弱性評価（概要）

災害時における治安悪化や交通事故の多発等を防止するため、警察との連携体制の強化が必要である。

脆弱性評価（詳細）

官公庁との連携強化【再掲⇒2-1）】

推進方針

官公庁との連携強化【再掲⇒2-1）】

第1章
本計画の基本的事項

第1節
策定の趣旨

第2節
計画の位置づけ

第3節
策定の流れ

第4節
計画の期間

第5節
市の概況

第6節
想定リスク

第2章
本計画の目標と
基本的な考え方

第1節
基本目標

第2節
事前に備えるべき目標

第3節
国土強靱化を推進する
上での基本的な方針

第3章
脆弱性評価

第1節
脆弱性評価の考え方

第2節
リスクシナリオの設定

第3節
施策分野における関係
性の整理

第4節
脆弱性評価の結果

第4章
推進方針

第5章
計画の推進

リスクシナリオ 3-2

市職員・庁舎等の被災による機能の大幅な低下

脆弱性評価（概要）

災害時の市としての迅速な対応、庁舎機能の確保に向けて、業務継続のための体制の整備、庁舎の維持管理や改修等を推進する必要がある。

脆弱性評価（詳細）

1. 庁舎等の改修

- 災害時の庁舎機能を維持するため、田無庁舎及び防災・保谷保健福祉総合センター等の改修工事等が必要である。

2. 公共施設ファシリティマネジメントの構築・運用

- 公共施設の計画的な維持管理を行うため、公共施設ファシリティマネジメントの構築が必要である。

3. 庁舎の非常用電源の拡充

- 停電時において、庁舎の機能を維持するため、庁舎の非常用電源の拡充が必要である。

4. 施設の停電対策【再掲⇒2-4)】

5. 再生可能エネルギーの導入拡大【再掲⇒2-2)、2-4)、5-2)、5-3)】

6. 庁舎統合に向けた取組

- 災害時の庁内連携をより強固にするため、庁舎統合の取組を推進する必要がある。

7. 業務継続に必要な体制の整備

- 地震等の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に応急業務や復旧・復興業務に取り組みながら、通常行っている業務のうち、中断、遅滞等により市民生活や経済活動等社会への影響が大きい重要な業務を維持するため、「西東京市業務継続計画（BCP）」を策定したところであり、当該計画の検証や見直しを行いながら、業務継続に必要な体制を整備していく必要がある。
- 被災後に、迅速に市政の業務回復を行うため、「西東京市業務継続計画（BCP）」の修正を適宜行う必要がある。

第1章
本計画の基本的事項

第1節
策定の趣旨

第2節
計画の位置づけ

第3節
策定の流れ

第4節
計画の期間

第5節
市の概況

第6節
想定リスク

第2章
本計画の目標と
基本的な考え方

第1節
基本目標

第2節
事前に備えるべき目標

第3節
国土強靱化を推進する
上での基本的な方針

第3章
脆弱性評価

第1節
脆弱性評価の考え方

第2節
リスクシナリオの設定

第3節
施策分野における関係
性の整理

第4節
脆弱性評価の結果

第4章
推進方針

第5章
計画の推進

第1章
本計画の基本的事項

第1節
策定の趣旨

第2節
計画の位置づけ

第3節
策定の流れ

第4節
計画の期間

第5節
市の概況

第6節
想定リスク

第2章
本計画の目標と
基本的な考え方

第1節
基本目標

第2節
事前に備えるべき目標

第3節
国土強靱化を推進する
上での基本的な方針

第3章
脆弱性評価

第1節
脆弱性評価の考え方

第2節
リスクシナリオの設定

第3節
施策分野における関係
性の整理

第4節
脆弱性評価の結果

第4章
推進方針

第5章
計画の推進

8. 災害活動体制の整備【再掲⇒2-1)、2-2)、2-3)、5-1)】

9. 勤務時間外における動員体制【関連⇒5-1)】

- 発災初期の人員を確保するため、初動要員を編成する必要がある。

10. 非常配備時の連絡体制の整備【関連⇒5-1)】

- 職員の非常配備を迅速に行うため、連絡方法を確立させる必要がある。

11. ICT 部門における業務継続体制の整備【関連⇒5-1)】

- 職員が非常時対応に慣れていないことから、システム等の復旧に想定以上に時間を要し、業務の再開が遅れることが懸念される。
- サーバラックの倒壊や地震の振動によりシステムやデータが破損するおそれがある。
- 早期の業務復旧を行うため、システム復旧の迅速化に向けた取組が必要である。

12. 災害対応の長期化に備えた職員へのケア体制

- 大規模災害が発生した場合、自治体職員は災害対応業務に従事することになり、平時とは異なる業務内容、職場環境、長時間の勤務等により、大きなストレスを受け、健康に支障をきたすことも予想される。

13. 災害対応職員用物資の備蓄【再掲⇒2-4)】

14. 災害応援に係る連携体制の強化【再掲⇒2-1)、2-3)】

15. 災害時受援計画の作成【再掲⇒2-1)、2-3)】

推進方針

1. 庁舎等の改修

- 庁舎統合までの使用年数を見据えて、田無庁舎及び防災・保谷保健福祉総合センター等の設備更新及び改修工事等を計画的に進める。
- 地域住民に身近な行政施設として、住所変更、証明書発行、公金収納等、基礎的な市民サービスを提供している出張所の適正配置の見直しを検討しつつ、災害時にも地域住民への情報発信等を含め、業務を維持するために必要な改修工事等を行う。

2. 公共施設ファシリティマネジメントの構築・運用

- 公共施設の老朽化対策等を推進するため、公共施設ファシリティマネジメントの仕

組みを導入し、施設の利用実態や建物の状態、ライフサイクルコスト等を踏まえた総合的かつ計画的な維持管理を行う。

3. 庁舎の非常用電源の拡充

- 機能維持強化にむけて、庁舎（災害対策本部等）の非常用電源の使用可能時間等の拡充・強化に努める。

4. 施設の停電対策【再掲⇒2-4）】

5. 再生可能エネルギーの導入拡大【再掲⇒2-2）、2-4）、5-2）、5-3）】

6. 庁舎統合に向けた取組

- 令和5年に行った庁舎統合方針の見直しを踏まえ、庁舎の統合整備に係る調査・研究を進めるとともに、庁舎整備基金への積立を行う。

7. 業務継続に必要な体制の整備

- 地震等の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に応急業務や復旧・復興業務に取り組みながら、通常行っている業務のうち、中断、遅滞等により市民生活や経済活動等社会への影響が大きい重要な業務を維持するため、「西東京市業務継続計画（BCP）」の検証や見直しを行いながら、業務継続に必要な体制を進める。
- 震災時に迅速な対応を行い、必要とされる都市機能の確保及び最短の時間での業務復旧を可能とするため、「西東京市業務継続計画（BCP）」を作成しており、訓練等を通じて適宜修正をする。

8. 災害活動体制の整備【再掲⇒2-1）、2-2）、2-3）、5-1）】

9. 勤務時間外における動員体制【関連⇒5-1）】

- 発災後に参集し初動活動に従事する「初動要員」を編成し、発災初期の活動態勢に必要な人員の確保に努める。
- 危機管理課及び職員課は、参集指示及び安否確認等に係る仕組みを活用し、定期的に訓練を実施する。

10. 非常配備時の連絡体制の整備【関連⇒5-1）】

- 各所属長は、あらかじめ非常配備態勢において業務に従事する配備職員の名簿を作成するとともに、所属職員の非常招集の連絡方法等を定め参集指示及び安否確認等に係る情報登録を徹底させる。

第1章 本計画の基本的事項

第1節 策定の趣旨

第2節 計画の位置づけ

第3節 策定の流れ

第4節 計画の期間

第5節 市の概況

第6節 想定リスク

第2章 本計画の目標と 基本的な考え方

第1節 基本目標

第2節 事前に備えるべき目標

第3節 国土強靱化を推進する 上での基本的な方針

第3章 脆弱性評価

第1節 脆弱性評価の考え方

第2節 リスクシナリオの設定

第3節 施策分野における関係 性の整理

第4節 脆弱性評価の結果

第4章 推進方針

第5章 計画の推進

第1章
本計画の基本的事項

第1節
策定の趣旨

第2節
計画の位置づけ

第3節
策定の流れ

第4節
計画の期間

第5節
市の概況

第6節
想定リスク

第2章
本計画の目標と
基本的な考え方

第1節
基本目標

第2節
事前に備えるべき目標

第3節
国土強靱化を推進する
上での基本的な方針

第3章
脆弱性評価

第1節
脆弱性評価の考え方

第2節
リスクシナリオの設定

第3節
施策分野における関係
性の整理

第4節
脆弱性評価の結果

第4章
推進方針

第5章
計画の推進

11. ICT 部門における業務継続体制の整備【関連⇒5-1）】

- 非常時でも優先的に実施しなければならない業務に不可欠な情報システムの ICT-BCP（ICT 部門の業務継続計画）に基づき、業務の継続性を確保するための対策を講じるとともに、ICT-BCP の実効性を高めるため、訓練等により定期的に計画内容の点検・更新を行う。
- 災害時のシステム不稼働というリスクを減らすため、自治体クラウドの導入やデータセンターの活用など、情報システムの機能維持のための取組を推進する。
- 防災拠点におけるシステム復旧の迅速化を図る取組を推進する。

12. 災害対応の長期化に備えた職員へのケア体制

- 災害時に確実に職員のケアが実施され、惨事ストレスなどにより心身に不調をきたす職員をできる限り発生させないように、詳細な勤務管理の整備など、より綿密な職員ケア体制構築のための検討・検証を行う。

13. 災害対応職員用物資の備蓄【再掲⇒2-4）】

14. 災害応援に係る連携体制の強化【再掲⇒2-1）、2-3）】

15. 災害時受援計画の作成【再掲⇒2-1）、2-3）】

目標4 経済活動を機能不全に陥らせない

リスクシナリオ 4-1

サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

脆弱性評価（概要）

災害時にも一定程度のサプライチェーンを維持・確保するため、企業や事業所の防災対策の強化等が必要である。

脆弱性評価（詳細）

1. 事業者の事業継続力の強化【再掲⇒2-4)、4-3)、4-4)、4-5)、5-2)、5-3)、5-5)、6-6)】
2. 災害時の交通に関する広報啓発活動【再掲⇒2-2)、2-4)、4-4)、5-5)】
3. 幹線道路の整備【再掲⇒1-2)、2-2)、2-4)、4-4)、5-5)】
4. 主要生活道路の整備【再掲⇒2-2)、2-4)、4-4)、5-5)】
5. 区画道路の整備【再掲⇒2-2)、2-4)、4-4)、5-5)】
6. 踏切除却推進、交通結節点整備等【再掲⇒2-2)、2-4)、4-4)、5-5)】
7. 道路等施設の安全化【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-2)、2-4)、4-4)、5-5)】
8. 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化【再掲⇒1-1)、2-2)、2-4)、4-4)、5-5)】
9. 道路・下水道施設の液状化対策【再掲⇒2-2)、2-4)、4-4)、5-4)、5-5)】
10. 道路の交通支障の防止対策【再掲⇒1-1)、2-2)、2-4)、4-4)、5-5)】
11. 道路の無電柱化【再掲⇒1-1)、2-2)、2-4)、4-4)、5-1)、5-2)、5-3)、5-5)】
12. 市街地の整備・安全化【再掲⇒1-1)、1-2)、2-2)、2-4)、4-4)、5-5)】
13. 障害物除去用資器材の整備【再掲⇒2-2)、2-4)、4-4)、5-5)】

第1章
本計画の基本的事項

第1節
策定の趣旨

第2節
計画の位置づけ

第3節
策定の流れ

第4節
計画の期間

第5節
市の概況

第6節
想定リスク

第2章
本計画の目標と
基本的な考え方

第1節
基本目標

第2節
事前に備えるべき目標

第3節
国土強靱化を推進する
上での基本的な方針

第3章
脆弱性評価

第1節
脆弱性評価の考え方

第2節
リスクシナリオの設定

第3節
施策分野における関係
性の整理

第4節
脆弱性評価の結果

第4章
推進方針

第5章
計画の推進

第1章
本計画の基本的事項

第1節
策定の趣旨

第2節
計画の位置づけ

第3節
策定の流れ

第4節
計画の期間

第5節
市の概況

第6節
想定リスク

第2章
本計画の目標と
基本的な考え方

第1節
基本目標

第2節
事前に備えるべき目標

第3節
国土強靱化を推進する
上での基本的な方針

第3章
脆弱性評価

第1節
脆弱性評価の考え方

第2節
リスクシナリオの設定

第3節
施策分野における関係
性の整理

第4節
脆弱性評価の結果

第4章
推進方針

第5章
計画の推進

14. 地域内輸送の体制・環境整備【再掲⇒2-4)、4-4)、5-5)】

15. 燃料の確保【再掲⇒2-3)、2-4)、4-4)、5-2)、5-3)、5-5)】

16. 駅周辺の放置自転車への対策【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-2)、2-4)、4-4)、5-5)】

17. 放置自転車対策の推進【再掲⇒2-2)、2-4)、4-4)、5-5)】

推進方針

1. 事業者の事業継続力の強化【再掲⇒2-4)、4-3)、4-4)、4-5)、5-2)、5-3)、5-5)、6-6)】

2. 災害時の交通に関する広報啓発活動【再掲⇒2-2)、2-4)、4-4)、5-5)】

3. 幹線道路の整備【再掲⇒1-2)、2-2)、2-4)、4-4)、5-5)】

4. 主要生活道路の整備【再掲⇒2-2)、2-4)、4-4)、5-5)】

5. 区画道路の整備【再掲⇒2-2)、2-4)、4-4)、5-5)】

6. 踏切除却推進、交通結節点整備等【再掲⇒2-2)、2-4)、4-4)、5-5)】

7. 道路等施設の安全化【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-2)、2-4)、4-4)、5-5)】

8. 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化【再掲⇒1-1)、2-2)、2-4)、4-4)、5-5)】

9. 道路・下水道施設の液状化対策【再掲⇒2-2)、2-4)、4-4)、5-4)、5-5)】

10. 道路の交通支障の防止対策【再掲⇒1-1)、2-2)、2-4)、4-4)、5-5)】

11. 道路の無電柱化【再掲⇒1-1)、2-2)、2-4)、4-4)、5-1)、5-2)、5-3)、5-5)】

12. 市街地の整備・安全化【再掲⇒1-1)、1-2)、2-2)、2-4)、4-4)、5-5)】

13. 障害物除去用資器材の整備【再掲⇒2-2)、2-4)、4-4)、5-5)】

14. 地域内輸送の体制・環境整備【再掲⇒2-4)、4-4)、5-5)】
15. 燃料の確保【再掲⇒2-3)、2-4)、4-4)、5-2)、5-3)】
16. 駅周辺の放置自転車への対策【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-2)、2-4)、4-4)、5-5)】
17. 放置自転車対策の推進【再掲⇒2-2)、2-4)、4-4)、5-5)】

リスクシナリオ 4-2

重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

脆弱性評価（概要）

災害により損壊、火災、爆発等につながることを防ぐよう、産業施設の安全化を図る必要がある。また、有害物質の拡散・流出を防止するため、有害物質を取り扱う施設の適正な維持管理が必要である。

脆弱性評価（詳細）

1. 石油等危険物施設・高圧ガス取扱施設等の安全化
 - 災害により損壊、火災、爆発等につながることを防ぐよう、産業施設の安全化を図る必要がある。
2. 有害物質の拡散・流出防止対策の推進
 - 有害物質等の公共用水域への流出若しくは地下への浸透又は大気中への放出の防止を図るため、有害物質を取り扱う施設については、法令に則った設置者の適正な維持管理の徹底を図る必要がある。
 - 特定化学物質の使用量等の報告を受け、状況を把握する必要がある。
 - 都による「化学物質を取り扱う事業所のための水害対策マニュアル」による対策を、事業者にも周知する必要がある。
3. 化学薬品取扱施設の安全化【関連⇒6-6)】
 - 化学薬品取扱施設は周辺地域に大きな被害を及ぼす可能性があるため、保管や廃棄物の取扱い等の安全指導が必要である。

第1章 本計画の基本的事項

第1節 策定の趣旨

第2節 計画の位置づけ

第3節 策定の流れ

第4節 計画の期間

第5節 市の概況

第6節 想定リスク

第2章 本計画の目標と 基本的な考え方

第1節 基本目標

第2節 事前に備えるべき目標

第3節 国土強靱化を推進する 上での基本的な方針

第3章 脆弱性評価

第1節 脆弱性評価の考え方

第2節 リスクシナリオの設定

第3節 施策分野における関係 性の整理

第4節 脆弱性評価の結果

第4章 推進方針

第5章 計画の推進

4. アスベスト台帳の整備

- 一定の規模や用途の民間建築物については、現状を把握するため、アスベスト台帳の整備が必要である。

5. 空間放射線量の測定

- 本市では、西東京市環境基本条例第10条(環境の測定及び監視)、放射線や放射性物質の測定及び情報提供などに取り組んでいる。
- 今後も、放射線に関する正確な情報の提供を継続していく必要がある。

推進方針

1. 石油等危険物施設・高圧ガス取扱施設等の安全化

- 市は、震災時の火気設備・器具からの出火を防止するため、火災予防条例に基づき、石油燃焼機器類への対震安全装置の設置の徹底、火気設備・器具周囲の保有距離の離隔及び固定等、各種の安全対策を推進する。都は、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。消防署は、施設に対して立入検査等を実施し、自主防災体制の整備及び出火防止や流出防止対策の推進を図り、適正な貯蔵、取扱い及び安全対策について指導する。

2. 有害物質の拡散・流出防止対策の推進

- 有害物質等の公共用水域への流出若しくは地下への浸透又は大気中への放出の防止を図るため、有害物質を取り扱う施設については、法令に則った設置者の適正な維持管理の徹底を図る。
- 特定化学物質の使用量等の報告を受け、状況を把握する。
- 都による「化学物質を取り扱う事業所のための水害対策マニュアル」による対策を、事業者にも周知する。

3. 化学薬品取扱施設の安全化【関連⇒6-6)】

- 都環境局は、化学薬品を取り扱う学校、病院、研究所等に対し、保管の適正化等の安全対策を推進している。また、PCBの流出、拡散防止の観点から、PCB廃棄物を保有する事業者はPCB廃棄物を判別するためのステッカーなどによる表示を行っている。現在把握している市内のPCB機器の使用、保管状況について、都環境局との情報共有を図っていく。

4. アスベスト台帳の整備

- 整備したアスベスト台帳に基づき、所有者等の責務や飛散防止対策について周知を図るとともに、必要な措置を講じるよう促す。

5. 空間放射線量の測定

- 公共施設における空間放射線量などを継続的に測定し、基準より高い数値が出た場合は、必要に応じて国や都などの関係機関との連携・調整等の対応を行う。

リスクシナリオ 4-3

金融サービス・郵便等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響

脆弱性評価（概要）

重要な社会サービスを担う事業所が災害時に機能停止に陥ることがないように、防災対策を促進する必要がある。

脆弱性評価（詳細）

事業者の事業継続力の強化【再掲⇒2-4)、4-1)、4-4)、4-5)、5-2)、5-3)、5-5)、6-6)】

推進方針

事業者の事業継続力の強化【再掲⇒2-4)、4-1)、4-4)、4-5)、5-2)、5-3)、5-5)、6-6)】

第1章 本計画の基本的事項

第1節 策定の趣旨

第2節 計画の位置づけ

第3節 策定の流れ

第4節 計画の期間

第5節 市の概況

第6節 想定リスク

第2章 本計画の目標と 基本的な考え方

第1節 基本目標

第2節 事前に備えるべき目標

第3節 国土強靱化を推進する 上での基本的な方針

第3章 脆弱性評価

第1節 脆弱性評価の考え方

第2節 リスクシナリオの設定

第3節 施策分野における関係 性の整理

第4節 脆弱性評価の結果

第4章 推進方針

第5章 計画の推進

リスクシナリオ 4-4 食料等の安定供給の停滞

第1章 本計画の基本的事項

第1節 策定の趣旨

第2節 計画の位置づけ

第3節 策定の流れ

第4節 計画の期間

第5節 市の概況

第6節 想定リスク

第2章 本計画の目標と 基本的な考え方

第1節 基本目標

第2節 事前に備えるべき目標

第3節 国土強靱化を推進する 上での基本的な方針

第3章 脆弱性評価

第1節 脆弱性評価の考え方

第2節 リスクシナリオの設定

第3節 施策分野における関係 性の整理

第4節 脆弱性評価の結果

第4章 推進方針

第5章 計画の推進

脆弱性評価（概要）

災害時にも円滑な食料等の供給を維持するため、調達体制の整備等を進める必要がある。

脆弱性評価（詳細）

1. 幹線道路の整備【再掲⇒1-2)、2-2)、2-4)、4-1)、5-5)】
2. 主要生活道路の整備【再掲⇒2-2)、2-4)、4-1)、5-5)】
3. 区画道路の整備【再掲⇒2-2)、2-4)、4-1)、5-5)】
4. 踏切除却推進、交通結節点整備等【再掲⇒2-2)、2-4)、4-1)、5-5)】
5. 道路等施設の安全化【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-2)、2-4)、4-1)、5-5)】
6. 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化【再掲⇒1-1)、2-2)、2-4)、4-1)、5-5)】
7. 道路・下水道施設の液状化対策【再掲⇒2-2)、2-4)、4-1)、5-4)、5-5)】
8. 道路の交通支障の防止対策【再掲⇒1-1)、2-2)、2-4)、4-1)、5-5)】
9. 道路の無電柱化【再掲⇒1-1)、2-2)、2-4)、4-1)、5-1)、5-2)、5-3)、5-5)】
10. 市街地の整備・安全化【再掲⇒1-1)、1-2)、2-2)、2-4)、4-1)、5-5)】
11. 緑地・農地の保全【再掲⇒1-2)、4-6)】
12. 食料及び生活必需品の確保【再掲⇒2-3)、2-4)】
13. 障害物除去用資器材の整備【再掲⇒2-2)、2-4)、4-1)、5-5)】
14. 地域内輸送の体制・環境整備【再掲⇒2-4)、4-1)、5-5)】

15. 燃料の確保【再掲⇒2-3)、2-4)、4-1)、5-2)、5-3)、5-5)】
16. 駅周辺の放置自転車への対策【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-2)、2-4)、4-1)、5-5)】
17. 放置自転車対策の推進【再掲⇒2-2)、2-4)、4-1)、5-5)】
18. 事業者の事業継続力の強化【再掲⇒2-4)、4-1)、4-3)、4-5)、5-2)、5-3)、5-5)、6-6)】
19. 災害時の交通に関する広報啓発活動【再掲⇒2-2)、2-4)、4-1)、5-5)】

推進方針

1. 幹線道路の整備【再掲⇒1-2)、2-2)、2-4)、4-1)、5-5)】
2. 主要生活道路の整備【再掲⇒2-2)、2-4)、4-1)、5-5)】
3. 区画道路の整備【再掲⇒2-2)、2-4)、4-1)、5-5)】
4. 踏切除却推進、交通結節点整備等【再掲⇒2-2)、2-4)、4-1)、5-5)】
5. 道路等施設の安全化【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-2)、2-4)、4-1)、5-5)】
6. 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化【再掲⇒1-1)、2-2)、2-4)、4-1)、5-5)】
7. 道路・下水道施設の液状化対策【再掲⇒2-2)、2-4)、4-1)、5-4)、5-5)】
8. 道路の交通支障の防止対策【再掲⇒1-1)、2-2)、2-4)、4-1)、5-5)】
9. 道路の無電柱化【再掲⇒1-1)、2-2)、2-4)、4-1)、5-1)、5-2)、5-3)、5-5)】
10. 市街地の整備・安全化【再掲⇒1-1)、1-2)、2-2)、2-4)、4-1)、5-5)】
11. 緑地・農地の保全【再掲⇒1-2)、4-6)】
12. 食料及び生活必需品の確保【再掲⇒2-3)、2-4)】

第1章 本計画の基本的事項

第1節 策定の趣旨

第2節 計画の位置づけ

第3節 策定の流れ

第4節 計画の期間

第5節 市の概況

第6節 想定リスク

第2章 本計画の目標と 基本的な考え方

第1節 基本目標

第2節 事前に備えるべき目標

第3節 国土強靱化を推進する 上での基本的な方針

第3章 脆弱性評価

第1節 脆弱性評価の考え方

第2節 リスクシナリオの設定

第3節 施策分野における関係 性の整理

第4節 脆弱性評価の結果

第4章 推進方針

第5章 計画の推進

13. 障害物除去用資器材の整備【再掲⇒2-2)、2-4)、4-1)、5-5)】
14. 地域内輸送の体制・環境整備【再掲⇒2-4)、4-1)、5-5)】
15. 燃料の確保【再掲⇒2-3)、2-4)、4-1)、5-2)、5-3)、5-5)】
16. 駅周辺の放置自転車への対策【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-2)、2-4)、4-1)、5-5)】
17. 放置自転車対策の推進【再掲⇒2-2)、2-4)、4-1)、5-5)】
18. 事業者の事業継続力の強化【再掲⇒2-4)、4-1)、4-3)、4-5)、5-2)、5-3)、5-5)、6-6)】
19. 災害時の交通に関する広報啓発活動【再掲⇒2-2)、2-4)、4-1)、5-5)】

リスクシナリオ 4-5

異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

脆弱性評価（概要）

異常渇水等の際においても生産活動への甚大な影響を及ぼすことがないよう、事業所の対策を促進する必要がある。

脆弱性評価（詳細）

1. 生活用水の確保【再掲⇒2-4)、5-4)】
2. 事業者の事業継続力の強化【再掲⇒2-4)、4-1)、4-3)、4-4)、5-2)、5-3)、5-5)、6-6)】

推進方針

1. 生活用水の確保【再掲⇒2-4)、5-4)】
2. 事業者の事業継続力の強化【再掲⇒2-4)、4-1)、4-3)、4-4)、5-2)、5-3)、5-5)、6-6)】

リスクシナリオ 4-6
農地・森林等の被害による国土の荒廃

脆弱性評価（概要）
緑地・農地の防災・減災機能の維持、荒廃を防ぐため、保全の取組を進める必要がある。
脆弱性評価（詳細）
緑地・農地の保全【再掲⇒1-2)、4-4)】
推進方針
緑地・農地の保全【再掲⇒1-2)、4-4)】

第1章	本計画の基本的事項
第1節	策定の趣旨
第2節	計画の位置づけ
第3節	策定の流れ
第4節	計画の期間
第5節	市の概況
第6節	想定リスク
第2章	本計画の目標と基本的な考え方
第1節	基本目標
第2節	事前に備えるべき目標
第3節	国土強靱化を推進する上での基本的な方針
第3章	脆弱性評価
第1節	脆弱性評価の考え方
第2節	リスクシナリオの設定
第3節	施策分野における関係性の整理
第4節	脆弱性評価の結果
第4章	推進方針
第5章	計画の推進

目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

リスクシナリオ 5-1

テレビ・ラジオ放送の中断やインターネット・SNSの障害等により、災害時に活用する情報サービスや通信インフラが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

脆弱性評価（概要）

防災・災害対応に必要な通信手段が、一部の地域若しくは市域全体にわたって途絶えることのないよう、耐災害性の強化、情報提供手段の拡充等が必要である。

脆弱性評価（詳細）

1. 情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等

- 災害情報システムや通信手段が、一部の地域若しくは市域全体にわたって途絶えることのないよう、情報通信機能の脆弱性評価を行い耐災害性の強化、高度化に資する対応策を推進する必要がある。

2. 市防災行政無線の設置拡大

- 本市における防災行政無線は、移動系については基地局1局・陸上移動局15局、同報系については親局1局・子局75局、地域防災系については統制局1局・一般局114局・車載局15局・携帯局84局が設置されている。
- 音達エリアを考慮し、設備の追加・調整を検討していく必要がある。

3. 道路の無電柱化【再掲⇒1-1)、2-2)、2-4)、4-1)、4-4)、5-2)、5-3)、5-5)】

4. ICT 部門における業務継続体制の整備【再掲⇒3-2)】

5. 勤務時間外における動員体制【再掲⇒3-2)】

6. 非常配備時の連絡体制の整備【再掲⇒3-2)】

7. 市民への情報提供手段の確保

- 発災時の情報提供を迅速かつ広域に行うため、新たな情報提供手段の検討が必要である。

8. 公衆無線 LAN 環境の充実

- 災害情報等を幅広く届けるため、公衆無線 LAN 環境を充実化させ、市内のインターネット環境を整備する必要がある。

9. 避難所・資器材の整備【再掲⇒2-3)、2-4)】

10. 児童・生徒等の安全確保

- 学校において児童・生徒の安全を確保するため、安否確認等の体制を整備する必要がある。

11. 市民相互間の安否確認手段の普及・啓発

- 市民が発災時の安否確認を円滑に行うため、安否確認手段の普及・啓発が必要である。

12. 災害に対する市民による準備の啓発【再掲⇒2-5)】

13. 事業所における従業員の保護、一斉帰宅抑制の推進【再掲⇒2-5)】

14. 多様な情報収集方法の構築

- より多くの情報を迅速に収集するため、多様な手段を用いた情報収集が必要である。

15. 発災時の情報伝達体制の整備【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)】

16. 災害活動体制の整備【再掲⇒2-1)、2-2)、2-3)、3-2)】

17. 戸別受信機の配備【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)】

推進方針

1. 情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等

- 災害情報システムや通信手段が、一部の地域若しくは市域全体にわたって途絶えることのないよう、情報通信機能の脆弱性評価を行い耐災害性の強化、高度化に資する対応策を推進する。

2. 市防災行政無線の設置拡大

- 災害に即した伝達方法を検討し、新たに防災活動拠点等に指定される施設等に市防災行政無線（地域防災系）の設置を推進する。また、市内の音達エリア調査等により市

第1章
本計画の基本的事項

第1節
策定の趣旨

第2節
計画の位置づけ

第3節
策定の流れ

第4節
計画の期間

第5節
市の概況

第6節
想定リスク

第2章
本計画の目標と
基本的な考え方

第1節
基本目標

第2節
事前に備えるべき目標

第3節
国土強靱化を推進する
上での基本的な方針

第3章
脆弱性評価

第1節
脆弱性評価の考え方

第2節
リスクシナリオの設定

第3節
施策分野における関係
性の整理

第4節
脆弱性評価の結果

第4章
推進方針

第5章
計画の推進

第1章
本計画の基本的事項

第1節
策定の趣旨

第2節
計画の位置づけ

第3節
策定の流れ

第4節
計画の期間

第5節
市の概況

第6節
想定リスク

第2章
本計画の目標と
基本的な考え方

第1節
基本目標

第2節
事前に備えるべき目標

第3節
国土強靱化を推進する
上での基本的な方針

第3章
脆弱性評価

第1節
脆弱性評価の考え方

第2節
リスクシナリオの設定

第3節
施策分野における関係
性の整理

第4節
脆弱性評価の結果

第4章
推進方針

第5章
計画の推進

防災行政無線（同報系）の可聴困難区域の把握、解消に努める。

- 災害時の情報伝達の強化を目的とし、同報系の子局配置改善等を行う。

3. 道路の無電柱化【再掲⇒1-1)、2-2)、2-4)、4-1)、4-4)、5-2)、5-3)、5-5)】

4. ICT 部門における業務継続体制の整備【再掲⇒3-2)】

5. 勤務時間外における動員体制【再掲⇒3-2)】

6. 非常配備時の連絡体制の整備【再掲⇒3-2)】

7. 市民への情報提供手段の確保

- 既存の情報提供手段である市防災行政無線 同報系 、同自動電話応答サービス、緊急速報メール、西東京市安全・安心いーなメール 西東京市緊急メール配信サービス や、広報車による市内広報、SNS 等の情報提供ツールを活用するとともに新たな情報提供手段、効果的な運用方法等について検討し、迅速な災害時の情報提供体制を構築する。
- 災害時の市民への情報発信の一つとして、市内広報掲示板の活用方法を検討する。

8. 公衆無線 LAN 環境の充実

- 急速に普及するスマートフォン等の端末を、行政情報や災害対策など、今後のまちづくりの重要なインフラとして活用できるよう、公衆無線 LAN 環境の充実に向けて検討を行う。

9. 避難所・資器材の整備【再掲⇒2-3)、2-4)】

10. 児童・生徒等の安全確保

- 学校等は、学校危機管理マニュアル等に基づき、校舎内での児童・生徒等の安全確保に向けた体制整備や、発災時における児童・生徒等の安全確保のため、あらかじめ保護者等との連絡・安否確認体制を周知徹底しておく（特に電話使用不能時の方法）。

11. 市民相互間の安否確認手段の普及・啓発

- 市民に対し、災害用伝言ダイヤル（西東京市各課が展開するサービスを含む）など、市民相互間の安否確認手段の普及・啓発に努める。

12. 災害に対する市民による準備の啓発【再掲⇒2-5)】

13. 事業所における従業員の保護、一斉帰宅抑制の推進【再掲⇒2-5)】
14. 多様な情報収集方法の構築
 - 被害情報や災害情報の収集について、テレビ、ラジオ、インターネット、SNS 等の様々な手段を用いた多様な情報収集方法の構築に努める。
15. 発災時の情報伝達体制の整備【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)】
16. 災害活動体制の整備【再掲⇒2-1)、2-2)、2-3)、3-2)】
17. 戸別受信機の配備【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)】

第1章
本計画の基本的事項

第1節
策定の趣旨

第2節
計画の位置づけ

第3節
策定の流れ

第4節
計画の期間

第5節
市の概況

第6節
想定リスク

第2章
本計画の目標と
基本的な考え方

第1節
基本目標

第2節
事前に備えるべき目標

第3節
国土強靱化を推進する
上での基本的な方針

第3章
脆弱性評価

第1節
脆弱性評価の考え方

第2節
リスクシナリオの設定

第3節
施策分野における関係
性の整理

第4節
脆弱性評価の結果

第4章
推進方針

第5章
計画の推進

リスクシナリオ 5-2

電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止

第1章 本計画の基本的事項

第1節 策定の趣旨

第2節 計画の位置づけ

第3節 策定の流れ

第4節 計画の期間

第5節 市の概況

第6節 想定リスク

第2章 本計画の目標と 基本的な考え方

第1節 基本目標

第2節 事前に備えるべき目標

第3節 国土強靱化を推進する 上での基本的な方針

第3章 脆弱性評価

第1節 脆弱性評価の考え方

第2節 リスクシナリオの設定

第3節 施策分野における関係 性の整理

第4節 脆弱性評価の結果

第4章 推進方針

第5章 計画の推進

脆弱性評価（概要）

災害時のエネルギー供給の継続に向けて、電力インフラの強化や再生可能エネルギーの導入拡大等を図る必要がある。また、電力等の被害や支障を最小限に抑えるため、電力インフラの強化や再生可能エネルギーの導入拡大、燃料等の搬送体制の整備等を図る必要がある。

脆弱性評価（詳細）

1. 事業者の事業継続力の強化【再掲⇒2-4)、4-1)、4-3)、4-4)、4-5)、5-3)、5-5)、6-6)】
2. 道路の無電柱化【再掲⇒1-1)、2-2)、2-4)、4-1)、4-4)、5-1)、5-3)、5-5)】
3. 再生可能エネルギーの導入拡大【再掲⇒2-2)、2-4)、3-2)、5-3)】
4. 緊急輸送ネットワーク整備【再掲⇒2-1)、2-2)、2-4)、5-3)、5-4)】
5. 燃料の確保【再掲⇒2-3)、2-4)、4-1)、4-4)、5-3)、5-5)】
6. 総合防災訓練の参加・実施【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-1)、2-2)、2-4)、5-3)、5-4)】

推進方針

1. 事業者の事業継続力の強化【再掲⇒2-4)、4-1)、4-3)、4-4)、4-5)、5-3)、5-5)、6-6)】
2. 道路の無電柱化【再掲⇒1-1)、2-2)、2-4)、4-1)、4-4)、5-1)、5-3)、5-5)】
3. 再生可能エネルギーの導入拡大【再掲⇒2-2)、2-4)、3-2)、5-3)】
3. 緊急輸送ネットワーク整備【再掲⇒2-1)、2-2)、2-4)、5-3)、5-4)】
4. 燃料の確保【再掲⇒2-3)、2-4)、4-1)、4-4)、5-3)、5-5)】

5. 総合防災訓練の参加・実施【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-1)、2-2)、2-4)、5-3)、5-4)】

リスクシナリオ 5-3

都市ガス・石油・LP ガス等の燃料供給施設等の長期間・大規模にわたる機能の停止

脆弱性評価（概要）

ガス等の被害や支障を最小限に抑えるため、再生可能エネルギーの導入拡大、燃料等の搬送体制の整備等を図る必要がある。

脆弱性評価（詳細）

1. 事業者の事業継続力の強化【再掲⇒2-4)、4-1)、4-3)、4-4)、4-5)、5-2)、5-5)、6-6)】
2. 道路の無電柱化【再掲⇒1-1)、2-2)、2-4)、4-1)、4-4)、5-1)、5-2)、5-5)】
3. 再生可能エネルギーの導入拡大【再掲⇒2-2)、2-4)、3-2)、5-2)】
4. 緊急輸送ネットワーク整備【再掲⇒2-1)、2-2)、2-4)、5-2)、5-4)】
5. 燃料の確保【再掲⇒2-3)、2-4)、4-1)、4-4)、5-2)、5-5)】
6. 総合防災訓練の参加・実施【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-1)、2-2)、2-4)、5-2)、5-4)】

推進方針

1. 事業者の事業継続力の強化【再掲⇒2-4)、4-1)、4-3)、4-4)、4-5)、5-2)、5-5)、6-6)】
2. 道路の無電柱化【再掲⇒1-1)、2-2)、2-4)、4-1)、4-4)、5-1)、5-2)、5-5)】
3. 再生可能エネルギーの導入拡大【再掲⇒2-2)、2-4)、3-2)、5-2)】
4. 緊急輸送ネットワーク整備【再掲⇒2-1)、2-2)、2-4)、5-2)、5-4)】
5. 燃料の確保【再掲⇒2-3)、2-4)、4-1)、4-4)、5-2)、5-5)】

第1章 本計画の基本的事項

第1節 策定の趣旨

第2節 計画の位置づけ

第3節 策定の流れ

第4節 計画の期間

第5節 市の概況

第6節 想定リスク

第2章 本計画の目標と 基本的な考え方

第1節 基本目標

第2節 事前に備えるべき目標

第3節 国土強靱化を推進する 上での基本的な方針

第3章 脆弱性評価

第1節 脆弱性評価の考え方

第2節 リスクシナリオの設定

第3節 施策分野における関係 性の整理

第4節 脆弱性評価の結果

第4章 推進方針

第5章 計画の推進

6. 総合防災訓練の参加・実施【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-1)、2-2)、2-4)、5-2)、5-4)】

第1章
本計画の基本的事項

第1節
策定の趣旨

第2節
計画の位置づけ

第3節
策定の流れ

第4節
計画の期間

第5節
市の概況

第6節
想定リスク

第2章
本計画の目標と
基本的な考え方

第1節
基本目標

第2節
事前に備えるべき目標

第3節
国土強靱化を推進する
上での基本的な方針

第3章
脆弱性評価

第1節
脆弱性評価の考え方

第2節
リスクシナリオの設定

第3節
施策分野における関係
性の整理

第4節
脆弱性評価の結果

第4章
推進方針

第5章
計画の推進

リスクシナリオ 5-4

上下水道施設の長期間にわたる機能停止

脆弱性評価（概要）

災害時の上水道の停止に備えるため、生活用水等の確保に向けた対策を推進する必要がある。また、災害時にも下水道機能を確保するため、維持管理、防災対策の実施、業務継続のための体制強化等が必要である。

脆弱性評価（詳細）

1. 給水に関する訓練【再掲⇒2-4)】
2. 給水資器材の整備【再掲⇒2-4)】
3. 総合防災訓練の参加・実施【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-1)、2-2)、2-4)、5-2)、5-3)】
4. 生活用水の確保【再掲⇒2-4)、4-5)】
5. 道路・下水道施設の液状化対策【再掲⇒2-2)、2-4)、4-1)、4-4)、5-4)、5-5)】
6. 緊急輸送ネットワーク整備【再掲⇒2-1)、2-2)、2-4)、5-2)、5-3)、5-4)】
7. 下水道施設の地震対策
 - 震災時に下水機能を確保するため、下水道施設の耐震化や非常用設備の整備が必要である。
8. 下水道の維持管理、復旧対策の迅速化【再掲⇒1-3)】
9. 下水道の業務継続に必要な体制の整備
 - 下水道施設が被災した際に早急に下水道機能を復旧させるため、下水道 BCP の作成及び BCP 訓練の実施が必要である。

推進方針

1. 給水に関する訓練【再掲⇒2-4)】
2. 給水資器材の整備【再掲⇒2-4)】
3. 総合防災訓練の参加・実施【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-1)、2-2)、2-4)、5-2)、5-3)】
4. 生活水の確保【再掲⇒2-4)、4-5)】
5. 道路・下水道施設の液状化対策【再掲⇒2-2)、2-4)、4-1)、4-4)、5-4)、5-5)】
6. 緊急輸送ネットワーク整備【再掲⇒2-1)、2-2)、2-4)、5-2)、5-3)、5-4)】
7. 下水道施設の地震対策
 - 下水道課は、建物や、管きょ、マンホール等の構造物の重要度に応じて必要な耐震性の確保を図る。また、被害箇所の的確な把握のため、管きょの埋設時期及び維持管理の履歴情報等を含む地図情報の整備、活用を図る。その他、停電時などの非常時においても下水道機能を維持するため、非常用発電設備が設置されていない施設への早期導入を推進するとともに、燃料の事前確保に努める。
8. 下水道の維持管理、復旧対策の迅速化【再掲⇒1-3)】
9. 下水道の業務継続に必要な体制の整備
 - 大規模地震により下水道施設が被災した場合に、速やかに下水道機能を維持・回復させるため、国が平成24年3月に作成した「下水道BCP策定マニュアル～第2版～(地震・津波編)」を基に下水道BCPを作成する。
 - 下水道施設は、市民生活にとって重要なライフラインであり、災害時にもその機能を維持又は早期回復を図ることが必要なため、策定した下水道BCPを効果的に実施するために、訓練計画に基づき訓練を実施する。

第1章 本計画の基本的事項

第1節 策定の趣旨

第2節 計画の位置づけ

第3節 策定の流れ

第4節 計画の期間

第5節 市の概況

第6節 想定リスク

第2章 本計画の目標と 基本的な考え方

第1節 基本目標

第2節 事前に備えるべき目標

第3節 国土強靱化を推進する 上での基本的な方針

第3章 脆弱性評価

第1節 脆弱性評価の考え方

第2節 リスクシナリオの設定

第3節 施策分野における関係 性の整理

第4節 脆弱性評価の結果

第4章 推進方針

第5章 計画の推進

リスクシナリオ 5-5

地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

第1章 本計画の基本的事項

第1節 策定の趣旨

第2節 計画の位置づけ

第3節 策定の流れ

第4節 計画の期間

第5節 市の概況

第6節 想定リスク

第2章 本計画の目標と 基本的な考え方

第1節 基本目標

第2節 事前に備えるべき目標

第3節 国土強靱化を推進する 上での基本的な方針

第3章 脆弱性評価

第1節 脆弱性評価の考え方

第2節 リスクシナリオの設定

第3節 施策分野における関係 性の整理

第4節 脆弱性評価の結果

第4章 推進方針

第5章 計画の推進

脆弱性評価（概要）

災害時にも地域交通ネットワークを維持し、人流・物流への甚大な影響を防止するため、道路や橋梁の整備、道路啓開に向けた体制の整備等を進める必要がある。また、建物倒壊に伴う閉塞及び交通麻痺を防止するため、緊急輸送道路の沿道建築物及び地下構造物の耐震化等を促進する必要がある。

脆弱性評価（詳細）

1. 幹線道路の整備【再掲⇒1-2)、2-2)、2-4)、4-1)、4-4)】
2. 主要生活道路の整備【再掲⇒2-2)、2-4)、4-1)、4-4)】
3. 区画道路の整備【再掲⇒2-2)、2-4)、4-1)、4-4)】
4. 踏切除却推進、交通結節点整備等【再掲⇒2-2)、2-4)、4-1)、4-4)】
5. 道路等施設の安全化【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-2)、2-4)、4-1)、4-4)】
6. 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化【再掲⇒1-1)、2-2)、2-4)、4-1)、4-4)】
7. 道路・下水道施設の液状化対策【再掲⇒2-2)、2-4)、4-1)、4-4)、5-4)】
8. 道路の交通支障の防止対策【再掲⇒1-1)、2-2)、2-4)、4-1)、4-4)】
9. 道路の無電柱化【再掲⇒1-1)、2-2)、2-4)、4-1)、4-4)、5-1)、5-2)、5-3)、5-4)】
10. 市街地の整備・安全化【再掲⇒1-1)、1-2)、2-2)、2-4)、4-1)、4-4)】
11. 障害物除去用資器材の整備【再掲⇒2-2)、2-4)、4-1)、4-4)】
12. 地域内輸送の体制・環境整備【再掲⇒2-4)、4-1)、4-4)】

13. 燃料の確保【再掲⇒2-3)、2-4)、4-1)、4-4)、5-2)、5-3)】
 14. 駅周辺の放置自転車への対策【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-2)、2-4)、4-1)、4-4)】
 15. 放置自転車対策の推進【再掲⇒2-2)、2-4)、4-1)、4-4)】
 16. 事業者の事業継続力の強化【再掲⇒2-4)、4-1)、4-3)、4-4)、4-5)、5-2)、5-3)、6-6)】
 17. 災害時の交通に関する広報啓発活動【再掲⇒2-2)、2-4)、4-1)、4-4)】
 18. 地域公共交通の担い手との連携強化
 - 災害時に安全かつ円滑な移動手段を確保するため、地域公共交通の連携体制の強化が必要である。
 19. 骨格防災軸・延焼遮断帯の整備促進【再掲⇒1-2)、2-4)】
- 推進方針**
1. 幹線道路の整備【再掲⇒1-2)、2-2)、2-4)、4-1)、4-4)】
 2. 主要生活道路の整備【再掲⇒2-2)、2-4)、4-1)、4-4)】
 3. 区画道路の整備【再掲⇒2-2)、2-4)、4-1)、4-4)】
 4. 踏切除却推進、交通結節点整備等【再掲⇒2-2)、2-4)、4-1)、4-4)】
 5. 道路等施設の安全化【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-2)、2-4)、4-1)、4-4)】
 6. 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化【再掲⇒1-1)、2-2)、2-4)、4-1)、4-4)】
 7. 道路・下水道施設の液状化対策【再掲⇒2-2)、2-4)、4-1)、4-4)、5-4)】
 8. 道路の交通支障の防止対策【再掲⇒1-1)、2-2)、2-4)、4-1)、4-4)】
 9. 道路の無電柱化【再掲⇒1-1)、2-2)、2-4)、4-1)、4-4)、5-1)、5-2)、5-3)、5-4)】

第1章
本計画の基本的事項

第1節
策定の趣旨

第2節
計画の位置づけ

第3節
策定の流れ

第4節
計画の期間

第5節
市の概況

第6節
想定リスク

第2章
本計画の目標と
基本的な考え方

第1節
基本目標

第2節
事前に備えるべき目標

第3節
国土強靱化を推進する
上での基本的な方針

第3章
脆弱性評価

第1節
脆弱性評価の考え方

第2節
リスクシナリオの設定

第3節
施策分野における関係
性の整理

第4節
脆弱性評価の結果

第4章
推進方針

第5章
計画の推進

第1章
本計画の基本的事項

第1節
策定の趣旨

第2節
計画の位置づけ

第3節
策定の流れ

第4節
計画の期間

第5節
市の概況

第6節
想定リスク

第2章
本計画の目標と
基本的な考え方

第1節
基本目標

第2節
事前に備えるべき目標

第3節
国土強靱化を推進する
上での基本的な方針

第3章
脆弱性評価

第1節
脆弱性評価の考え方

第2節
リスクシナリオの設定

第3節
施策分野における関係
性の整理

第4節
脆弱性評価の結果

第4章
推進方針

第5章
計画の推進

10. 市街地の整備・安全化【再掲⇒1-1)、1-2)、2-2)、2-4)、4-1)、4-4)】
11. 障害物除去用資器材の整備【再掲⇒2-2)、2-4)、4-1)、4-4)】
12. 地域内輸送の体制・環境整備【再掲⇒2-4)、4-1)、4-4)】
13. 燃料の確保【再掲⇒2-3)、2-4)、4-1)、4-4)、5-2)、5-3)】
14. 駅周辺の放置自転車への対策【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-2)、2-4)、4-1)、4-4)】
15. 放置自転車対策の推進【再掲⇒2-2)、2-4)、4-1)、4-4)】
16. 事業者の事業継続力の強化【再掲⇒2-4)、4-1)、4-3)、4-4)、4-5)、5-2)、5-3)、6-6)】
17. 災害時の交通に関する広報啓発活動【再掲⇒2-2)、2-4)、4-1)、4-4)】
18. 地域公共交通の担い手との連携強化
 - 災害時に安全かつ円滑な移動手段となることで、被災時の生活を支えられるよう、機能の維持、早期の復旧に向けた取組を進め、またその情報提供を円滑にするため、地域公共交通の連携体制の強化を図る。
19. 骨格防災軸・延焼遮断帯の整備促進【再掲⇒1-2)、2-4)】

リスクシナリオ 5-6

大規模火山噴火に伴う降灰によるライフラインや交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

脆弱性評価（概要）

富士山が大規模噴火した場合は市内でも数 cm の降灰が予想され、降灰による健康被害や事故等が懸念される。被害を軽減する対策を検討する必要がある。

脆弱性評価（詳細）

1. 火山灰対策

- 富士山が大規模噴火した場合は市内でも数 cm の降灰が予想され、降灰による健康被害や事故等が懸念される。このため、本市では、地域防災計画に火山編を追加し、富士山等の噴火による降灰を想定し、これに対処するための対策を計画した。
- 噴火による降灰対応について経験が少ないため、国や都などの関係機関との情報連絡態勢について定期的に点検し、緊急事態においても関係者との連携体制や市民への速やかな情報提供ができる体制を整えておく必要がある。

推進方針

1. 火山灰対策

- 火山対策として、噴火兆候の早期把握に努めるとともに、降灰情報の伝達及び降灰被害発生時における関係機関との連絡・連携体制を強化する。また、富士山噴火による降灰被害について、国の検討状況を踏まえ、被害を軽減する対策を検討する。

第1章
本計画の基本的事項

第1節
策定の趣旨

第2節
計画の位置づけ

第3節
策定の流れ

第4節
計画の期間

第5節
市の概況

第6節
想定リスク

第2章
本計画の目標と
基本的な考え方

第1節
基本目標

第2節
事前に備えるべき目標

第3節
国土強靱化を推進する
上での基本的な方針

第3章
脆弱性評価

第1節
脆弱性評価の考え方

第2節
リスクシナリオの設定

第3節
施策分野における関係
性の整理

第4節
脆弱性評価の結果

第4章
推進方針

第5章
計画の推進

目標6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

リスクシナリオ 6-1

自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れる事態

第1章 本計画の基本的事項

第1節 策定の趣旨

第2節 計画の位置づけ

第3節 策定の流れ

第4節 計画の期間

第5節 市の概況

第6節 想定リスク

第2章 本計画の目標と 基本的な考え方

第1節 基本目標

第2節 事前に備えるべき目標

第3節 国土強靱化を推進する 上での基本的な方針

第3章 脆弱性評価

第1節 脆弱性評価の考え方

第2節 リスクシナリオの設定

第3節 施策分野における関係 性の整理

第4節 脆弱性評価の結果

第4章 推進方針

第5章 計画の推進

脆弱性評価（概要）

円滑な復旧・復興に向けて、建設関係団体やボランティア等との連携強化を図る必要がある。

脆弱性評価（詳細）

1. 災害時の応援体制の整備（応急復旧支援）【関連⇒6-2）】

- 道路、河川、上下水道等のインフラ施設が被災した場合、復旧・復興の妨げとならぬよう、災害発生直後から被災状況の把握や危険の除去、応急的な復旧等を行い、本格的な復旧作業に円滑に移行していく必要がある。

2. ボランティア人材の確保【再掲⇒2-1）、6-2）】

3. ボランティアの活動体制の整備【再掲⇒2-1）、6-2）】

推進方針

1. 災害時の応援体制の整備（応急復旧支援）【関連⇒6-2）】

- 災害発生時のインフラ施設等の応急対策業務に関して、総合防災訓練等を通じて建設関係団体等との連携強化を図り、災害時応援協定の実効性を高める。

2. ボランティア人材の確保【再掲⇒2-1）、6-2）】

3. ボランティアの活動体制の整備【再掲⇒2-1）、6-2）】

リスクシナリオ 6-2

復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態

脆弱性評価(概要)

円滑な復旧・復興に向けて、建設関係団体やボランティア等との連携強化を図る必要がある。

脆弱性評価(詳細)

1. 災害時の応援体制の整備(応急復旧支援)【再掲⇒6-1)】
2. ボランティア人材の確保【再掲⇒2-1)、6-1)】
3. ボランティアの活動体制の整備【再掲⇒2-1)、6-1)】

推進方針

1. 災害時の応援体制の整備(応急復旧支援)【再掲⇒6-1)】
2. ボランティア人材の確保【再掲⇒2-1)、6-1)】
3. ボランティアの活動体制の整備【再掲⇒2-1)、6-1)】

第1章 本計画の基本的事項

第1節 策定の趣旨

第2節 計画の位置づけ

第3節 策定の流れ

第4節 計画の期間

第5節 市の概況

第6節 想定リスク

第2章 本計画の目標と 基本的な考え方

第1節 基本目標

第2節 事前に備えるべき目標

第3節 国土強靱化を推進する 上での基本的な方針

第3章 脆弱性評価

第1節 脆弱性評価の考え方

第2節 リスクシナリオの設定

第3節 施策分野における関係 性の整理

第4節 脆弱性評価の結果

第4章 推進方針

第5章 計画の推進

リスクシナリオ 6-3

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

第1章 本計画の基本的事項

第1節 策定の趣旨

第2節 計画の位置づけ

第3節 策定の流れ

第4節 計画の期間

第5節 市の概況

第6節 想定リスク

第2章 本計画の目標と 基本的な考え方

第1節 基本目標

第2節 事前に備えるべき目標

第3節 国土強靱化を推進する 上での基本的な方針

第3章 脆弱性評価

第1節 脆弱性評価の考え方

第2節 リスクシナリオの設定

第3節 施策分野における関係 性の整理

第4節 脆弱性評価の結果

第4章 推進方針

第5章 計画の推進

脆弱性評価（概要）

発災時は廃棄物が大量に発生する恐れがある。円滑な処理に向けて、体制や資器材の整備が必要である。

脆弱性評価（詳細）

1. 災害廃棄物処理の体制整備

- 災害時の災害廃棄物処理を円滑に行うため、処理に必要な資器材やマンパワーの確保等処理体制の整備が必要である。

推進方針

1. 災害廃棄物処理の体制整備

- 所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や、不足が想定されるマンパワーや資器材に対する備えを検証、確保する。
- あらかじめ、災害廃棄物集積場所候補地を指定する。
- 災害廃棄物処理に関するマニュアルを災害廃棄物処理計画に定めるとともに、国や都の動向等を踏まえ随時修正する。
- 大規模災害時には、一時的に大量の廃棄物が発生するほか、交通の断絶等に伴い、平時と同じ収集・運搬・処理・処分では対応が困難である。そのため、災害廃棄物処理計画を策定し、事前に十分な対策を講ずる。

リスクシナリオ 6-4

事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価（概要）

応急仮設住宅の整備や被災者の生活再建が円滑に進むよう、体制の整備が必要である。

脆弱性評価（詳細）

1. 応急仮設住宅建設用地の選定

- 仮設住宅の建設を円滑に行うため、建設用地の選定を事前に行う必要がある。

2. オープンスペースの把握と活用【再掲⇒2-4）】

3. 罹災証明の事前準備

- 罹災証明の交付を円滑に行うため、研修及び訓練の実施が必要である。

4. 被災者生活再建支援金の支給体制整備

- 被災者生活再建支援金を迅速に給付するため、受付体制を整備する必要がある。

5. 義援金の配分事務の準備

- 義援金の募集及び配分を迅速に行うため、必要な手続の明確化が必要である。

推進方針

1. 応急仮設住宅建設用地の選定

- 住宅課は、みどり公園課・スポーツ振興課・公共施設マネジメント課・都市計画課・建築指導課・危機管理課関係各課と調整の上、応急仮設住宅建設予定地について、接道及び用地、ライフラインの整備状況、広域避難場所などの利用の有無等を考慮し、選定しておく。また、都の求めに応じて年1回報告する。

2. オープンスペースの把握と活用【再掲⇒2-4）】

3. 罹災証明の事前準備

- 都が作成するガイドラインに基づき、被災者生活再建支援システムを活用した住家被害認定調査の手法や、罹災証明交付体制を構築する。調査手法や罹災証明事務手続に関する職員研修及び定期的な訓練を実施する。

第1章
本計画の基本的事項

第1節
策定の趣旨

第2節
計画の位置づけ

第3節
策定の流れ

第4節
計画の期間

第5節
市の概況

第6節
想定リスク

第2章
本計画の目標と
基本的な考え方

第1節
基本目標

第2節
事前に備えるべき目標

第3節
国土強靱化を推進する
上での基本的な方針

第3章
脆弱性評価

第1節
脆弱性評価の考え方

第2節
リスクシナリオの設定

第3節
施策分野における関係
性の整理

第4節
脆弱性評価の結果

第4章
推進方針

第5章
計画の推進

4. 被災者生活再建支援金の支給体制整備

- 被災者生活再建支援金の受付体制を整備し、迅速化を図る。

5. 義援金の配分事務の準備

- 義援金の募集・配分について、あらかじめ必要な手続を明確にする。

リスクシナリオ 6-5

貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

脆弱性評価（概要）

文化財や有形・無形の文化を守るため、文化財の破損・遺失を防ぐ対策や地域コミュニティの維持・活性化を図る必要がある。

脆弱性評価（詳細）

1. 文化財施設の安全対策

- 市内には、国指定史跡「下野谷遺跡」や「玉川上水」をはじめ、国指定名勝「小金井（サクラ）」、都指定文化財「田無神社本殿・拝殿」などに代表される様々な文化財が残っており、貴重な観光資源となっているとともに、市民の誇りの根幹をなすものとなっている。これらをより良好な状態で後世に引き継いでいくために、文化財等で老朽化している建造物については、適切な修理を行うとともに、地震災害に備えるため、耐震改修を行い、耐震化を促進する必要がある。また、未指定の文化財に関してもリスト化を進める等災害時の状況把握の準備をする必要がある。

2. 地域コミュニティ機能の維持・活性化

- 地域コミュニティの維持・活性化を図るため、町内会や町内活動団体等、様々な団体における交流や連携を促進させ、主体的な取組を支援し、人材の育成やすそ野の拡大、団体・組織の活動基盤強化等に努める必要がある。
- 人口減少と、高齢化に伴い生活機能の低下や交通手段の不足など問題が生じている地域については、地域コミュニティ機能の維持・確保に向けて、地域の実情に即した対策を実施する必要がある。

3. 自治会・町内会加入促進・啓発・支援

- 災害時の市民の協力体制を構築するため、自治会・町内会への加入を啓発し、地域活

動への参画を促進する必要がある。

推進方針

1. 文化財施設の安全対策

- 市内文化財総合調査事業により、歴史資源を保存・継承していくため、遺跡の発掘調査や文化財の調査・指定・登録の整備を継続する。
- 市が有する史跡や建造物など、数多くの文化財等は、被災後における市民の精神的な支えとなることや、観光資源として復旧・復興の原動力となることが期待されるため、老朽化等に対する保存修理や耐震補強など、防災対策を推進する。
- 国の文化財保存事業補助金制度の活用による文化財の修繕等を推進する。
- 文化財所有者の防災意識の向上を図る。
- 文化財のリスト化を進める。
- 文化財施設の安全対策を進め、定期的に消防機関への通報、消火、重要物件の搬出等の訓練を実施し、防火・防災上の確認及び検証を行う。

2. 地域コミュニティ機能の維持・活性化

- 災害時においても復旧・復興が迅速かつ円滑になされるよう、町内会や町内活動団体等、様々な団体における交流や連携を促進させ、団体・組織の活動基盤強化等に努める。
- 住民に対し、地域対策の先進事例の紹介や多様な主体との交流・ネットワーク構築の場を提供することにより、地域コミュニティ機能の維持・確保を図る取組を実施する。

3. 自治会・町内会加入促進・啓発・支援

- 自治会・町内会への加入促進・啓発・支援を行い、地域活動への参画を促進する。

第1章 本計画の基本的事項

第1節 策定の趣旨

第2節 計画の位置づけ

第3節 策定の流れ

第4節 計画の期間

第5節 市の概況

第6節 想定リスク

第2章 本計画の目標と 基本的な考え方

第1節 基本目標

第2節 事前に備えるべき目標

第3節 国土強靱化を推進する 上での基本的な方針

第3章 脆弱性評価

第1節 脆弱性評価の考え方

第2節 リスクシナリオの設定

第3節 施策分野における関係 性の整理

第4節 脆弱性評価の結果

第4章 推進方針

第5章 計画の推進

リスクシナリオ 6-6

風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響

第1章 本計画の基本的事項

第1節 策定の趣旨

第2節 計画の位置づけ

第3節 策定の流れ

第4節 計画の期間

第5節 市の概況

第6節 想定リスク

第2章 本計画の目標と 基本的な考え方

第1節 基本目標

第2節 事前に備えるべき目標

第3節 国土強靱化を推進する 上での基本的な方針

第3章 脆弱性評価

第1節 脆弱性評価の考え方

第2節 リスクシナリオの設定

第3節 施策分野における関係 性の整理

第4節 脆弱性評価の結果

第4章 推進方針

第5章 計画の推進

脆弱性評価（概要）

風評により、地域経済が甚大な影響を受けるという東日本大震災の経験を踏まえ、風評被害の払拭に向けた対応について検討を深めていく必要がある。

脆弱性評価（詳細）

1. 化学薬品取扱施設の安全化【再掲⇒4-2】

2. 風評被害等の防止に向けた適切な情報発信・販売対策等

- 災害等の発生に伴う誤認識や消費者の過剰反応などの風評により、地域経済が甚大な影響を受けるという東日本大震災の経験を踏まえ、正確な情報をいち早く収集し、適時適切に情報発信していくとともに、風評被害の払拭に向けた粘り強い取組を通じて、戦略的・効果的な対策の手法等について検討を深めていく必要がある。

3. 事業者の事業継続力の強化【再掲⇒2-4)、4-1)、4-3)、4-4)、4-5)、5-2)、5-3)、5-5)】

推進方針

1. 化学薬品取扱施設の安全化【再掲⇒4-2】

2. 風評被害等の防止に向けた適切な情報発信・販売対策等

- 災害等の発生に伴う誤認識や消費者の過剰反応などの風評により、地域経済が甚大な影響を受けるという東日本大震災の経験を踏まえ、正確な情報をいち早く収集し、適時適切に情報発信を行う。

3. 事業者の事業継続力の強化【再掲⇒2-4)、4-1)、4-3)、4-4)、4-5)、5-2)、5-3)、5-5)】

第4章 計画の推進

本計画は、以下に示す方針のもと進捗管理、見直しを実施しながら、着実に推進していく。

第1節 計画の推進

計画の推進に当たっては、全庁横断的に取り組むとともに、国や都、その他の防災関係機関、事業所、地域の防災組織及び市民の総力を結集し、一丸となって推進していく必要がある。平時から様々な取組を通じた関係構築を進めるとともに、効果的な施策の推進に努める。

本計画は、本市の施策の中で国土強靱化の観点から重要なものを整理したものである。従って、計画に記載のある全ての施策を重点化の対象と位置付け、推進していく。

第2節 進捗管理

進捗管理に当たっては、施策の進捗把握に努める。本計画の推進方針に基づき実施する事業については、事業の進捗や事業化の状況を踏まえ、適切な進捗管理を行う。

強靱化の具体的な取組については、地域防災計画等の当該取組が位置付けられた分野別計画等のもとで、着実に推進していくものとする。

第3節 計画の見直し

社会情勢の変化や新たな大規模自然災害の発生、国や都の動向、市に多大な影響を及ぼす被害想定の変更、総合計画をはじめとする各種計画や施策の進捗状況等を考慮し、必要に応じて見直しを行う。

本計画は、他の分野別計画における国土強靱化に関する指針となるため、他の計画の見直し及び修正等において、本計画と整合を図る。

第1章
本計画の基本的事項

第2章
本計画の目標と
基本的な考え方

第3章
総務性評価

第1節
脆弱性評価の考え方

第2節
リスクシナリオの設定

第3節
施策分野における関係
性の整理

第4節
施策分野における関係
性の整理

目標1
あらゆる自然災害に対し、
直接死を最大限防ぐ

目標2
救助・救急、医療活動が
迅速に行われるとともに、
被災者等の健康・避難生
活環境を確実に確保す
ることにより、間接死を最
大限防ぐ

目標3
必要不可欠な行政機能
は確保する

目標4
経済活動を機能不全に
陥らせない

目標5
情報通信サービス、電力
等ライフライン、燃料供
給関連施設、交通ネット
ワーク等の被害を最小
限に留めるとともに、早
期に復旧させる

目標6
社会・経済が迅速かつ従
前より強靱な姿で復興で
きる条件を整備する

第4章
計画の推進

第1節
計画の推進

第2節
進捗管理

第3節
計画の見直し

西東京市国土強靱化地域計画

令和7年●月

西東京市